

鹿児島県史料集(23)

新修舊鹿児島藩領

国・郡・郷・村・浦・町附

上卷

（舊鹿児島藩地方行政区画要覧）

刊 行 の こ と ば

鹿児島県史料第二十三集として「新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附」上を刊行します。
本書は、「諸郷村附並浦附」「薩隅日琉諸郷便覧」「薩隅日郡村名附」「薩隅日並琉球高辻帳」を収載したものです。

県史料の刊行は、資料の保存をはかり、研究者の利用に供することを目的に進めてきた県立図書館の事業の一つで、史料集の刊行が、こんにちまでとどこおりなく続けられていることは、県史料刊行委員の方々の並々なぬ協力の賜と存じます。

今回は、地誌的な資料を選び、鹿児島経済大学教授の原口虎雄氏に編集・校訂・校閲をいただきました。長期間にわたるお骨折りに心から感謝いたします。

なお、この史料が地方史の研究に少しでも役立てば幸いです。

昭和五十八年三月

鹿児島県立図書館長

東 正 昭

「新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附」

上 卷 目 次

一、	「諸郷村附」並浦附	一一
二、	薩隅日琉諸郷便覧	三七
三、	薩隅日郡村名附	一二七
四、	薩隅日並琉球高辻帳	一四一

郷土誌の研究と地誌

鹿児島大学名誉教授
鹿児島経済大学教授
原口 虎雄

『地誌』は、郷土誌の研究の上で、絶対に必要な基本的史料である。『地誌』の研究者が存在しているか、否か、の条件のちがひによつて、研究の難易や結果に、たいへんな相違が生じる。

ちよつと考えただけでもわかることだが、維新後の一世紀、ことに今次第二次世界大戦後の日本社会の変貌はめまぐるしく、人々の生活はまるで一変し、衣食住の万般にわたり欧米の合理化が進み、急速に伝統が失なわれつつある。いや、単に社会変貌のみならず、国土の景観そのものも、開発と名のつく人工暴風のために一変しつつある。海や川が陸になり、山が平地に変わり、すっかり往時の面影をとめていない。自動車道路の建設は町や村をズタズタに切りきざんだ。古人のいわゆる「滄桑の変」とは、このことを指すのであろうか。

今こそ、むかし各郷土で編纂された『地誌』や、藩で編纂された『名勝志』(実は『地誌』である)の価値が高く再評価され、広く利用されるべき時である。

各郷土でむかし編纂された『地誌』では、たとえば『高山名勝志』(薩州肝付郡高山由緒紀方略という。文政七年(一八二四)七月進達。この文政の名勝志は補記して、天保一〇年(一八三九)亥二月一日、御記録奉行再提方掛に進達してあるから、これは正確には『高山名勝志』再提方掛というべきか。実に秘密的な調査で、かなり大冊である。高山町役場の蔵には紛失していたが幸にも県立図書館蔵写本が存在していたので、高山町では県立図書館蔵本を写して保管している。また昭和四一年一月三日発行の『高山郷土誌』の巻末に全文を収載している。残念なことに県立図書館蔵本も、高山町写本も、いずれも写本の年月日、著者、底本、糾合者などの名を載せていない。写本としては筋のよいものである。(なお写本の『高山名勝志』の巻末には、大隈国肝付郡高山郷地名)・『大崎名勝志』(これも名勝志)と同じく文政七年(一八二四)甲申五月の進達であるが、朱書の補記があり、天保八年(一八二八)戊辰四月の再提方通達にもつき進達したものの控である。これまたかなりな分量で、記事も亦精細である。

残念ながら刊本になっていない。『小根占名勝志』(これもまた文政七年八月進達の『名勝志』模写本は筆者所有。原本は町有)であるが、正確には『小根占名勝志再提方掛』というべきものである。絵図なども付き、かなり精細な好著である。県立図書館に所蔵されているが、恐らく根占町の控書を入ししたものである。模写本は筆者蔵。昭和四九年二月一日、根占郷土資料編纂部として根占町より刊行)・『大根占名勝志』(行の『大根占町誌』の巻末に収載されている。町役場所蔵。しかしこの外に、明治二年巳十一月前山町右衛門写本が存在しているが、これは甲辰八月九日、名勝志再提方掛御奉行樋口今彦殿となつてゐるから、これはまた正確には『大根占名勝志再提方掛』と名づくべきものである。後の補記も加えて進達されたものであるから、この本の方がよかつたと思われる。いずれ正確な写本を県あたりに作るべき)・『鹿屋名勝志』(『名勝志御札方二付簡条書』の題名の御役場の留書。文政七年申四月の旨が巻尾に補記してあるから、これまた『鹿屋名勝志再提方掛』と正確には呼ぶべき)・『鹿屋舊跡等』(寛政十二年(一八〇〇)の日附があるから、寛政の『鹿屋名勝志』である。原本に鹿屋市打馬の故伊地知宗次郎氏蔵。模写本筆者蔵)・『御札方二付簡条書』(寛政十二年(一八〇〇)の日附があるから、寛政の『鹿屋名勝志』である。原本に鹿屋市打馬の故伊地知宗次郎氏蔵。模写本筆者蔵)・『一之宮大明神神社由緒其外取調帳 申良』(文久三年(一八六三)亥正月、申良郷は文書のひん五社大明神に収載してある。天保二年(一八五一)辛亥八月二十八日の若水玄郷正誌に収載してある)・『内之浦由来記』(天保二年(一八五一)辛亥八月二十八日の若水玄郷正誌に収載してある)・『末古根元帳』(慶安三年(一六五〇)置以来の山来と諸家の経緯を記す。二月廿日)・『末古衆中引付帳』(末古町追討に蔵)・『上記』書は末古町に原本はあるが、模写本筆者蔵)・『垂城録』(文化七年(一八〇六)年六月一日の日附がある。公義天文方)・『垂城伝誌』(享保九年(一七九六)年(上記二書は『名勝志』の代りとなる。外に『御府温故集』があるが前記川上親賢の月夜の川上親賢の著)・『子親記』が父の志について『垂城伝誌』をさらに詳細にした好著。親賢は享和二年(一八〇三)二月一日(以上三書とも、筆水市史料集として)・『国分諸古記 上中下』(薩分士族野村源右衛門の所蔵で明治二二年一月の写本が鹿児島大学中央図書館の玉里文庫に蔵せられてゐる。筆水市史料集として)・『帖佐由来記』(これは寛政六歳(一七九四)寅閏一月の日附があるから、帖佐名勝志)・『清水郷神社松間其他古書山帳』(鹿児島大学中央図書館所蔵玉里文庫所蔵。明治廿一年八月の写本。筆者も写本蔵。すくなくとも内容で充実したもの)・『志布志舊記 上下巻』(鹿児島大学農学部図書館分館蔵。小出教授が志布志伊地知の『氏に譲つて写本せしもの。明治の中期までの記録類まで収めたるかなりな大冊。すくなくとも内容で充実したもの。志布志名勝志』を基にしたものである。今日失なれてゐる由である)・『牛根名勝志』(申五、但し巻尾に、申五月、名勝志再提方掛御奉行樋口今彦殿。天保九年戊辰閏十月十日の後書があるから、『牛根名勝志再提方掛』と正確には云うべきである。県立図書館所蔵。筆者も写本蔵)・『懐中島記』(上巻薩摩直書。大正六年(一九一七)一月、鹿児島高等農林学校教授小出氏が、種子島豊山文庫蔵以後の記述で、江中)・『我目分明記』(種子島家第九代父基の手記。自らの備忘録と考へられ、県立図書館蔵写本がある。筆者も模写している。良い史料である)・『種子島家譜』(明治期家譜。八九巻の大冊であり、品中の地誌にも及んでいるから、たとい『名勝志』、前記『懐中島記』やその他の種子島文書を参照すれば足りる)・『百引名勝考』

なおこれらの外に多くの旅行記・見聞記は重視すべきで、たとえ

『西遊』にて、前記『日本庶民生活史料集成』第二巻に収載

『**鹿児島ぶり**』(天保六へ一八三五)年、伊東陵舎著。国立国会図書館本・内閣文庫本・東京大学史料編纂所本等がある。一九六九年九月「日本庶民生活史料集成 第九」として、鈴

「薩摩見聞記」

われわれは右の外に、『薩藩政要録』
（六巻。昭和二五年三月、鹿児島県立図書館の鹿児島史料刊行会より） 桃園惠真・五味克夫・玄

城島津家所蔵。この外に『歴代制度』の名で八十数巻の東大史料編纂所蔵の旧島津公廩家本があるが、明治の写、網集で、『列朝制度』の方をまされりとする。江戸末期編成のいわば一種の『薩藩百科大辞典』的なもの

藩内総検地の集計であるが、藩初りの統計も附記してある。鹿児島大学教育学部の昭和四十六年八月刊『薩半島の総合的研究』所収。写本は東京大学史料編纂所・鹿児島県立図書館・鹿児島県総合史料編纂所・小生

（明治四年、写本は県立）
（県立図書館・小生写本蔵）

最もあらばあれ、これらの『地誌』または『准地誌』の中で、最

本書は全国的に見ても断然第一級の『地誌』である。明治七年ごろ

学者たちの手になるもので、寺院の記事がなく、記事も簡略である。

すべく、また便宜とすべき『地誌』である。『三国名勝図会』は、貞

“ついに” 完成した編纂事業であつた。筆者が “ついに” とことと

内の村々・津々浦々・島々まで、細大もらさず、藩内諸郷に命じて

誌であつたからである。『三国名勝図会』は、一代將軍徳川家斉の

名勝誌
上記一書は
薩藩名勝百図考
五卷、曾繁著。東大史料編纂所
鹿児島県立図書館
なども手

命じて編纂させたものである。

ろは薩藩財政が破産寸前のドン底に陥っていた時で、右に述べたと

不意であつたが、天呆一四手（二八四三）になる、まゝ

業をなしとげた孫の斉興もたいへんな英主で、『三国名勝図会』の序

勝景百図考』『鹿藩名勝考』らの『地誌』の完成を「ついに」なした。とげたのである。斉興のこれにかけた熱意はたいへんなものであった。

『新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附』 収載内容解説

(一) 『諸郷村附』並浦附(寛政十二甲午(一八〇〇)写之)

類書に、『薩隅日郡村名附』(鹿兒島県立図書館蔵、外城の惣高・土敷・狩夫数・私領主名を記している。これまた加世田郷が四ヶ村になっているが、『鹿兒島県地誌』七川郡上・加世田武田村の項には、『武田村』古時別府田間村ト向村タリ、明治九年八月令シテ村トナス。ト記し、『薩隅日地理纂考』明治四年)も一四ヶ村になっている。別府田間村は、右者従往古人家無御座候。』と『加世田名勝志』には記されている。これらの事情より察すれば、本書は大方幕末期のものと思われる。

・『薩隅日惣高並郷村調』(外城の惣高・土敷・狩夫数・私領主名を記している。これまた加世田郷は一四ヶ村で別府田間村もあるから明治九年以前の幕末期のものであろう。)

・『薩隅日三州外城附帳』(寛永六年(一八六三)丑正月下旬書写。永田与浦名を欠く。)

・『薩隅日三州郡附郷附覚帳』(寛政二年(一八六六)の書写。本吉町富彦氏。これには土)

がある。本書は寛政一二年写之片書があるが、恐らく享保の大御支配配(総検地)後のものであろう。他書には見られない「浦附」があるし、かつまた明治以後の『薩隅日地理纂考』の村附に、すんなりとつながるので、本書を冒頭に収載することとした。藩政期の村附としては、まずこの書をたよるべきであらう。本書の左傍書の『盛香』というのは本書の持主であるが、筆者の推察では、恐らく『盛香集』の著者として有名な清水盛香のことではなかろうか。『盛香集』序文によれば、『明和七(一七七〇)寅春、源惟盛香六十五歳誌之、恩息盛容に命じ清書をなさしむ』とあるから、重豪時代の人である。盛香集は全五巻、『藩藩叢書三』に収載してある。

(二) 『薩隅日琉諸郷便覧』

これは、鹿兒島県立図書館蔵の写本で、写本の底本、この写者や著者など詳細は一切不明である。幕末・維新ごろのものであろう。

『国書総目録 第三巻』にはわずかに「さつぐうにちしよこうべんらん」一冊、地誌、鹿兒島と記してあるのみで、それ以上のことは知るべくもない。ここで鹿兒島というのは鹿兒島県立図書館蔵本のことであるが、写本である。その元になった底本も、また写者も記してないもので、急ぎ書きの毛筆本である。誤字もかなりあり、また不明の字(恐らく間違ひ字)もあって、なんとなく頼りない感じのする写本である。あまり地理的知識も豊富とは云えないが、その欠点を補うて余りある鋭い考察が、諸所に玉のように光っているのには感服した。舊薩藩の地誌を考える上に、どうしても矢張り必要の一冊として収録することにした。

(三) 『薩隅日郡村名附』

本書は鹿兒島県立図書館蔵の蔵本で、巻尾に鍋倉林左衛門と署名し、角印が押してある。昭和三年十二月の図書館受入印がおしてある。墨書の筆蹟も達筆で、丁寧なものである。成立年代は不詳であるが、恐らく幕末期のものであろう。

諸郷の惣高・郷土高・鹿兒島城下よりの距離が記してあるし、私領は一郷はもとより持切名まで注記してあるので便利である。浦名も稀に記してあるが、これは極めて不備であるから、本書収載の(一)『諸郷村附』並浦附』によって浦名は補考しなければならない。

なお内容の信憑性について筆者が疑問をもった点が、右の浦名のみならず、郷士高についてもあった。例えば大隅国肝付郡始良郷の郷士高三拾四石余というのは、明かに信じがたい。麓の郷士年寄松山家だけでも、常に四十数石はもっていたし、外に郷士年寄の田野辺三家も抱地高をそれぞれ、十石程度は所有していたからである。しかしその他の諸郷については正確のようであるから、本書を収載することにした。

(四)、三十九(寛文四年五月廿五日)

薩隅日^並 琉球高辻帳 四冊入

御記録所

本書は一般には『天保郷帳』と呼ばれて、国・郡などの沿革にはよく使用されるものと内容的には全く同一である。

東京大学史料編纂所蔵旧島津家臨時編輯所本の『郡村高辻帳』

には、(1)寛文四年五月廿五日 松平大隅守 小笠原山城守殿・永井伊賀守殿 (2)正徳元年六月廿三日 松平薩摩守 安藤右京進殿 (3)享保二年正月廿六日 松平薩摩守 朽木民部少輔殿 石川近江守殿 (4)天保五年三月 松平大隅守内井上逸作 御勘定所 (5)天保九年五月廿四日 松平大隅守 本多下總守殿 牧野備前守殿 (6)嘉永七年十月三日 松平修理太夫(松平薩摩守) 本多中務太輔殿 青山大膳亮殿 (7)安政六年十二月七日 松平薩摩守 松平右京亮殿 松平対馬守殿の七種の写本があるが、いずれも全く同じ内容である。一例をあげれば、最初の寛文四年(一六六四)の内容と、最後の安政六年(一八五九)の内容とが全く同じで、「一、高八千五百四拾三石五斗六升七合 伊佐知佐郷之内福本村 一、高五百九拾壹石五升貳合五

勺 右同 和田村一、高貳千四百八拾六石壹升壹合九勺 山田郷之内 中村 一、高千四百七石三斗八升壹合六勺 右同 山田村 一、高四百八拾九石六斗四合 右同 五箇別府村 一、千五百三拾石貳斗七升八合五勺 右同 宇宿村 合村数 六、合高壹万五千四拾七石八斗九升五合五勺」というように、全く同じである。右を以て考えれば、『天保郷帳』なるものは、公儀と薩摩との問の全く形式的な届出と承認とにすぎず、実状とは無縁なものである。

以下下巻

(五)、天保六年^未 二月 拾四番

一、薩摩大隅両国日向国諸県郡之内^並 琉球国郷村高帳

公義^江 被書出候写五冊

云々と表題はなっているが、扉の表題は、

天保五^年 年三月

薩摩国

一円

大隅国

日向国諸県郡之内

琉球国諸島

松平大隅守内

井上逸作

となっているから、これは天保五年(一八三四)の、いわゆる『天保郷帳』である。前にも述べた通り、(四)の『三十九 薩隅日^並 琉球高辻帳 四冊入 御記録所』寛文四年(一六六四)閏五月廿五日の高辻帳と全く同じである。郷帳なるものの性質を知るために、両文書の内容を検討せられたい。幕末の実情とは全く異なっていることに気がつくであろう。

(六)、薩隅日惣高^並郡郷村調

(一)のところで説明した通り、『諸郷村附^並浦附』や、『薩隅日郡村名附』と同類の地誌であるが、三書ともに多少の異同があり、それぞれの長所があるので、ここに収載することにした。底本は東京大学史料編纂所蔵旧島津家編輯所本である。年代は未詳であるが、『列朝制度 卷之五十二』所載の諸郷士高の項(寛永十六年)よりも郷士高が増しているから、寛永より後年の、あるいは享保大御支配^(享保十一年)ごろのものであろう。後考を俟つ。

(七)、薩隅日地理纂考

前述。

(八)、日向地誌

宮崎県は明治六年一月十五日、美々津・都城二県を廃して日向国一円を宮崎県として新設されたのであるが、その際、旧都城所管の大隅国の地は鹿児島県に移された。その後明治九年八月二十一日に宮崎県を廃し、薩隅日一円の地を鹿児島県の所管としたが、同十六年五月九日に至り宮崎県を分置し日向国一円をその所管とした。ただし諸県郡を南北に分け、志布志・大崎・松山郷と末吉・財部の一部を南諸県郡として鹿児島県に属せしめたが、この南諸県郡は明治二十九年四月に大隅国薩摩郡となった。

『日向地誌』は、宮崎県が鹿児島県に合併される一年前の明治七

年三月十七日旧宮崎県時代に、平部嶺南にその編述を宮崎県が請うてはじめられたものである。

平部嶺南は旧飢肥藩の家老として維新前後の動乱期に処して小藩飢肥藩の動向を誤らしめず、また西南戦争に処しても大義名分を明らかにして西郷軍を是としなかった硬骨の士であった。その著『六隣莊日記』^(昭和五十二年十月 青瀬社刊行)をひもどけば、明治十年三月五日に平部家の一粒種の嫡孫俊彦(二十八歳。子の潜蔵は文久三年十二月三日、父の嶺南に先だつて病死している)が戦傷死しているが、その封報に接した時の悲痛なおもいが、感情を極力おさえた文章の行間にあふれ、読む人の暗涙をさそう。嶺南は孫の俊彦が西郷軍に投ずるのを非とし、賊軍に加担するものと明断しつつも、一面において武上の一義としては参戦もやむなしと許している。ただし事成りし晩には、順逆をあやまりし罪をわびていさぎよく切腹すべしと論しているところに嶺南の真面目がうかがわれる。嶺南には『日向纂記』の名著もあり、学徳ならび高かった碩儒であったが、地誌の編述をひきうけてからは、当時六十歳の老齢にもかかわらず、『自ラ日州ノ山河ヲ跋涉シ、親シク名勝古跡ヲ探究セナケレバ、稿ヲ起スワケニイカナイ』といって、日向の国五郡三百七十六ヶ町村を、交通至つて不便なるを、朝に一嶺を攀じ夕に一水を渉つて限なく調査した。想像を絶するような労苦の末、十星霜を経た明治十七年七月二十六日に宮崎県に成稿を提出した。この年の前年の明治十六年五月九日には、宮崎県が鹿児島県より分置されて発足していたことは前述の通りである。

平部嶺南のようなすぐれた実務家(家老)であり、また大儒でもあった人が、六十歳から七十歳までの約十一年間、心身をすりへら

して、親しく実地踏査をして編述したものに、『日向地誌』はまことにすぐれた地誌で、その学術的価値は極めて高いものである。

残念ながら大隅と日向諸県郡については『鹿児島県地誌』(前述)は未編であるから、この度の刊行に当って、諸県郡の鹿児島県関係分を抜粋借用することにした。

凡 例

一、底本に忠実に校訂したから、誤った本文の字句の右傍に、正文を附した。今日では大分かわった語法や用字もあるが、そのままにしておいた。底本は己・己・巳、戊・戌・戌などの誤用が多かった。例えば大己貴命の己がほとんど巳になっていたりまた巳になつていたが、これらは断りもなく本文に直ちに己と正しておいた。

一、本書収載のどの史料も、かなりの誤謬があつたが、管見の及ぶ限り訂正した。いずれの史料底本も一長一短であつたから、なるべく彼我対照されたい。

寛政十二申年写之

諸郷村附むら並づけ浦附うら
附づけ

盛香

(鹿児島県立図書館蔵書)

薩 島

鹿児島郡

一、吉田

一、宮之浦村

一、東佐多浦村

一、本名村

一、西佐多浦村

一、本城村

谷山郡

一、谷山

一、平川村

一、塩屋村

一、下福元村

一、山田村

一、宇宿村

一、和田村

一、中村

一、上福元村

一、五ヶ別府村

一、松崎町

一、和田濱

一、平川浦

給黎郡

一、喜入

一、下之村

一、上之村

一、喜入浦

揖宿郡

一、指宿

一、十二町村

一、東方村

一、十町村

一、西方村

一、湊浦

一、摺之濱

一、浦町

一、宮ヶ濱

一、尾掛浦

一、田良浦

額娃郡 (原本は揖宿郡を削りて額娃郡とす)『薩隅日地鑑』も額娃郡とす

一、山川

一、福元村

一、鳴川村

一、大山村

一、濱町

一、濱見ヶ水
一、岡見ヶ水

揖宿郡

一、今和泉

一、小牧村
一、利永村
一、新西方村
一、岩元村
一、池田村
一、瀬崎浦
一、高目浦

額娃郡

一、額娃

一、仙田村
一、郡村
一、御領村
一、拾町村
一、別府村
一、牧之内村
一、川尻浦
一、脇浦
一、長崎浦
一、馬渡浦

一、石垣浦
一、水成川浦
一、小川浦

給黎郡

一、知寛

一、瀬世郡村
一、西別府村
一、厚地村
一、永里村
一、東別府村
一、郡村
一、角之浦
一、松ヶ浦
一、西塩屋
一、東塩屋

(川邊郡)

一、川邊

一、神殿村
一、古殿村
一、小野村
一、平山村
一、今田村
一、野崎村

川邊郡

一、加世田

一、赤生木村

一、地頭所村

一、竹田村 古時別府田間村と西村タリ、明治九年八月合シテ、村ト爲ス（『鹿児島県地誌 巻七』）

一、片浦村

一、宮原村

一、小湊村

一、益山村

一、村原村

一、大浦村

一、唐仁原村

一、津貫村

一、川畑村

一、内山田村

（一、別府田間村） 文政十一年子八月の「加世田名勝志」に、「右者徒往古人家無御筆候」とあり。

一、永田村

一、野間村

一、田邊田村

一、清水村

一、宮村

一、高田村

一、兩添村

川邊郡

一、山田

一、上山田村

一、中山田村

一、下山田村

川邊郡

一、鹿籠

一、鹿籠村

一、枕崎浦

一、白沢津濱 （『アヤ』）

川邊郡

一、坊泊

一、坊村

一、泊村

一、塩屋村 半浦

一、小湊浦

一、片浦

一、越路浦

一、小松原浦

一、小浦

一、大崎浦

一、坊泊浦(泊は停泊)
一、泊浦

川邊郡

一、久志秋目

一、久志村
一、秋目村

久志之内

一、今村濱
一、博多浦

秋日之内

一、秋目浦

阿多郡

一、阿多

一、浦之名村
一、中津野村
一、新山村
一、華瀬村
一、白川村
一、宮崎村
右式ヶ村、大御支配之砌に宮崎一ヶ村ニ成ル。
(上二行
抹消シテ)

阿多郡

一、伊作

一、湯浦村
一、中之里村

一、今田村

一、與倉村

一、入来村

一、中原村

一、華熟里村

一、和田村

一、小野村

一、田尻村

一、入来濱

一、華熟里濱

一、小野濱

阿多郡

一、田布施

一、尾下村

一、高橋村

一、池部村

一、大野村

一、塩屋堀浦

一、竹原浦

一、京田浦

日置郡

一、吉利

一、吉利村

一、上之濱

日置郡

一、永吉

一、永吉村

一、永吉浦

日置郡

一、日置

一、田子村

一、日置村

一、山田村

一、帆之湊村

一、折口浦

日置郡

一、伊集院

一、清藤村

一、竹之山村

一、土橋村

一、中川村

一、石谷村

一、猪鹿倉村

一、麥生田村

一、有屋田村

一、郡村

一、上谷口村

一、下谷口村

一、福山村

一、直木村

一、春山村

一、古城村

一、恋之原村

一、入佐村

一、徳重村

一、寺脇村

一、神之川村

一、大田村

一、苗代川村

一、宮田村

一、野田村

一、上神殿村

一、嶽村

一、桑畑村

一、下神殿村

一、飯牟礼村

一、神之川浦

日置郡

一、郡山

一、油須木村

一、郡山村

一、西俣村

一、東俣村

一、川田村

一、厚地村

日置郡

一、市來

一、神之川村

一、伊作田村

一、湯田村

一、養母村

一、長里村

一、大里村

一、川上村

一、湊村

一、崎野町

一、湊町

一、赤崎浦

一、湊浦

一、江口浦

一、唐仁町

一、神之川浦

薩摩郡

一、串木野

一、上名村

一、下名村

一、荒川村

一、羽鳴村

一、濱村

一、鳴平

一、濱町

一、羽鳴浦

薩摩郡

一、百次

一、百次村

一、田崎村

薩摩郡

一、山田

一、山田村

薩摩郡

一、隈之城

一、宮里村

一、西手村

一、東手村

一、向田町

薩摩郡

一、平佐

一、天辰村

一、平佐村

一、白和町

薩摩郡

一、高江

一、高江村

一、久見崎村

一、寄田村

薩摩郡

一、中郷

一、中郷村

薩摩郡

一、東郷

一、田海村

一、白濱村

一、鳥丸村

一、斧淵村

一、完野村

一、南瀬村

一、山田村

一、白濱町

薩摩郡

一、極脇

一、市比野村

一、塔之原村

一、中村

一、久住村

一、楠元村

一、倉野村

薩摩郡

一、入來

一、浦之名村

一、添田村

高城郡

一、高城

一、麥之浦村

一、麓村

一、城上村

一、西方村

一、湯田村

一、西方浦

高城郡

一、水引

一、大小路村

一、五代村

一、網津村

一、草道村

一、宮内村

一、京泊浦

一、森屋町

一、五代町

一、宮内町

一、船間嶋浦

一、大小路町

一、川畑町

一、岡嶋村

一、高田村

高城郡（出水郡也）

一、阿久根

一、霧川内村

一、赤瀬川村

一、多田村

一、折口村

一、大川村

一、西目村

一、波留村

一、山下村

一、濱町

一、折口濱

出水郡

一、長嶋

一、長嶋村

一、獅子嶋

一、浦之塩屋

一、宮之浦

一、福浦

一、塩追浦

一、三船浦

一、脇崎浦

一、本浦

一、葛輪浦

一、薄井浦

出水郡

一、野田

- 一、上名村
- 一、下名村

出水郡

一、高尾野

- 一、下高尾野村
- 一、唐笠木村
- 一、大窪村
- 一、柴引村
- 一、下水流村
- 一、上水流村

出水郡

一、出水

- 一、上知識村
- 一、下知識村
- 一、下鯖淵村
- 一、六月田村
- 一、西目村
- 一、下大川内村
- 一、庄村
- 一、上鯖淵村
- 一、上大川内村
- 一、武元村
- 一、江内村

- 一、脇元浦濱

- 一、黒濱

- 一、麻鳴

- 一、野口浦

- 一、尾之鳴

- 一、庄之町

- 一、福之江濱

- 一、今釜町

- 一、名護浦

- 一、幣串浦

- 一、湯之口浦

- 一、米之津

伊佐郡

一、大口

- 一、平出水村
- 一、牛尾村
- 一、目丸村
- 一、原田村
- 一、華北村
- 一、市山村
- 一、青木村
- 一、木氏村
- 一、大田村
- 一、里村

一、篠原村

一、淵邊村

一、小木原村

一、渡田村

伊佐郡

一、山野

一、山野村

伊佐郡

一、羽月

一、川岩瀬村

一、金波田村

一、田代村

一、大嶋村

一、堂崎村

一、鳥巢村

一、白木村

一、宮人村

一、下殿村

伊佐郡

一、佐志

一、廣瀬村

一、田原村

伊佐郡

一、黒木

一、黒木村

伊佐郡

一、鶴田

一、紫尾村

一、柏原村

一、神子村

一、鶴田村

伊佐郡

一、宮之城

一、平川村

一、求名村

一、時吉村

一、船木村

一、虎井村

一、湯田村

一、久木野村

一、屋地村

伊佐郡

一、山崎

一、久富木村

- 一、山崎村
- 一、二渡村
- 一、白男川村
- 一、泊野村

伊佐郡

一、大村

- 一、北方村
- 一、南方村
- 一、上手村
- 一、下手村

伊佐郡

一、蘭牟田

- 一、蘭牟田村

甑島郡

一、甑島

- 一、上甑嶋
- 一、下甑嶋
- 上・中・下甑嶋・里村之内
- 一、手打村

隅島

始羅郡

一、蒲生

- 一、久末村
- 一、白男村
- 一、上久徳村
- 一、下久徳村
- 一、米丸村
- 一、漆田村
- 一、北村
- 一、西浦村

始羅郡

一、山田

- 一、上名村
- 一、邊川村
- 一、北山村
- 一、大山村
- 一、木津志村

始羅郡

一、帖佐

- 一、三十町村
- 一、西餅出村

一、住吉村

一、東餅田村

一、増田村

一、豊留村

一、深水村

一、鍋倉村

一、寺師村

一、中津野村

一、長瀬村

一、松原浦

一、十日町

一、納屋町

始羅郡

一、重富

一、船津村

一、春華村

一、平松村

一、脇本村

一、觸田村

一、脇元浦

始羅郡

一、加治木

一、西別府村

一、反土村

一、木田村

一、日木山村

一、小山田村

始羅郡

一、溝邊

一、麓村

一、崎森村

一、有川村

一、竹子村

一、三繩村

菱刈郡

一、曾木

一、田町場村

一、里村

一、針持村

一、長野村

菱刈郡

一、馬越

一、田中村

一、前目村

一、徳部村

菱刈郡

一、本城ほんじょう

一、重留村しげのり

一、南浦村

一、荒田村

一、下手村しもで

菱刈郡

一、湯之尾

一、河北村かほ

一、川南村かみな

桑原郡

一、吉松よしまつ

一、中津川村

一、川添村

一、川西村

一、鶴丸村つるまる

一、盤若寺村（後）はなわか

桑原郡

一、栗野くりの

一、稻葉崎村

一、田尾原村たお

一、恒次村つねつぎ

一、幸田村さいだ

一、木場村きのば

一、米田村よね

一、北方村きたがた

桑原郡

一、横川よこがわ

一、中之名村なかのみな

一、下之名村しも

一、上之名村かみ

桑原郡

一、日當山ひなたやま

一、西光寺村さいこうじ

一、佳例川村かれがわ

一、朝日村

一、東郷村

桑原郡

一、踊おど

一、三躰堂村さんたいどう

一、中津川村

一、上中津川村

一、持松村

一、宿窪田村すくまた

一、萬膳村

桑原郡

一、國分（西國分）（東國分は曾於郡に属す）

一、野久美田村

一、向華村

一、府中村

一、新町村

一、野口村

一、松木村

一、見次村

一、内村

一、小田村

一、小濱村

一、眞孝村

一、下井村

一、川内村

一、上小川村

一、福嶋村

一、内山田村

一、住吉村

一、小村

一、上井村

一、小村濱

一、濱村

一、濱之市
一、永濱

曾於郡

一、曾於郡

一、松永村

一、大窪村

一、川北村

一、重久村

一、田口村

曾於郡

一、清水

一、山之路村

一、郡田村

一、姫城村

一、弟子丸村

一、川原村

曾於郡

一、敷根

一、上之段村

一、麓村

一、湊村

一、敷根浦

曾於郡

一、財部

一、下財部村

一、北俣村

一、南俣村

曾於郡

一、末吉

一、諏訪方村

一、二之方村

一、中之内村

一、岩崎村

一、南之郷村

一、五十町村

一、深川村

曾於郡

一、恒吉

一、長江村

一、須田野木村

一、坂元村

一、大谷村

曾於郡

一、市成

一、市成村

一、諏訪原村

曾於郡

一、福山

一、嘉例川村

一、福山村

一、町

大隅郡

一、牛根

一、境村

一、二川村

一、麓村

一、境浦

大隅郡

一、櫻島

一、横山村

一、小池村

一、赤生原村

一、武

一、藤野村

一、西道村

一、松浦村
 一、二俣村
 一、白濱村
 一、黒神村
 一、瀬戸村
 一、古里村
 一、湯之村
 一、野尻村
 一、赤水村
 一、横山
 一、小池
 一、赤生原
 一、武太久保村
城之内村
 一、藤野
 一、西道
 一、松浦
 一、二俣
 一、白濱
 一、高免
 一、黒神
 一、瀬戸
 一、脇
 一、有村
 一、湯之村
 一、古里

一、野尻
 一、赤水

大隅郡
一、垂水

一、新御堂村
 一、海潟村
 一、中俣村
 一、市來村
 一、田神村
 一、本城村
 一、高城村
 一、柘原村
 一、濱原村
 一、塩平浦
 一、市來浦
 一、中俣浦
 一、柘木原浦
 一、海潟浦

大隅郡
一、大根占

一、神之川村
 一、馬場村
 一、城元村

一、大根占浦

大隅郡

一、小根占

一、横別府村

一、河北村

一、河南村

一、邊田村

一、山本村

一、町濱

一、新濱

大隅郡

一、田代

一、川原村

一、田代村

大隅郡

一、佐多

一、伊佐敷村

一、馬籠村

一、郡村

一、邊塚村

一、伊佐敷浦

一、島泊浦

一、尾波瀬浦

一、大泊浦

一、外之浦

一、間泊浦

一、片之浦

一、境浦

外、塩屋浦 塩尻屋敷

半浦

肝付郡

一、内之浦

一、北方村

一、南方村

一、岸良村

一、内之浦

郷士年寄浦役兼務之所

肝付郡

一、高山

一、波見村

一、前田村

一、宮下村

一、富山村

一、野崎村

一、新留村

- 一、後田村
- 一、波見浦

肝付郡

一、始良

- 一、上名村
- 一、中名浦
- 一、下名村

大隅郡（肝付郡ナリ）

一、大始良

- 一、志々目村
- 一、南村
- 一、横山村
- 一、西俣村
- 一、濱田村
- 一、野里村
- 一、麓村
- 一、濱田村

肝付郡

一、串良

- 一、新川西村
- 一、下小原村
- 一、川東村

- 一、川西村
- 一、有里村
- 一、岩弘村
- 一、岡崎村
- 一、細山田村
- 一、池之原村
- 一、上小原村
- 一、柏原浦
- 一、唐仁町

肝付郡

一、鹿屋

- 一、上名村
- 一、中名村
- 一、下名村
- 一、高須村
- 一、南高須浦
- 一、北高須浦
- 一、高須之内、新濱

肝付郡

一、高隈

- 一、上高隈村
- 一、下高隈村

肝付郡
一、百引

一、百引村
一、平房村

肝付郡

一、新城

一、新城村
一、新城浦

肝付郡

一、華岡

一、木谷村
一、白水村

一、古江浦
一、平木谷

日 册

諸縣郡

一、馬関田

一、浦村

一、柳水流村

一、島内村

一、川北村

諸縣郡

一、吉田

一、昌明寺村

一、水流村

一、向江村

一、内倉村

一、龜沢村

一、岡松村

諸縣郡

一、加久藤

一、西永江浦村

一、東永江浦村

一、灰塚村

一、栗下村

一、小田村

一、榎田村

一、永山村

一、西郷村

一、川北村

一、湯田村

諸縣郡

一、須木

一、須木村

諸縣郡

一、飯野

一、大河平村

一、杉水流村

一、今西村

一、池嶋村

一、末永村

一、大明司村

一、上江村

一、坂元村

一、原田村

一、前田村

諸縣郡

一、小林

一、國西方村

一、東方村

一、眞方村

一、南西方村

一、靄迫村（現在、水流迫村）

一、堤村

一、細野村

（一、細野村より後川内村が分村）

諸縣郡

一、高原

一、浦牟田村

一、後川内村

一、麓村

一、水流村

一、廣原村

諸縣郡

一、野尻

一、三ヶ野山村

一、江村

一、麓村

一、紙屋村

一、笛ヶ水村

諸縣郡

一、高崎

一、大牟田村

一、繩瀬村

一、前田村

諸縣郡

一、綾

一、南俣村

一、北俣村

諸縣郡

一、高岡

一、八代南俣村

一、八代北俣村

一、浦之名村

一、高濱村

一、華見村

一、入野村

一、深年村

一、内山村

一、向高村

一、飯田村

一、五町村

一、田尻村

川船有り

諸縣郡

一、倉岡

一、糸原村

一、有田村

大船並川船有り

諸縣郡

一、穂佐

一、小山田村

一、上倉永村

一、下倉永村

川船有り

諸縣郡

一、高城

一、東霧嶋村

一、穂満房村

一、大井手村

一、櫻木村

一、石山村

一、有水村

一、四ヶ村

諸縣郡

一、山之口

一、山之口村

一、華之木村

一、富吉村

諸縣郡

一、勝岡

一、蓼池村

一、樺山村

一、餅原村

諸縣郡

一、都城

一、西五捨町村

一、河東村

一、東宮丸村

一、木之前村

一、上長飯村

一、安久村

一、下長飯村

一、後久村

一、早水村

一、寺柱村

一、田邊村

一、鷺之巢村

一、東五捨町村

一、横山村

一、郡元村

一、前川内村

一、南方村

一、金田村

一、北方村

一、西嶽村

一、山田村

一、中霧鳴村

一、岩満村

一、丸谷村

一、高木村

一、野々美谷村

一、石寺村

一、増貫村

一、寄地村

一、水流村

一、梅北村

諸縣郡

一、松山

一、尾野見村

一、新橋村

一、泰野村

諸縣郡

一、志布志

一、野井倉村

一、夏井村

一、田之浦村

一、安樂村

一、蓬原村

一、月野村

一、野上村

一、原田村

一、内之倉村

一、伊崎田村

一、帖村

一、志布志町

諸縣郡

一、大崎

一、岡之別府村

一、菱田村

一、井俣村

一、益丸村

一、横瀬村

一、野方村

熊毛郡

一、種子嶋

一、西表村

一、国上村

一、安納村

一、現和村

一、安城村

一、古田村

一、住吉村

一、納官村

一、野間村

一、増田村

一、油久村

一、坂井村

一、平山村

一、莖永村

一、中野村

一、西之村

一、島間村

一、永吉村

一、神領村

一、持留村

一、假宿村

一、菱田浦

馭謨郡

一、屋久嶋

一、宮之浦村

一、長田村

一、栗生村

一、安房村

湊五ヶ村 小村拾六ヶ村

一、一湊村

一、楠川村

一、志戸子村

一、小世田村

右四ヶ村、宮之浦支配

一、吉田村

右壺ヶ所、永田村支配

一、中間村

一、湯泊村

一、平内村

一、小嶋村

一、権野村

一、惣泊村

右六ヶ村、栗生村支配、

一、尾間村

一、原村

一、麦生村

一、船行村

一、黒石野村

右、安房村支配、

鹿兒島郡

一、鹿兒嶋

一、小野村

一、原ら村

一、永吉村

一、犬迫村

一、小山田村

一、武村

一、田上村

一、草牟田村

一、上伊敷村

一、下伊敷村

一、吉野村

一、下田村

一、華棚村

一、荒田村

一、中村

一、郡元村

一、坂元村

一、比志嶋村

一、皆房村

一、川上村

- 一、西之別府村
- 一、岡之原村
- 一、塩屋村（武村の内なり）
- 一、西田村
- 一、華野村
- 一、下町
- 一、上町
- 一、西田町
- 一、荒田濱

薩隅日琉諸郷便覽

(鹿児島県立図書館蔵本)

薩隅日諸郷便覽

(疏) 脱

往昔は、日隅薩共に日向國と云ふ。又日隅薩を嶋門と唱ふ景行天皇の御時。

火の國・日向國の二國又日隅薩を贈國と云ふ。○元明帝和銅六年四月乙未割日向國肝坏・贈於・大隅・始羅四郡・大隅國を始む。

○鹿児島郡後に此中より桑原・始羅面・日置・川邊・薩摩・伊佐・出水・溪山・吾田・喜人・指宿・高城・頼娃を割て、吾田國を始む。

中比卑人國と稱へ、後幸島と云ふ、又薩摩と唱ふ。

薩摩とは幸島也。萬葉集に、薩男・薩人・薩弓・薩矢等の稱あり。

○往昔は、日向より薩摩かけての地を、島門と云ふ。○抑此薩摩

ノ國地を太古吾田國と云ふ。中比卑人國と姑く稱へ、終に今の薩摩と唱ふ。○神代紀曰、天津彦彦火瓊杵尊吾田ノ國長屋笠狹崎

に到ります時に、吾田の國主國勝事勝長狹ノ神奏て曰く、此地長狹の住む處也。○廿八世安閑天皇二年五月丙申朔日甲寅、婀娜國

膽殖屯倉・膽年部ノ屯倉を置くと云ふ。是迄阿多共、吾田とも、婀娜とも書く。後に皆阿多と書く。阿多と大隅と對へ言事、猶今

の薩と隅とのごとくなり。○二十二世雄略天皇御宇阿多の御手養と云ふ人は、火闌降命の六世薩の若相桑の後胤也。○續後紀承和

三年六月、山城國人右の大衣阿多の卑人逆足に姓を阿多の忌寸と賜ふ。○延喜卑人式に曰、大衣は譜代の内を擇ミ、左右各一人宛

を置く。大隅を左とし、阿多を右とす。此大衣ハ、阿多・大隅より京都へ上て皇朝へ仕へ奉る卑人の事にて、総べて大隅・阿多の

人を卑人と唱へし程に、いつとなく阿多の地を卑人の國と呼びしと見へたり。今の薩摩國と改りしは、大寶年中より靈龜までの間

なるべし。其證、續紀文武天皇二年冬十月、先是薩摩の卑人を征

す。唱更の國司等國內の要害の地に柵を建て我を置く守之と云々。

○大寶の後、養老元年の紀に、始て大隅薩摩の卑人と記せり。

此時は、薩摩既に國の名と成りし證なり。○萬葉集第三柿本朝臣

人丸、筑紫の國に下る海路に作れる歌二首、名くハしき稻見の海の興津浪、千里にかくれぬ山と島ねは、又、すめろぎの遠のミカ

どと蟻通ふ島門を見れば神代しおもふ。○延喜日向驛式の中に、水俣島津と云々。水俣は後三俣に作る。今の高城・勝岡・山ノ口

三郷を三俣院と云々。○仁明紀、宝龜五年無位島津朝臣小松と云ふ人有り、子孫不詳。

鹿児島郡 鹿児島府和名抄、鹿児島ハ 鹿児島續紀〇按鹿現ハ

安七年間四月三日、道忍公淨光明寺鐘銘等亦同ジ。或ハ作 龜島、本字ナルベシ。蓋其國書編作ニ康國什屋ニ、地志略テウ書ニ

ハ、甚誤ナリ。上古トハ何事ゾ。傳へ稱ふ、鹿児島とは、龜島也。古に謂ふ、無間の籠より出たる

名也とぞ。按に書紀に曰、瓊々杵尊皇孫既に三人の皇子を生む。兄を火闌降命と云ふ。自ラ海幸に在て、釣鉤をもて海の獵をなす。

故に海幸彦と号す。弟彦火々出見尊自ラ山幸に在て、弓箭を以て山の獵をなす。故に山幸彦と号す。兄弟二人相謂て曰く、試に幸

を易へ獵を易へんと欲し、遂に易へ給へるに、各其地利を得ず。兄火闌降命是を悔て、乃ち弟に弓箭を還し玉ふ。弟彦火々出見尊

ハ兄の釣鉤を失ふて、返し給ふこと不能、大に之を患へます。時に塩上老翁自ラ至て曰く、天孫勿復憂矣、吾まさに君の為に是

を図るべし。乃ち無間籠の小船を造り、彦火々出見尊をかたまの中に内れまつる。いはゆる籠ハ今の竹籠なり。此鹿児島地ハ、

彦火々出見尊彼の籠の小舟に乗つて海宮に出行玉ひし故址なるに

薩摩

大隅

[illegible]

種子島八十五四里 屋久島八十六二十里 口永良部島
八十七七里

無島百八(空白) 久志川島百八(空白) 宮古島百八(空白)
八重山島百八(空白)

日向

吉田八十七七里十四丁 馬関田八十八七里廿八丁 加久藤八十
九七里卅四丁 飯野九十九里卅五丁 須木九十一十三里卅四丁 高崎九十
小林九十二廿八里十三丁 高原九十三十五里十八丁 綾九十六十七里卅一丁 高岡九十七卅八里十丁 倉岡九十八三里廿四丁 穆佐九十九九里
高城百十五里廿丁 山之口百一十五里七丁 勝岡百
都之城百二卅五里七丁 松山百三五里卅二丁
志布志百四卅五里九丁 大崎百五廿三里八丁

道之島・琉球

大島百六五十九里 喜界島百六六里廿四丁 徳之島百六十七里三丁
沖永良部島百七十里十丁 興論島百七三里 琉球百七四十里
計羅摩島百八三里 久米島百八六里 栗島百八(粟田)カミ二里十丁 伊恵
島同前七丁 伊是那島同前八丁 惠平屋島同前四里廿六丁
戸無島同一里六丁 さまし島同一里十丁 つげん島同一里 沖小島
同一里廿四丁 やか島同二里 のほ島同二十丁 けるま島同廿二丁
前けるま島同廿五丁 久高島同九丁 はま島同廿丁 平安
座島同卅一丁 高城島同三十丁 伊計島百八廿一丁 せいこ島百
八一里廿二丁 といこ島百八四十丁 やふつ島百八 無ニ人居一水

薩
摩
国

外城旧記

鹿兒島郡

○鹿兒島

一、高式万五千三百五十三石四斗五升五合五勺四才

周廻（空白）

坂元村 吉野村 西田村 武村 荒田村 中村 郡
元村 出上村 草牟田村 原良村 小野村 犬迫村
川上村 岡之原村 永吉村 上伊敷村 下伊敷村
花棚村 下田村 比志島村 小山田村 皆房村 西別
府村 花野村

一、正一位諏訪大明神

祭神二座

上社、建御名方主命、本社は信州諏方郡南方刀美社なり。

下社は事代主命、本社は攝州長田神社なり。

五月五日号五月祭、七月二十八日正祭。神主本田出羽守、別当安養院。

當社は、島津豊後守忠久公、信州大田庄御地頭職御補任、五代御傳領、貞久公薩州山門院へ請し下玉ひ総社に被成御崇、曆應四年四月、貞久公鹿兒島郡司矢上左衛門高純を責亡し、第三子陸奥守

氏久公に鹿兒島を譲らせ給ふ故に、山門院より鹿兒島東福寺城に御入郡の時、山門院諏訪大明神を鹿兒島に被成御遷宮、御宗廟より御崇、神領餘多被成御寄附候処、中古より神事奉行頭奉行、其外の役人をも差ふ御直祭相成候。当社神位は、綱貴公依御願、元禄九年正一位の神階御申調、同十二月宣命奉納有之候。右西社の御額ハ、右大臣家熙公の御染筆にて候。只今の御宮作は、吉貴公寶永八年御再興にて候。

一、祇園天王

祭神三座、正殿素盞鳴尊 ○稲田姫号少將井 ○八王子、三女五男。

六月十五日正祭。祭料五石八斗七升。神主本田出羽守、別当久珠院。

本社山城國愛宕郡八坂郷祇園社。

一、正一位稻荷大明神

祭神二座。瓊々杵尊 正殿伊弉册尊。

神主本田出羽守、別当寶持院。

元禄九年、神階勸幣五前下る。今為五座。本社山城國紀伊國三峰神社。

○御當家稻荷大明神御尊崇は、治承三年高祖忠久公攝州於住吉御誕生の時、深夜大雨降ること無限、干時狐火来て夜を照し奉守護、是則稻荷大明神の冥助にて、御吉事には必定狐聲、御発駕等には雨降る事此佳例也。故に島津氏代々尊崇にて、毎年十一月二日正當の修祭儀、流鏑馬射儀執行有之候。

○当社神位は、綱貴公依御願、元禄九年正一位の神階御申調、同十二月宣命奉納有之者也。御額ハ右大臣家熙公御染筆也。只今の御

宮作ハ、吉貴公寶永八年御再興。

一、春日大明神

祭神四座、建甕槌命 ○経津主命・天児屋根命 ○姫大明神三女
神玉社秘（不明）

神領高拾石、神主本田出羽守、（社僧）西寿院。

本社、大和國添元上郡春日郷神社。

一、若宮八幡宮

祭神四座、○玉依姫 ○譽田天王 ○應神天皇 ○神功皇后・仁
德天皇。

九月九日止祭。

当社、貞久公御代、矢上左衛門五郎高純追討のため御祈願、大隅
國八幡宮三の御興を被遷、号ニ若宮八幡御尊崇有之者也。又曰く、
鎌倉鶴ヶ岡八幡宮を奉崇と云々。

一、宇治瀬大明神

祭神五座、○豊玉彦命夫婦 ○海帝神 ○幸神 ○祭ニ隨神。

二月十八日正祭、十月十八日祭、祭料三斗二升、当社ハ鹿児島一
郷の地主神にて朔日より十八日迄の間、古来より神事の祀場中と
号し、縦令雖為ニ太守他国出行難叶ゆへ、承應四年吉田兼起ハ
甲有ニ寛宥、以来免許云々。

坂元村福ヶ迫

一、諏訪大明神

祭神一座、建御名命。（分主）

五月五日号ニ五月祭 七月二十六日正祭。祭料八斗五升。（祝井上
左膳、社僧普賢院。）

傳称ハ、往昔高祖忠久公相州鎌倉より当國へ御下國の時、江州伊

吹山御滞在の間仔細有之、諏方大明神を江州坂元某守下し於此所
奉ニ勸請、江州御滞在之間爲守護神也。干今坂元氏の子孫御祭
札の砌は奉ニ掛ニ御贄有ニ社参者也。昔雖在下社、勝
久公の時、被ニ移ニ隅州末吉と云々。雖然当社前により上下
奉祭者也、云々。

東福ヶ城

一、多賀神社

祭神一座、伊弉冉諸尊。

四月午ノ日正祭。祭料壹石、神主本田出羽守、（代官司）驚頭喜平太
義久公大龍寺屋形御在城の時、天正年中御勸請。本社、近江國犬上
郡多賀神社也。章城の丑寅の間に祭る事有故。此神を日少宮と称
寿食を守る神也。

萩原

一、天満天神宮

祭神三座、（中將殿）菅原相貞道公、大穗日命後胤菅原是善の男也。
北ノ御方吉祥女。

八月二十五日正祭、祭料五斗二升五合。

本社、筑前國太宰府天満宮。

菅家の話に曰く、醍醐天皇ハ宇多天皇第一の皇子にして、御母は
勸修寺の内大臣高藤公の御女、承香殿の女御と申奉れり。元慶九
年正月朔日の御誕生にて、寛平九年七月、御年十三にて帝位に即
せ給へり。其年始て群書治要をよみ給ひ、學問を好ませ給ふより、
神明をうやまひ佛教を崇め、人民を憐み、式條を定め、非を正し
法を行ひ、政道を先とし玉へり。去れはとや四海無事にて都に回
祿の災なく、國上に炎旱の患なかりし。此帝は常に龍顔心よげに

笑ミを含ませおはします。其故は、餘りに人のきすくにまめたりたるは物にくし、少し打とけたるきしきにこそあるべき、去れば物も云ひよければ、大小の諫をも聞かん爲なりとぞ、仰せける。依之天下に愁をいだく民もなく、恨ミをふくむ人もなかりし。斯る聡明の帝にておはしましけれど、道眞・時平公相並びて政事を執行はる程に、博學徳行の道眞公と放蕩濫行の時平公とを思召分け玉はざりこそ、是非なけれ。時平公の濫行の事は、或時時平公の方にて人々物語する序に、今の世に美人の聞へ有るは誰ならんと被申ければ、平ノ貞文我心に思ふ人故にや有けん、今の世の美人と中は、殿の御伯父大納言國經卿の北の方の由承候と云ふを時平聞とどめて、其後彼伯父國經卿のもとへ方違へに参るべき由被申遣ければ、國經喜びてさまさま設なして待居られけり。扱其夜に成て時平被参ければ、種々饗應の上管絃の遊ありて酒たけなはに成たるに、國經よき琴を引出物にとて時平に被遣けるに、時平今宵の饗應には北の方の見参に入侍らんと被申ければ、國經いと安き事に候とて、北の方を呼び出されたり。此國經は年老て北の方はいとう若かりければ、平生夫を厭ふ心有けりとかや、扱時平彼北の方を一目見し玉ふに、貞文が申せしにもいと増りてうるはしき容貌成ければ、國經に向ひて今宵の引出物には北の方を賜はらんと被申けるに、國經はいたく酒にゑられたる折成ければ、ともかくもとて酔伏て被居ける間に、時平彼の北の方を車に抱き乗せて被帰ける。暫有て國經酔さめければ、北の方を尋ねらるるに、先程時平公へ被遣たる由人々中聞て、身もだへして後悔せられけりど甲斐なかりけり。此北の方ハ業平（業平の事末に出づ）の孫にて在原の棟梁の娘成りしが、時平の家に被参て男子を生れ

たり。是則中納言敦忠也。扱昌泰元年大納言時平・大納言道眞、共に朱雀上皇の勅を受けて幼主を補佐し被奉、此時時平は二十七歳、道眞五十四歳成し。扱此菅原道眞公の祖先ハ土師ノ古人、其子を清公と申せしが、博學多才にして、嵯峨・淳和の御時代に、右大臣清原夏野並に諸の博士共に令義解を撰して、大學頭に任ぜらる。其子を是善と申して、よく家業を継ぎ文章博士大學士と成玉へり。此時禁中に大學の寮あり、東西に曹司とて部屋有り、菅原・大江の両家其曹主と成て、諸生を教授し、都て文學の事を被司・是善卿ハ孝經・論語、其外經書・史類をも講ぜられて、帝の寵を仰られ、從三位参議に進ミ、後に菅原の相公とて、時の儒宗と被仰玉へり。此是善卿の家は、禁裏の角に有て菅原院と申き。さて是善卿第三の御子道眞、字ハ三と申せしが、幼時より祖父清公父是善抔傳來の學業を受けて儒道を學び玉へり。聡明の生質成しが、文徳天皇の齊衡二年、道眞御年十一の春、父の是善卿島田忠臣と云ふ人に、御子道眞の才の程を試みさせんと思ひ玉ひて、今宵は春色いと長閑に、月も晴て梅も面白く咲たるに、詩にても作て遊び玉んやと忠臣に被申を聞て、道眞取あへず作らせ玉ふ。月輝如二晴雪一、梅花似二照星一。可レ憐、金鏡轉庭上玉房馨。又其頃都良香と云ふ學者あり。道眞良香に隨て遊學し玉いけるに、貞觀十二年の春、良香の家にて人々弓射ける所へ行あひ玉いけるが、道眞は儒家の子成れば、常に扇を閉ぢて闇を出す。學問のみせられて弓抔手に取たる事はなくて本末も知玉ハじと思ひて、試に御弓射させてんやと申ければ、道眞頓て弓場に立出、弓矢を差分けて引渡したる形ち、養由基射つきもかくや有けんと思ふ計にミへしが、姿のみならず放ち玉ふ矢一つも的をはつれざりければ、良香を初て一座

の人々奇異の思ひをぞ成しにける。扱清和天皇の貞觀元年に十五歳にて元服せられ、同四年に文章生に擧られ、下野権掾に成らせらる。同十四年御年二十八の正月、御母伴氏身まかり玉へり。此母君もよく歌をよみ給へり。道眞御元服の夜よませ玉ひし歌、拾遺集に入たり。久方の月の桂も折る計家の風をも吹かせてしが、月の桂を折ると云う事は唐土の故事にて、學問に上達して天子より被召出るを折桂といふ也。是は道眞の元服し給ひて學業を成就し、菅原の家風を弥世に廣くし玉へと行末を祝いながら教訓し玉へる歌也。道眞其後御年三十六の時、陽成天皇の天慶四年八月晦日に、御父是善卿に後れ玉入り。是善卿今年六十九歳也。寛平九年御年五十二にて權大納言に任ぜられ、右大將を兼らる。此時時平も大納言に任ぜられ左大將を兼られ、道眞と並て政を執行はれたり。此時大臣の官なかりし故、大納言に政を執り行はれたる也。今年七月二日宇多天皇御位を太子敦仁親王に譲り給ひ、朱雀院に入らせられて亭子院と申奉りしが、御法体に成らせ給ひし後は、寛平法号と称し奉りける。此敦仁親王は、後に醍醐天皇とも、延喜帝とも申奉れり。時に昌泰二年、時平を左大臣に任じ、道眞を右大臣に任ぜらる。時平は放蕩濫行の人成れども、昭宣公の嫡子にて左大臣の家柄なりければ、当今第一の臣に定せられ、時平の妹君は当今延喜帝の后に成らせ玉へり。又帝の外祖藤原高藤、仁明帝の御子たる源光、二人共に大納言たりしかバ、道眞被思けるは、我身ハ元儒家より起て右大臣に任ぜらるれば、其位高藤・光等の人々の上に有り、此人々の上に立んこと憚有る事也とて、頓て表を奉て右大臣を辞し玉ひけれど、上皇も今帝も御許なく、只今幼主を輔佐し奉るべしとの事にて、再三辞し玉へども、終に許

し給はざりし。扱時平の道眞を讒せられし起りハ、昌泰三年正月三日延喜帝、上皇の朱雀院へ行幸有て、帝と法号と御物語の序に、密かに仰談せらるゝにハ、當時左大臣時平・右大臣道眞相並て政事を執行ふに付てハ、定てきらひさかふ事の出らんと思ひ侍れば、何れ一人をとめられたらんがよかりぬべしとて、叡慮をめぐらし玉ふに、時平は大職冠九代の孫にして、昭宣公の一男たる上、御后の兄上成れど、齡も三十に足らず、其身の才、心の詭探も右大臣道眞には及ぶべきにも非ず、道眞ハ重代の執政にあらねど、聖人の教を守り賢を挙げ徳を貴べは、執政の任に備れりとて、両皇の御前に道眞を被召出て、今より後は汝一人にて天下の政をとり行ふべしと仰下されければ、道眞大に驚き給ひて、頻に辞し申させ給へど、更に許し玉はざる程に、時平公今日両皇より道眞を被召し事、よの常々成らざるけしきを見給ひて、座を立て陳の座に退かれければ、道眞両皇へ奏し玉ひけるハ、只今臣を被召し事をあやしと思ふ人々も侍るべければ、詩の題を賜るべしとて、春生^三柳眼中^一と云ふ題をこひ受給ひけり、我を召の旨は此事也。各此題にて詩を可被奉と被申ければ、時平も元の座へ歸り參て詩の宴につらない給へり。其日例禄の外に、両皇並に后宮より御衣を道眞にさづけ給へり。是に付ても、時平公のけしき例に違ひてぞ見へにけり。扱此両皇の被仰し事ハ密々の議成りけるに、如何して世に洩て聞へければ、是より時平公無実の讒言をくりたて道眞を罪に落さんとぞ被計ける。夫に荷擔せし人々は、光卿・定國卿・菅根の朝臣等なり。此人々偽て勅定と称し、陰陽寮の官人へ種々の珍寶を与へて冥衆を為祭、皇城の八方に山野を定め壓術を行ハせ、雜宝を埋ませて、此源ノ光卿ハ帝の御舅なり、藤原定國

卿ハ家柄元より高かりしかど、其人共に位道眞公の下に有る事を無念に被思、菅根の朝臣も道眞に服し有ける故、時平公是等の人と交を結びて共に道眞公を罪に落さんと被謀ける。帝は元より聰明におはして、常には道眞公の諫めをもよくいれ玉ひし程の御事なりけれど、御齡十七歳にて未年若くおはしますに、御后は時平公の妹なるに依て、内外より被諫ければ、其実否を記さるゝに不及、昌泰三年正月二十五日道眞公の右大臣の官職を停めて、太宰権帥に左遷せらるゝ由の宣旨下れり。此度時平公の讒せられし趣と云ふは、初め朱雀院の御在位に、当今敦仁親王と奉申し時、朱雀院御位を此親王に譲らんとの給ひしことあり。其時道眞公被申上しハ、君には御年も盛におはしませバ、御位を譲らせ給ふ事はいまだ遅からざる御事に候半と申上給ひし故、其事は止ませ給ひしが、又年を経て後に、今ハ御位を譲らんとと思ふとの給ひければ、此度ハ太子も既に御生長の御事に候へバ可然時節に候半、左も思召れんにハ急て其御沙汰候得かしと御進め被申たる事有り。然るを此度讒して申さるゝには、先に亭子院君御位を譲り玉半との給ひし時、道眞押へ止め奉りしハ、君の御弟齊世の親王ハ道實(眞)の女の腹に生れ給へる事成れば、道實(眞)が心底には彼親王を御位に即け奉り、自ら一人として天下の権を執らんと謀り候由を詞を工みにして讒せられしなり。去年十月の比、文章博士三善清行密かに道眞に書を贈て曰く、算道の事に付て考へ待るに、明年必ず天下に事有るべければ、右大臣の顯職を辞して御身を全ふし給ふべき由、被諫けれど、道実公(眞)は天下に大事のあらんに我身而已災をさげんとて職を退くべきに非ずとて、清行の諫めを用給はず。果して今年時平の黨の讒口に掛り給ひし社敷(つもと)かハしけれ。此清行朝臣は人

と為り明達して弘く書をよミ、衆藝を兼ね學ばれるけるが、道實(眞)公の御身に災の及んことを愁てかく諫められたる成るべし。道實公計らずも左遷の宣旨下りければ、悲に堪へずして亭子院へ捧けられし御歌、流れ行く我身もくづと成ぬとも君しがらミとなりてとどめよ、法皇此歌を御覽じて御涙にむせさせ玉ひ、帝と申せ共我が子也、行て申さんになどか叶ハざらんと思召て、正月晦日十善の御定(定)二泥土をふませ玉ひ、上西門より豊樂院眞言院を過させ給ひて、清涼殿に近づかせ給ひて斯と申せと被仰けれど、菅根朝臣藏人頭にて有けるが、昔殿上の庚申の夜の御遊につらをたれまいらせたる恨ミ深くて、此旨を奏し不申ければ、法皇ハ世の中あぢきなく恨めしく思召て、大庭のむくの木の本に立やすらひ給ひて、夕日の山端にかたむく比、空敷還御御成らせ給へり。道實公(眞)は勅宣重くして、男女の御子二十三人おはせし中に、男子四人は同じく四方へ流され玉ひ、おとなしく御座しましける。姫君は都の中にとどめられて、幼き公達二人は具し參らせて出させ給へり。扱紅梅殿に愛せさせ玉ひし梅を御覽じて、心なき木々にも契り被置てぞ書給へる、△こちふかば匂ひおこせよ梅の花あたじなしとて春をわすれそ △梅の花ぬしを忘れぬものならバ吹(ふ)こん仇(か)にとづてはせよ、此歌の故に、つくしへ此梅は飛てまかりたるとハ云へり。斯て二月朔日都を出て筑紫に赴かせ玉ふに、次第道の遠く成ければ、御心細く思召て北の方へ送らせ給へり。△君がすむ宿の梢をゆくゆくもかくるゝまでもかえりミしかや、程なく播磨の明石の浦に泊らせ給ふ時、宿のあるじいたはしく思ひ奉れるを見給て、驛長莫驚時変改一榮一落是春秋と云ふ詩を作て與へ給へり。扱筑紫太宰府につかせ給ひて懷を述させ玉ふ詩に、離(はな)家(や)

三四、月落涙百千行萬事皆如夢時々仰^グ被^{ヒツツ}蒼^一、西府は人多けれど、はかばかしく物をもの給ひ合すべき人もなければ、異國に行き玉へる心地し給ひ、常に一室の中にミうつつとして口を送り玉ふ。ある夕暮によませ給へり。△夕されバのにも山にも立煙たけきよりこそもへまさりけれ、又雨の降けるに、△あめのしたかくる、人もなければやきてしぬれぎぬひるよしもなき。又太宰府に都府樓あり、是ハ天智天皇の御時初めて建てさせ給へる樓にて宮舎の地也。又觀音寺と云ふ寺有り。是も天智天皇の御時開基有て候、されど道實公^眞は不出門行と云ふ詩を作て、何方へも立出給はず、都府樓纔看ニ瓦色^一、觀音寺只聽^二鐘聲^一と作り玉へり。此一聯ハ白樂天か遺愛寺の鐘聲は歌^歌枕^枕聽^ク、香爐峰ノ雪は捲^テ簾看ると作りしにも増ぬべしと、昔の博士共ハ賞しあへり。菅公都にましませし時の御作の詩文を菅家文章と名付て十二卷あり。又昌泰三年八月より後、筑紫にて作らせ給へる詩文を後草と名付られて一卷有りけるを、延喜三年正月御こ、ち例ならざる時、此後草を箱の中に納て、中納言長谷雄卿のもとへ遣給ひける。同年の春二月二十五日御齡五十九にて終らせ給へり。かゝりければ、御戸を太宰府に近き四堂の邊りに御臺所を點^{マツ}して納め奉らんとしけるに、御車たちまち途中に止りて動かず。依之則其所をしめて御臺所とす。今の神廬の地是也。延喜五年八月十九日安樂寺に初て菅公の神廬を建られ、味酒ノ安行と云ふ人は是を奉りしが、其後藤原仲冬相統して是を奉行し、同九年に至て作り終れり。菅公を始めて神と崇め参らせし時作りたる神廬也。扱菅公筑紫にて薨じ給ひし後、都に打統て災有り。或時は雷電霹靂して世間暮ふたがり、雷の音に多くの人肝たましいをくだきて死せり。是全く罪なき菅公を流罪に處せられし其たゝり成るよし沙汰せり。或時禁中に雷鳴おびた、しか

りければ、清涼殿の中に時平公一人太刀をぬき、虚空に向て朝廷に仕へ給ひし時もわが次におはせしかば、神と成給ふともなごか我に所をおき給はざらんとて立出られし。帝恐れ思召て、洪性房僧正のもとへ宣旨二度下りしかば、禁裏に参られしに、鴨河の洪水俄に落て陸地の如くに成て通られしが、漸々神の怒を拵へなだめ奉て、しばしハしづまり給ひしかど、延喜八年十月菅根朝臣はけころされ給へり。同九年三月時平公ここ地なやミ給ふに、さまざまの御祈あらせ玉ふと云へども其印なく、三十九才にて薨じ給へり。且又時平公の御娘の女御、御孫の東宮、時平公の男八条の大將保忠卿、其弟の中納言敦忠杯、一年の中に悉く身まからせ給ひしかば、時の人は是等を菅公の御崇成りと云ひさはげり。斯りければ、延喜帝も大に恐れ、菅公を左遷せしめ玉ひしことを御後悔有て、延長元年に道眞公を本の位に復へし正二位を贈らせ給ひ、大富天神と号せられ、四人の御子の流罪を被許て各もとの位にかへされ、先年左遷の時の宣旨、其外左遷の一件にあづかれる文書を悉く焼捨られ、菅公の靈を北野の社にいはひこめ給ひしに、同八年六月二十二日清涼殿の坤^{ミヅノ}に大雷落て大納言清母の上のきぬに火付てふしまろび、右中弁希世朝臣は只^カ焼けて倒れ、是も朝臣ハ弓を取て行程に立所に蹴殺され、紀蔭連等ハ炎にむせびて悶絶しかれば、弥菅公の崇成る由云いふらせり。其後一條院の正暦四年五月に菅原幹正を筑紫の安樂寺に被遣、道實^道に右大臣を贈らせ給ふ。斯て天満天神と称奉て二十二社の数に被入、同年十月菅原為理を被遣、菅公に正一位太政大臣を為贈、其後又安樂寺の御社に天満宮と廟号を参らせらる。宮の字を称し奉る事は重き事にて、伊勢・八幡二所の宗廟に同じき尊号也。又其神徳を尊び給ひて、

聖廟とも号せられし也。

大磯

一、大神宮

祭神一座、菅丞相道真

二月二十五日祭、八月二十五日正祭。神領高拾五石、神主 本田出羽守、社僧 龍洞院。

貞享三年光久公御勸請、御神体綱座天神、菅丞相左迁に赴き給ふ時、筑前國博多海邊に憩給ひしに、居奉るべき御座なき故船の綱を曲敷て其上に居奉し御形を綱場の天神と奉号、本社右の写し。

大磯

一、蛙児宮(延力)

祭神三座、事代主命、大穴遲命。

本社、攝州廣田社。

同所

一、白山権現

祭神二座、伊弉冊尊・兼理姫。(寄力)

神主 本出出羽守、吉貴公御代当分の地へ被引移御再興有之。

本社は加州石川郡白山姫神社。

後迫

一、荒神社

祭神三座、大祖神・澳津彦命・澳津姫命。此神、俗に竈神と云ふ。

毎月廿九日祭、祭料三石、神主 本田出羽守。

本社、大和國笠山荒神社。光久公御代、吉田兼起へ御願、神体御勸請、承應四年二月、府下鳥越三本杉の前荒神山に鎮座、貞享三年十二月此処ニ奉移。

御城内護摩所

一、稻荷大明神

於高麗戰死の一狐を崇、本社ハ帖佐御城内に有り。毎年十月朔日早天祭、祭料壹石五斗、神主 本田出羽守。

郡元

一、一條宮大明神

祭神九座、本社猿田彦大神、(衡) 衛神、東宮 彦火々出見尊、二重宮

豐玉彦命、海神、日神 題殿、 姉姫豐玉姫、豐玉彦命第一御子、天

上宮、 塩土老翁、事勝國勝長狹神、荒神宮 玉依姫、豐玉彦命第二

御娘、西宮、 大已貴命、天智天皇皇后。

九月九日正祭、祭料三斗五升、社僧 延命院、社司 佐藤外記。

当社は薩州の一之宮枚聞社を奉勸請、初神号を一ノ宮と称し來候へども、薩州の一ノ宮に紛敷故、卜部兼連改て之を一條宮と称号す。

荒田

一、八幡宮

祭神三座、○玉依姫 (應神) ○鷹仁天皇 ○神功皇后、四所宮早風の社

本殿の内に崇む。

九月九日祭、祭料五斗二升五合、社司 中馬和泉、社僧 福蔵院、本

随神は、塩屋村境、南随神ハ中村境、西随神ハ田上村境、北随神

ハ武村境に鎮座。

西田村

一、山王大神現

祭神二十一座、○大已貴命 ○大國主命 ○大物主命 (應力) ○葦原瓊(志カ)男 ○八千矛神 ○大國玉命 ○顯國玉命、右同体異名。

十一月初申正祭、神領高無之、祭料其所行。本社は近江國滋賀郡坂本日吉社、初叡山に勧請として中山に勧請、後坂元に勧請也。

故上七社、中七社、下七社を合て二十一社とす。尤秘説也。

新照院

一、久富貴大明神

祭神三社、(聯) 〇頼朝郷 〇阿闍梨 〇丹後局。

九月九日正祭、神領高、祭料無之、社司勸之、社司 西郷伊豫。

本社ハ郡山厚地村に有り、花尾権現と称す。建保六年頼朝卿の木像を正廟に被崇、丹後局と永金阿闍梨の木像を左右に安置し、厚地村を一円に祭料に被附置、尤阿闍梨ハ丹後局存世の時尊敬の僧也。今此神を爰に崇め置く事、厚地村ハ道法遠故參詣に便惡敷故、貴久公天文年中城迫に別宮を建て、無忌社參有之者也。

後廻

一、小城権現

祭神九代太守陸奥守忠國公靈を、明應六年十月二十七日府下に立て神とす。忠昌公尊崇有之候。別当寺善聚院。

筑地

一、神明宮

祭神七座、

内宮大岳山岳護寺と云ふ。眞言宗大乘院末寺なり。天照大神左天

手力男神、思兼之男相殿、右方幡豊秋姫、外宮 豊受大神、左 天津

彦火瓊々杵尊相殿神、〇天児屋根命、右前座太玉命。

九月十六日祭、祭料四斗二升五合、祝 井上左膳、社僧 抱眞院 〇

社ハ吉貴公依ニ御志願一寶永三年丙戌九月十五日御勧請也。本宮は江府芝飯倉神明也。飯倉の神宮は本殿外宮にて、左の脇に内宮

の御殿有り。当宮ハ両宮御内殿に奉ニ安置一者也。

傳に云ふ、昔時諸國の税を、伊勢大神宮に献す。武州の税を江府に聚む。故に飯倉と云ふ。三本寺・安養院境内に在るを社邊に移し、神應山金膳寺抱眞院と改称し、神明宮の別当寺とす。

一、春日大明神

祭神四座、前に同し。

十一月二十八日正祭、神宮 前田勘右衛門、〇当社は近衛信輔公當國へ被成御座候節御勧請、御染筆の三十六歌撰御奉納有之。

船手

一、船魂神社

祭神三座、伊弉諾尊 〇伊弉冊尊 〇猿田彦大神

九月二日正祭、神領高・祭料等無之、神主本田出羽守、〇当社は貞亨五年慶二月十八日光久公御勧請。

上筑地

一、辨才天

別当文珠院、北郷作左衛門家来松岡伊右衛門格護なり。右磯道へ有之候処、安永二巳年より同三年午迄、依願伊右衛門引移成就相成候。九州一の辨天なり。本社藝州宮島の風景を移し、此所に勧請す。

下大門口辨才天

右山下御屋敷御庭へ有之候処、安永四年当山派山伏眞如院依願、大門口へ迂宮。

一、愛宕

一、天子宫

久保田 一、諏方大明神

六日町 一、若宮

護摩所 一、若宮	上町 一、惠美須	岩崎 一、山之神	一、池之上辨才天	一、祇園宮	一、天神	一、早馬大明神	菅房村 一、諏訪大明神
後追 一、水天	東福ヶ城 一、飯綱	池之上 一、熊野三社権現	大乗院門前 一、山王	一、鎮守	一、市杵島神社	一、山王	坂元村 一、山王
磯 一、山之神	一、天子宫	一、秋葉権現		草牟田村(枝)カ 一、比山山下	上伊敷村 一、鎮守社	一、八幡宮	一、鎮守社
吉野村 一、七社	萬瀬谷 一、鎮守	川添 一、鎮守	川添 一、諏方大明神	一、熊野十二所権現	一、山之神	一、諏訪大明神	下伊敷村 一、年之宮
川添 一、山之神	花倉 一、三舟大明神	トコロ追 一、八幡宮	中之別所 一、鎮守大明神	一、天神宮	一、鎮守社	一、辨才天	一、鎮守社
一、鎮守大明神	花棚村 一、小鷹大明神	一、諏訪大明神	岡之原 一、塚田大明神	一、八幡宮	一、山之神	小野村 一、稻荷大明神	一、瀧本権現
熊之坂 一、諏訪大明神	大久保 一、鎮守	泰山 一、池之上	泰山 一、諏訪大明神	一、鎮守	神明宮	國田清左五門 一、聖宮	大迫村 一、八房大明神
馬之原 ママ 一、諏訪大明神	一、鎮守	一、霧島神社	下田村 一、小鷹大明神	一、霧島神社	一、山之神	一、諏訪大明神	一、山王
一、下ノ宮大明神	一、松尾大明神	一、愛宕	川上村 一、天神	一、早馬大明神	一、八房大明神	一、霧島	小山田村 一、諏訪大明神
一、池之上権現	花野村 一、大高大明神	一、諏訪大明神	一、鎮守	一、八幡宮	一、宗方八幡	一、妙見	一、鎮守大明神
比志島村 一、上ノ山王	一、中ノ山王	一、下ノ山王	一、諏訪大明神	一、山王	同所 一、鎮守大明神	同所高江 一、鎮守大明神	同所岡 一、若宮八幡
一、小鷹大明神	一、山之神	一、池之王	一、妙見	一、鎮守大明神	一、山方八幡	一、山下	一、天神
				田上村 一、吉水大明神	一、若宮八幡	一、天神	武村 一、大田大明神

武村
一、諏訪大明神 一、諏訪大明神 武村 郡元村
一、江月八幡 一、鵜戸権現

荒田村
一、岐神 一、籠勝手明神 西別府村
一、諏訪大明神 一、鎮守二社

塩屋村
一、塩竈大明神 中村
一、辨才天 中村
一、日吉山王

鹿兒島郡

○吉田

一、高六千六百七十石四斗四升四合八勺五才
拾貳里参町貳拾貳間廻

宮之浦村 本名村 本城村 東佐多浦村 西佐多浦村

士百四拾七家部人数四百四拾四人

士高千拾六石四斗貳合壹勺貳才

狩夫四百五拾九人

鹿兒島へ四里半 帖佐へ一里半 岡之原へ三里 花棚へ

二里 厚地へ二里半 川上へ三里 平松へ一里 脇元へ

一里 郡山へ三里 長野へ三里 吉野へ三里 比志島へ

三里 本城へ一里半 市米湊へ八里 下田へ三里 加治

木へ二里半 宮之原へ二里半

一、正一位正八幡宮

祭神玉依姫・應神天皇・神功皇后・仁徳天皇、相殿吉田美作靈神
美作は吉田の城主也

二月八日祭、霜月八日祭、祭料老石参斗、同六斗九升、大宮司より出る。祠宮 中島伊豫。

当社神位は、永録九年三月八日、宗源宣命奉納之、依日新公御尊敬也。

一、薩埵王子権現

祭神不詳、二月初申祭、祠官中野駿河。
(祠)

谷山郡

○谷山

一、高老萬参千参百五拾九石七斗八升四合四才

惣廻り拾参里四町貳拾九間

平川村 塩屋村 下福元村 山田村 宇宿村 和田村

中村 五ヶ別府村 上福元村

士参百貳拾貳家部人数八百五拾参人

士高千四百五拾貳石貳斗壹升貳合壹勺貳才

狩夫(男百)

鹿兒島へ二里半 川邊へ五里 伊作へ四里 山之寺へ二

里半 伊集院へ五里 春山へ三里 横井へ二里半 知覧

へ四里半 喜入へ四里半

惣鎮守、和田村の内玉林城

一、正一位伊佐智佐六所権現

祭神六座、伊弉册尊、泉津事解男神、熊野本宮新宮、合号二六所権現。

祭料五斗二升五合、社司春日駿河、社僧羽島寶昌院
○当社本宮は、紀伊國熊野権現也。

往古熊野本宮新宮の六所を、瀬戸山某・竹内某、(守下リ)カ府下に祁答院園(園)牟田へ勸請、夫より遊行し、此処へ迂鎮、神位は正徳三年吉田氏へ申願、正一位の神階宣命奉納有之もの也。

下福元村

一、稻荷大明神

祭神、前二同。

十一月三日正祭、社司春日駿河。

傳説有り、抑谷山玉林ヶ城へ、往古寺山出羽籠城有り。貴久公此城を責め給ふ時、城下滑り石と云ふ所に床机に腰を掛給ふ所へ、白狐来る。公甚喜悦有り、当城に泊入候ハ、稻荷大明神を可有勸請旨被_レ為_レ在_二御祈願_一候処、終に落城故、当社を造営し、神領三町御寄附有之もの也。

上福元村

一、諏訪大明神

祭神三座、前に記。

七月二十八日正祭、祭料三斗、祠宮岩倉河内、○当社往古谷山氏勸請。

一、村岡五郎平良文後胤伊作平次郎太夫良道数子有り。第四子を別府五郎忠明と称す。別府氏の祖也。谷山氏は其支族也。忠久公の時、兵右衛門尉忠光谷山を領し、因て以て氏とす。其子全助忠良、其子資忠法師覺信、其子平五郎左衛門入道隆信、相統て谷山を領す。元久公の時、谷山郡司入道に至て除らる。其裔次郎右衛門と称す。

喜入郡

○喜入村

一、高三千五百四十一石二斗三升九合七勺三才

惣廻り(坐白)

上名村 下名村

家中(坐白)

狩夫(坐白)

鹿兒島へ七里 郡山へ五里半 児ヶ水へ六里 田布施へ

七里半 川邊へ五里 知覧へ三里 谷山へ四里半 平

川へ二里半 額娃へ五里 今和泉へ二里

一、正一位三百餘社大明神

祭神不詳

十一月三日正祭、祠宮濱島参河 ○当社神位は、享保二十一年

辰領主肝付典膳兼遠依願、正一位宗宣命奉納有之者也。

本麓

一、若宮大明神

祭神肝付國兼靈社、祠宮濱島参河。

天文年中隅州溝邊へ肝付越前兼演勸請、其後元和年中肝付彈正兼氏、神体を此所へ移鎮社造遷宮有之もの也。

喜入郡

○知寛

一、高四千七百二十六石二斗一升九合九才

惣廻り十六里十二町十五間半

瀬世部村(里) 西別府村 厚地村 永里村 東別府村

郡村

家中(空白)

狩夫(空白)

鹿兒島へ七里 谷山へ四里半 加世田へ三里 郡へ四里

半 境へ一里半 石垣へ三里 鹿籠へ四里半 枕崎へ

四里半 喜入へ三里 山田へ二里 摺之濱へ七里 伊

作へ五里 頼娃へ四里 山之寺へ二里半 川邊へ一里

田布施へ三里半

麓下郡元、惣鎮守

一、中宮大明神

祭神一座、豊玉姫命、

祠首 赤崎二河、当社は明徳年中勧請、元龜元年午六月十二日再興。

(損)

指宿郡

○指宿

一、高八千三百二十九石五斗三升二合八勺

惣廻り十一里二十七町十六間

十二町村 十町村 東方村 西方村

士三百十四家部、人数七百四十一人

士高千九百七石五斗五升九合

狩夫二千十人

鹿兒島へ十里 谷山へ七里半 郡へ三里 川尻へ三里

(里多子の方)

山川へ二里 児ヶ水へ四里 喜入へ三里 高須へ七里

知覧へ六里半 川邊へ八里 小根占へ三里 大根占へ三

里 伊佐敷へ六里半 今和泉へ二里

(損)

指宿郡

○今和泉村

(損)
延享元年縣姓・指宿簡
郡ヲ割テ今和泉村ヲ立ツ
(ママ)

一、高三千七十五石二斗六升六合二勺五才

惣廻り(空白)

小牧村 南方村 利永村 新西方村 岩元村 池田

村 瀬崎村

家中(空白)

狩夫千三百三十七人

鹿兒島へ九里 喜入へ二里 指宿へ二里

但多子の方

惣鎮守

一、中宮大明神

祭神前二同。

同九月九日祭、祭料一斗、社職有馬鉄右衛門

一、八幡宮 一、観音

二月初卯祭、祭料青銅壹貫拾貳文

八月十五日、祭料右同。

岩元

一、稻荷 一、不動

二月初午祭、祭料右同、八月三日祭、祭料青銅八百五拾壹文

当社は大徳四年五月二十一日、指宿領主甲斐守公秋建立、藤原安近棟札有之。右当社ハ鹿兒島大磯御庭内ヘ鎮座の処、延享元年和泉家御取立の砌、大磯の内御給り、指宿・頼娃の内より私領被召建時、寶曆二年^丙六月、右二社今和泉ヘ御遷座。

(揖)

指宿郡

○山川

一、高四千石七斗七合五勺九才

惣廻り七里八町二十二間

福元村 鳴川村 大山村

士七拾貳家部、人数百三十八人

士高五百五拾二石九斗九升三合

狩夫 (空白)

鹿兒島ヘ十三里 川尻ヘ二里 脇ヘ二里 高須ヘ七里

^{女の方}大根占ヘ四里 伊佐敷ヘ四里 小根占ヘ三里 児ケ水

ヘ一里 指宿ヘ三里

惣鎮守麓

一、熊野権現

祭神前二同。

同正月二十日正祭、祭料壹斗七升五合、神領高老石、^{社司}紀左近、

当社は人永年中建立。

成川鎮守

一、諏訪大明神

祭神本社に同、七月二十八日祭、^{社司}有馬隼人

頼娃郡

○頼娃

一、高老万四千四百七拾貳石八斗五升八合六勺七才

惣廻り十七里三十二町五十四間

仙田村 郡村 御領村 拾町村 別府村 牧之内村

士三百三十八家部、人数八百七十八人、

狩夫 (空白)

士高千二百拾四石一斗四升二合

鹿兒島ヘ十二里半 鹿籠ヘ六里 指宿ヘ三里 喜入ヘ五

里 ^{但北ノ方}山川ヘ三里半 児ケ水ヘ二里半 知覧ヘ四里 今

和泉ヘ (空白) 屋久島ヘ廿五里

一、枚開神社

延喜式神名帳、薩摩國頼娃郡一座枚開神社

祭神九座、一宮本社猿田彦大神、本宮彦火々出見命、二龍宮豐玉

彥命二姉姉豐玉姫正上宮玉依姫、西宮天智天皇、廻殿日神、月神、

聖宮塩土老翁、荒仁宮大己貴命、別当瑞鷹院、^{（都外山）}祠宮紀権右衛門、

外部川和泉、

開聞の縁起に、薩摩國頼娃郡開聞正一位は、上古龍宮界也。景行

天皇十年十月三日、一夜に踊出と記せり。神代龍宮界とは、別国

にて海童宮の事也。地神四代彦火々出見尊は大隅國正八幡一^レ児津

御舎を建給ひけん。火闌命依^二逆心^一塩土老翁奉教三ヶ年ヶ間海

神豐玉彥命の元^レに奉^レ隠。豐玉彦は別国の帝王にて、日本の地な

らす。盖し琉球國ならぬと云ふ。龍宮此船^{マツ}を和多都美津と号する

事、豊玉彦の生國海宮の表号なるへし。

○開聞山の半邊に岩屋あり。孝徳帝白雉元年老翁有之、窟中に居して修法練行す。時に白鹿来て法水を舐る。其鹿遂に口中より妙相の女子を産す。老翁養育し、知通と云ふ高僧に俱ふ。其女子二才にして鎌足取て撫育し、十三才に至る。麗美なるを以て、天智常の后に立つ。帝寵愛甚し。故に六宮の妃妬忌深く、是を害せんとす。因て后密に江州志賀郡を出て願娃に帰り、天年を終り給ふ故、靈廟を山の麓に建て、天皇の靈廟后の○に建て西宮と号すと云々。此皆不会の説、難信用縁起なり。

近衛信輔公文祿年中薩摩國坊津浦に左遷せられ給ふの日、望開嶽の歌に曰く、さつまかた願娃のうつほ島ミレや筑紫のふしといふらん、宇津保島は名所の郡なり。

惣領守

一、諏訪大明神

祭神二座、前二同し。

九月二十八日正祭、社司外都川和泉、(とがわ(都外川))

末社

一、大野嶽権現

九月十九日祭、祭料壺石、社司外都川和泉、(都外川)

川邊郡

○川邊

一、高九千三百三十九石九斗五升二合五勺六才

惣廻り六里二十五町二十六間

神殿村 古神殿村 (ママ) 小野村 平山村 今田村 野崎

村 両添村 高田村 宮里村 (下カママ) 清水村 田邊田村

野間村 永田村

士貳百貳拾四家部、人数六百七拾壺人、

士高二千二百三十石一斗二升五合

狩夫千七百五十七人

鹿兒島へ七里半 加世田へ二里 谷山へ五里 田布施へ

二里半 喜入へ五里 知覧へ一里 鹿籠へ (空白)

阿多へ二里半 山田へ一里 伊作へ四里 野間へ半里

願娃へ (空白) 片浦へ (空白) 坊へ (空白) 久志へ (空白)

麓堀内鎮守

一、諏訪大明神

祭神枚聞神社天智天皇の皇子、

九月二十八日正祭、祭料七斗五升、社職春田常右衛門。

川邊郡

○山田

一、高貳千四百四十六石貳斗七升九勺九才

惣廻り九里十三町五十四間

上山田村 中山田村 下山田村

士七拾四家部、人数二百七十八人。

士高三百七十四石六斗五升四勺

狩夫五百七十二人

鹿兒島へ九里 願娃 (空白) 加世田へ一里半 阿多へ二里

但五ノ方 田布施へ三里 川邊へ一里半 知覧へ (空白) 鹿籠へ

三里 片浦へ（翌日）
惣鎮守

一、王子大明神

祭神枚聞神社天智帝の皇子
九月九日正祭、祭料三斗五升、社職高良格太夫。

川邊郡

○鹿籠

一、高二千九百三十三石九斗九升七合六勺二才
惣廻り十二里十七町五十間

鹿籠村

家中（翌日）

狩夫七百四十五人

鹿兒島へ十二里 頼娃へ六里 山田へ三里 加世田へ四里
子五ノ方 里半 知覧へ四里半 坊へ二里 久志へ二里半 川邊

へ四里 山川へ（翌日）

惣鎮守

一、妙見神社

祭神猿田彦大神・事勝國勝長狹神。

九月九日祭、祭料六斗錢三貫文、領主より供納、社職山崎三太夫、
夫。

川邊郡

○坊泊

一、高三百四十八石九斗七升一合四才
惣廻り七里二十町四十六間

坊村 泊村

士四十六家部、人数百十五人。

狩夫三百二人

士高九十石七斗七升一勺

鹿兒島へ十四里半

泊へ半里

加世田へ五里

鹿籠へ二

丑の方 里 秋目へ三里

坊村岩尾崎

一、祇園社

祭神猿田彦大神、六月十五日祭り。

川邊郡

○久志秋目

一、高四百五十七石九斗七升六合二勺二才
惣廻り八里二十五町二十間

久志村 秋目村

士六十八家部、人数百七十八人。

士高百十四石二斗三升八合九才

狩夫二百五十八人

鹿兒島へ十三里

鹿籠へ二里半

秋目へ二里

坊ノ津へ

丑の方 一里 加世田へ四里

片浦へ（翌日）

惣鎮守久志村

一、九玉大明神

祭神猿田彦大神

九月十五日祭り、祭料一斗七升五合、祠官吉見河内。

当社は日新公御勧請。

秋日村鎮守

一、九玉大明神

祭神猿田彦大神、

九月九日祭、祭料三斗五升、縣官生駒寛兵衛。

当社は日新公御勧請。

川邊郡

○加世田

一、高老万七百八十八石八斗六升七合八勺五才

惣廻り二十四里三町五十五間

赤生村(本)脱 地頭所村 宮之原村(之衛力) 小湊村 竹田村 片

浦村 益山村 村原村 大浦村 唐仁原村 津貫村

川畑村 内山田村(補記) (別府田間村)

士五百二十七家部、人数千九百二十三人。

士高三千二百四十八石九斗一勺

狩夫二千六百六十八人

鹿兒島へ九里半 阿多へ一里 泊へ四里半 鹿籠へ五里

半五里ノ方 坊津へ五里 川邊へ二里 大浦へ三里 久志浦へ

四里 片浦へ五里 高橋へ(空白)

宮原惣鎮守

一、鷹屋大明神

祭神東宮火闌降命、西宮大明神

九月九日正祭、祭料五斗、社司鮫島和泉。

片浦村

一、野間権現

祭神火闌降命・大明神・鹿葦津姫、東宮彦火々出見尊、西宮瓊々

杵尊。

正月二十日正祭、祭料六石、社司鮫島和泉、愛満院格護。

当社勧請の年歴不詳。神代卷に所謂吾田長屋笠狭ノ崎とは此所也。

今野間ノ御崎と称せる事、媛瑪國ママの婦人流来て此社に会祭し、野

間権現と号す。從ニ古来一至今太守公代參を遣し神事執行広大な

ること餘社に勝れり。

益山村鎮守

一、八幡宮

祭神本社に同。

同九月二十九日祭、祭料貳斗、池田某、藤宮某両家奉守云々。

金襴の幡八流歌仙日新公御寄進、神馬定立、別当吉光寺、社司江

田源五左衛門。

片浦

一、十二所権現

文明二年正月二十日於ニ久志一忠國公薨し給ふ。世子立久公別府

にて火葬し、御靈骨を奉納、其跡を六角堂と云ふ。社司鮫島和泉、

(補力)松本寺格護。

阿多郡

○阿多

一、高四千四十三石八斗八升六合七勺八才

惣廻り六里二十五町二十六間

浦之名村 中津野村 新山村 花瀬村 白川村 宮

崎村

士二百二十四家部、人数六百七十四人。

士高八百四石二斗二升一合九才

狩夫八百二十一人

鹿兒島へ八里半 小松原へ二里 加世田へ一里 山田へ

二里 但正實ノ方 川邊へ二里半 田布施へ一里 片浦へ (空百)

伊作へ (空百) 谷山へ (空百)

惣鎮守

一、日吉山王

祭神熊野三所權現

正月元日・六月十五日・九月九日・十一月初午、祭料三斗五升、

祠堂 江田三河。

一、伊佐野諏訪大明神

祭神前二同。

七月十七日正祭、神領高三三石。

当社は永正十六年己卯六月二十八日、忠幸・忠良両公御勸請。

一、高良八幡宮 另二玉垂社

祭神玉依姬・應神天皇・武内宿祢。

十一月三日正祭、祠堂 原口肥前。

国史傳稱有り、当社は古來中嶽山に御鎮座、天文七年戊辰十二月二

十九日、日新公加世田へ御進發の時、中嶽山八幡宮へ御參詣御誓

願の旨被為在、直に阿多の内花瀬村立木原と云ふ所に陳を張り、

加世田尼ヶ城へ瀉より被攻寄、無程御手に入候故、永録二年未十

一月二十九日右中嶽山の下に社を造立し迂宮有之者也。

日新公御筆三十六歌仙御奉納干今有。

新山村

一、稻荷大明神

祭神本社に同じ。

加世田長々不入御手故、忠幸 後に 忠良御両公当社へ御誓願の旨

被為在、落城以後舞殿御成就有之、日新公御尊崇。

阿多郡

○田布施

一、高六千六百五十六石五斗三升六合四勺七才

惣廻り十二里九町二十三間半

尾下り村 高橋村 池部村 大野村 京田村

士貳百拾四家部、人数七百八人

士高六百七石壹斗九升四合九勺壹才

狩夫九百貳十四人

鹿兒島へ七里半 日新寺へ二里 金山へ五里 錫山へ四

里 丑寅ノ方 阿多へ一里 川邊へ二里半 伊作へ一里 永吉へ

(空百) 谷山へ (空百)

惣鎮守尾下の内麓

一、勝手大明神

祭神一座、鬘愛命。

三月三日・十一月三日、祭料三斗五升、社司一宮式部、別当金蔵院末寺大明寺。

○当社ハ往昔ハ火焼大明神と奉称、島津家御代々御尊崇深く、日新公御再興にて、勝手大明神と神号を被相改、御自筆の御額御寄附有之。雖然年久敷相成文字不分明故、文録九丙子十一月十五日写を以て被相改鳥居に奉掛者也。

尾下村之内麓

一、諏訪大明神

祭神前に同。

七月二十六日正祭、祭料三斗五升、社司二之宮式部。

○当社は延徳二年戊戌十二月、島津相模守友久。同三郎左衛門尉忠幸勸請。

一、金峰社金峯山蔵王権現

祭神号ス蔵王権現。

人皇二十八代安閑(けいたい)天皇、社僧の皇子なり。金蔵院。

阿多郡

○伊作

一、高七千六百六十九石四斗壹升式合式勺六才

惣廻り十里十一町三十八間半

湯之浦村 中之里村 今田村 奥倉村 入来村 中
原村 花熟里村 和田村 小野村 田尻村

士三百六十七家部、人数九百九十三人。

土高千八百十三石九斗八升式勺

狩夫九百十人

鹿兒島へ六里半 谷山 山田へ四里半 谷山 中村へ四里 高橋へ二里 但馬ノ方 田布施へ一里 川邊へ四里 永吉へ一里半 加世

田へ(空) 阿多へ(空) 伊集院へ(空)

惣鎮守中原村

一、大汝八幡宮

祭神石清水二同。

十月二十五日正祭、流鏑馬有り。祠官山之内右京、神領高五十石、天正二十年九月七日寄附、町田出羽守副状目録有り。

当社ハ伊作大隅守忠長信仰深シ。其後島津相模守運久・同三郎左衛門尉忠良永正二年壬午極月十三日再興と有之。

一、四所宮 一、武内之社 一、悪王子宮 今此処にて葦王神と云ふ。

本社

一、悪王子

一、新八幡

湯之浦

一、諏訪大明神

祭料三斗、七月二十八日祭、祠官山之内右京。

中之里村

一、石手禮妙見(半方)

祠官山之内右京

大手ノ口

一、観音

海蔵院格護

日置郡

○永吉

一、高式千三百拾九石五斗五升九合九勺式才
惣廻り七里七町七間

永吉村

家中(空白)

狩夫百九拾九人

鹿兒島へ六里半

伊作へ一里半

吉利へ半里

伊集院へ

二里半

市来港へ二里

惣領

一、久多島大明神

祭神天智天皇の皇女

二月三日・九月九日・十一月三日祭、神領高七石三斗領主より、

祠官 山崎肥前。

日置郡

○吉利

一、高千九百五十八石四斗四升五合八勺壹才

惣廻り五里二十六町四十八間

吉利村

家中(空白)

狩夫貳百四拾八人

鹿兒島へ六里半

日置へ半里

永吉へ半里

伊作へ二里

伊集院へ二里

城の町二里

市来港へ三里

串木野

へ四里 向田へ七里

一、御靈八社大明神

九月九日祭、祭料三斗、領主より出米、祠官 鶴田和泉。

当社は景政の靈社を崇と云ふ。雖然古来八社を祭る由、山城国御靈を被崇候。

勝手城

一、鬼丸大明神

祢寢右近將監重長の靈なり。

三月十六日・十一月十六日祭、祭料三斗領主より出米、祠官 鶴田

和泉。

○古来大隅郡根占に勧請す、後年吉利を拜領し、靈社を此処に崇むと云ふ。

於城屋敷鎮守

一、平野大明神

祭神一殿

第一日本武尊、第二仲哀天皇一殿、第三仁德天皇、第四天照大神、

源氏神、平氏神、高階氏神、大江氏神、縣社、天穗日命、中原・

清原・秋篠氏神、

四月初午、十一月初午、祭料一斗四升、祠官 鶴田和泉

○元禄十一年寅九月吉日、祢寢丹波清雄勧請す。所_レ祭山城国平野大明神御同体也。抑当社者祢寢氏之氏神に而、代々崇敬他に異る

故吉田兼連へ申願、平野二殿之勸幣を守下と云々。

一、建部大明神

祭神大己貴命

二月初午、十一月初午、祭料一斗一升。

○当社者祢寝氏の元祖清重、大隅國小根占に下向する時、江州建部大明神を勧請す。後年根占を被除、吉利を拜領す。依て此処に遷鎮す。

日置郡

○日置

一、高参千貳百八十五石四斗四升合五才

惣廻り五里二十二町

田子村 山田村 日置村

家中(室百)

狩夫三百五十六人

鹿兒島へ六里 吉利へ半里 伊集院へ一里半 市来港へ

二里半 永吉へ(室百) 江口へ(室百)

惣鎮守

一、八幡宮

鶴ヶ岡八幡宮

御靈大明神

宇都湯稻荷大明神

(段力)

段樂権現

今熊権現

日吉山王

包宮大明神

九月十五日正祭、六斗八升、領主も出来、

永録年中勧請

日置は文治の比、重純地頭たり。建武の比、兵衛太郎頼純、其後小野太郎家綱朝臣公より賜て居住し世々傳領す。應永の比、伊集

院長門守忠国三男日置美濃守久影領す。

日置郡

○伊集院

一、高老万五千六百五十五石六斗一升九合七勺

惣廻り十九里二十三町四十五間

清淵村

猪鹿倉村

郡村

直木村

竹之山村

中川

村 上谷口村

春山村

石谷村

麦生田村

下谷口

村 古城村

土橋村

有屋田村

福山村

恋原村

入佐村

大田村

上神殿村

下神殿村

徳重村

苗代川村

嶽村

寺脇村

宮田村

桑畑村

神之川

村 野田村

飯牟礼村

士二百三十九家部、人数七百八人。

士高二千二百二十四石九斗八升八勺三才

狩夫千四百七十二人

鹿兒島へ四里半

永吉へ三里

城之町へ一里半

市来港

へ三里半

谷山へ五里

春山へ二里半

吉利へ二里

日置へ一里半

郡山へ二里半

串木野へ(室百)

惣鎮守

一、諏訪大明神

祭神本社に同。

七月二十八日正祭、祭料五斗二升、

社司 小田原左内

○当社ハ石谷村町田より此所に遷座。

一、熊野新宮三所権現

祭神事解男神・蓮玉男神。

六月十五日祭。

当社ハ島津豊後守忠久公御勧請、祠司永尾右京。

石谷村

一、熊野三所権現

祭神前二同。

九月九日祭、神領高五石、祭料七斗、祠司山田左門。

石谷村

一、歳久八幡

祭神島津左衛門督歳久靈社

七月十八日・九月十八日祭。

神領高三石、祭料五斗六升、祠司山田左門。

当社ハ延寶八年町田孝左衛門久東勧請。

石谷村

一、福島大明神

祭神酒解神・酒解子神・大若子神・小若子神。

三月十三日、祭料三斗、祠司山田左門。

○当社ハ文明年中町田氏勧請。

日置郡

○郡山

一、高五千五百四十二石七斗四升二勺一才

惣廻り九里二十町十九間半

油須木村 郡山村 西俣村 東俣村 川田村 厚地

村

士百拾家部、人数四百二十一人。

士高四百四拾壹石九斗九升七合壹勺八才

狩夫三百十五人

鹿兒島へ三里半 苗代川へ三里 吉田へ三里 入来へ五

里 自巳の方市来港へ五里 川田へ一里 厚地へ一里 東俣へ

一里 伊集院へ二里半 蒲生へ四里 入佐へ (空白)

樋脇へ (空白) 向田へ (空白)

麓惣鎮守

一、諏訪大明神

祭神前に同。

七月二十八日、祭料三斗五升、祠司前田河内。

東俣村

一、一ノ宮大明神

祭神 (空白)

十一月三日祭、祭料無之、祠司前田河内。

厚地村

一、花尾大権現

祭神頼朝・丹後局・永金阿闍梨

○抑当社は、頼朝卿の靈社也。高祖忠久公、君父の義を以て建保六年安置、権現と崇む。厚地村一円祭田として御寄附、御尊敬他に異り、故に太守在國には必御直参有之者也。寛政元年齊宣公御代大の字吉田家より免許なり。

日置郡

○市来

一、高老萬參百八拾四石三斗六升五合參勺參才

惣廻り拾貳里拾六町參間

神之川村 伊作田村 湯田村 養母村 永里村 大

里村 川上村 湊村

士貳百七拾壹家部、人数九百五拾七人。

士高千四百拾八石餘

狩夫千參百七拾八人

鹿兒島へ八里 湯田へ一里 長里へ二里 江口へ一里半

神ノ川へ二里 養母へ二里半 浦之名へ二里 伊作

田へ二里 芹ヶ野へ二里 羽島へ三里 百次へ三里

限之城へ三里 向田へ四里 苗代川へ二里半 伊集院へ

三里半 日置へ二里半 郡山へ五里 入来へ六里半

樋脇へ（空白） 薩摩山へ（空白） 高江へ（空白）

一、稻荷大明神

祭神三社、前二同。

九月九日、祭料五斗二升五合、（本末）祠官有川左近。

当社ハ承永三年丹波御局御勸請。

大日寺

一、阿弥陀堂

一、一ノ宮大明神

祭神天狹霧命、

左越 巖島大明神、地狹霞命

蒲牟田 巖島大明神

右忠久公御下國之御祈願、建久七年（辰）二月御母堂丹後御局御勸請。

一、鶴ヶ岡八幡宮 一、御靈大明神 一、宇都湯稻荷大明

神 一、安樂權現鎌倉鶴ヶ岡八幡宮 一、今熊權現

一、日吉山王 一、包宮大明神

右七社は、鍋ヶ城へ建仁三（亥）年御勸請。

日置郡

○串木野

一、高五千七百九十一石三斗六合貳勺貳才

惣廻り十三里十九町一間

上名村 下名村 荒川村 羽島村 五反田村

士二百二十四家部、人数五百四十八人

士高千四十石九斗七升九合七勺三才

狩夫千二十九人

鹿兒島へ九里 高江へ三里半 前田へ四里 久見崎へ五

里 限之城へ二里 市来港へ一里 向田へ二里 百次

へ二里 平佐へ三里 芹ヶ野へ一里 冠岳へ二里 羽

島へ二里 荒川へ一里 樋脇へ（空白）

上名村

一、猪日田大明神

祭神二座、饒速日命、天香山命。

九月九日正祭、祭料二斗、産子出来、（祠官）入枝采女。

冠嶽の内

一、東嶽熊野權現 一、中嶽熊野權現 一、西嶽熊野權現

神領高三十九石九斗三升四合三勺七才、頂峯院格護。
下名島平

一、松尾大明神

祭神大己貴命 大山咋命 市杵島姫命 諸事記月読尊 此神ハ松

尾勸請、其以前より鎮座歟。

九月二十九日正祭、祭料貳斗、産子出来。

麓

一、諏訪大明神

祭神前二同。

七月二十八日正祭、祭料三斗五升、同老斗。

一、羽島崎大明神

祭神二座大 貴命・天治玉命。

九月九日正祭、祭料老斗七升、産子中出来。

薩摩郡

○百次

一、高千四百五十石八斗三合四勺四才

惣廻り四里三十五町二間

田崎村 百次村

士六十六家部、人数百七十一人。

士高五百五十一石二斗五升三勺九才

狩夫七十一人

鹿兒島但馬邑之方へ十一里 隈之城半里 向田へ一里 串木野へ二里
羽島へ三里 冠岳へ一里半 樋脇へ二里 平佐へ

一里 入来へ三里半 東郷へ二里半 山田へ半里 市
来へ三里 伊集院へ(空白)

薩摩郡

○山田

一、高千四百一石一斗二升六勺七才

惣廻り五里二町廿四間

山田村

士八十家部、人数二百四十九人

士高三百八十九石三斗八升五合九才

狩夫五十七人

惣鎮守

一、久木原権現

祭神(空白)

九月廿九日祭、祭料一斗七升

薩摩郡

○平佐

一、高千四百六十一石八斗三升七合一勺五才
惣廻り五里十六町廿五間

天辰村 平佐村

家中 (空白)

狩夫六十一人

鹿兒島へ十一里半 隈之城へ一里 樋脇へ二里 中郷へ

半里 東郷へ一里半 羽島へ三里 山田へ (空白) 新田

八幡へ (空白) 高城へ (空白)

一、稻荷大明神

祭神大物主命

神領高五石、領主の寄附、社職野崎織部。

一、兼喜大明神

祭神北郷常陸相人靈

八月晦日祭、神領高五石、社職中山甚寛。

當社は北郷左衛門時久 男一子、資忠十代ノ孫 天正九年辛巳八月嫡男常陸相

久以讒得罪於父自殺、其靈を崇初め号若宮八幡、吉田兼連改之稱

兼喜大明神、本社都城鎮守正一位兼喜大明神也。

一、白羽大明神

祭神火雷神

祭料一斗

○三代實祿、貞觀二年三月廿日庚午薩摩國從五位下白羽火雷神。

一、忠宗公六男北郷尾張資忠十代左衛門時久三男北郷三久、初忠堯、

千代鶴丸、宗次郎、佐左衛門、佐徳、加賀と改む。別植家経界の

事起賜平佐天辰高江等一万千石、二代佐徳久加、三代佐左衛門久

精、四代宗次郎忠昭、五代作左衛門久嘉、六代作左衛門久英、七

代作左衛門久達、八代主膳久傳、九代作左衛門久陣、十代作左衛

門久平。

薩摩郡

○隈之城

一、高六千二百三十一石七斗九升八合九勺八才

惣廻り七里三十五町六間

宮里村 西手村 東手村

士二百六十五家部、人数七百八十五人。

士高千四十二石二斗五合三勺九才

狩夫五百六十八人

鹿兒島へ十一里 芹ヶ野へ一里 荒川へ二里半 城之町

へ五里 市来港へ三里 百次へ半里 山田へ半里 樋

脇へ二里半 入来へ三里半 高江へ二里 向田へ一里

羽島へ三里半 水引へ一里半 高城へ二里 平佐へ一

里 串木野へ二里 中郷へ (空白)

一、諏訪大明神

祭神 (空白)

七月廿八日祭、祭料五斗二升五合、社職本山左門。

宮里村

一、志那尾大明神

祭神不詳。

○三月三日祭。

三代實祿曰く、貞觀二年三月二十日庚午薩摩國從五位下志那毛神。

薩摩郡

○高江

一、高三千三百七十一石九斗五升七合二勺九才

惣廻り八里十町三尺

寄田村 往喜見海岸 久見崎村 高江村

土百五十六家部、人数三百五十七人。

土高百五十五石四斗一合八才

狩夫四百十三人

鹿兒島へ十三里半 平島へ半里 大小路へ一里半 京泊

へ二里 辰の方 羽島へ四里 隈之城へ二里半 久ミ崎へ一里半

水引へ一里 市来港へ (空白)

惣鎮守

一、諏訪大明神

祭神二座、本社に同。

七月廿八日祭、祭料一斗七升五合、祠官梅北数馬。

薩摩郡

○中郷

一、高千五百七十五石九斗四合一勺四才

惣廻り二里十六町十三間

中郷村

土六十四家部、人数百七十六人。

土高百六石五斗九升三勺九才

狩夫百三十六人

鹿兒島へ十一里半 高城へ一里 樋脇へ三里 向田へ半

但丁の方

里 東郷へ一里 水引へ一里 平佐へ半里

一、諏訪大明神

祭神 (空白)

九月廿八日祭、祭料一斗七升五合、社職坂元新左衛門

薩摩郡

○東郷

一、高六千四百五十三石六斗六合七勺一才

惣廻り十三里三十一町五十九間

田海村 白濱村 烏丸村 斧淵村 (完) 寛野村 南瀬村

山田村

土二百四十三家部、人数八百三十五人

土高六百二十三石九斗八合一才

狩夫五百八十八人

鹿兒島へ十二里 山崎へ二里 二渡へ二里 高城へ一里

半 但丁の方 入来へ三里 樋脇へ二里 中郷へ一里 平佐へ一

里半 阿久根へ (空白)

斧淵

一、諏訪大明神

祭神 (空白)

七月廿八日祭、祭料一斗五升、社職田中小右衛門。

藤川

一、天満天神宮

祭神菅丞相道真

当社勧請の年暦不詳。菅公筑紫に左遷の時、西海の國民幸府へ至り菅公を師とし書を學ぶ者、他州に多し。菅公薨して悉く國に販る。其中に東郷の主人藤原兼頼、菅公の靈を崇め爰に勧受有り。

薩摩郡

○樋脇

上古樋脇入来ヲ清色ト云フ。
延享年中樋脇ヲ分テ一郷トス。

一、高八千五百七十七石六斗一升二合五勺一才

惣廻り十四里廿六町四尺

中村 久住村 楠元村 倉野村 塔之原村 市比野村

土百八十六家部、人数五百六十一人。

土高千三十二石四斗六升七合五才

狩夫四百八十三人

鹿兒島へ十里 山崎へ一里半 向田へ二里 中郷へ三里
但巳の方 入来へ一里半 百次へ二里半 東郷へ二里 平佐へ

二里 山田へ一里半 大村へ三里 市来港へ(空白)
伊集院へ(空白) 郡山へ(空白)

一、ノ宮大明神

祭神大物主、初太監大明神と稱す。

二月二日・十一月二日祭、神領高一石三斗、祭料三斗二升五合、
祠司 溝口新太夫。

薩摩郡

○入来

一、高四千八百八十五石六斗九升八勺三才

惣廻り十一里二十二町二十五間

浦之名村 添田村

家中(空白)

狩夫百八十九人

鹿兒島へ八里 郡山へ五里 向田へ三里半 久富木へ六里
但巳の方 山崎へ二里 蒲生へ五里 吉田へ五里半 市来港

へ六里半 蘭牟田へ一里半 樋脇へ一里半 大村へ(空白)

一、大宮大明神

祭神大物主命

十一月三日、九月九日祭、神領高一石三斗、祭料五斗二升五合、

社職 是枝源太夫。

一、重來神社

祭神入来院五六重時靈

九月廿四日祭、神領高四石五斗、社職 溝口源太夫。

当社ハ入来院石見重頼十八代 曾祖父又六重時十五代の靈を崇む。慶長

五年庚子九月廿三日於二関ヶ原一遂二戦死、其靈有二示現、故に

勧請有もの也。

高城郡

○高城

一、高五千八百二十石八斗八升七合四勺七才
惣廻り十里二十三町

麦之浦村 麓村 (城) 堀上村 西方村 湯田村 山田村
櫻木村 (タマ)

士式百四十式家部、人数八百四十五人。

士高五百八十八石一斗九升三合二勺四才

狩夫四百六十四人

鹿兒島へ十三里 隈之城へ二里 向田へ二里 高江へ二里

里 水引へ一里 久ミ崎へ三里 京泊へ二里半 東郷

へ一里半 中郷へ一里 山崎へ四里 阿久根へ六里半

高尾野へ七里 樋脇へ (空白)

一、妙見神社

祭神 (空白)

九月廿九日祭、祭料五斗二升五合、祠官有馬河内。

一、高城三社権現

祭神 (空白)

七月十日祭、神領高三石、高城六右衛門家より寄附。

○当社ハ澁谷家領地の時、慶長年中澁谷備前守父子三人を崇祭、三

社権現と云ふ。

高城郡

○水引

一、高七千三百二十三石一斗二升二合七勺七才

惣廻り八里二十四町十八間

大小路村 五代村 小倉川底 網津村 草道村 宮内村

士百五十二家部、人数四百五十二人。

士高千五百四十六石九斗一升二合五勺三才

狩夫九百四十七人

鹿兒島へ十二里半 隈之城へ一里半 向田へ半里 舟間島

へ二里半 久見崎へ二里 樋脇へ二里 中郷へ一里 網

津へ二里半 京泊へ三里 平島へ一里半 小倉へ一里

草道へ一里半 高城へ一里 出水へ十里半 羽島へ (空白)

一、山王

祭神 (空白)

十一月初午祭、祭料一斗七升五合、社職寺田平左衛門。

当社は天文十五年丙午十一月勧請。

龜山の半腹に有り

一、八幡新田宮

祭神天照大神・瓊々杵尊・栲幡千千姫。

○神代の巻に曰、天津彦々火瓊々杵尊崩ス、因テ葬ル筑紫日向可愛

山陵^二、玉体を葬り奉し所ハ中の陵と云ふ所にて、今の新田宮よ

り西北の間三町廿間に在り、龜山の頭と云ふ所なり(神を葬りし

所水引に非ず。此説信用し難し)。新田宮と此中陵の間に一ツの

山岡有て、上に小祠を建たり。古人、端の陵と云ふ、是に非ず。

中の陵は前の龜山の頭に当れり。

一、天満宮

神領高九石一斗、別當國分寺。

伊佐郡

○蘭牟田

一、高千四百三十七石二斗八升二合四勺九才

惣廻り五里十八町

蘭牟田村

家中（空白）

狩夫八十七人

鹿兒島へ八里半 漆へ二里半 山ヶ野へ七里 黒木へ二

里半 （但巳午ノ方） 加治木へ五里 吉田へ四里 脇元へ五里 向出

へ五里 宮之城へ三里 樋脇へ三里 山崎へ二里 入

来へ一里半 帖佐へ四里 蒲生へ三里 大村へ二里

一、日吉山王

祭神江州日吉に同。

正月朔日、八月朔日、十一月初申午祭、神領高十三石六斗二升、

嗣官押領司多宮。

一、諏訪大明神

祭神（空白）

七月廿八日祭、神領高十二石一斗七升、（社職）税所甚太夫。

伊佐郡

○山崎

一、高三千七百二十二石六斗五升五合七勺四才

惣廻り十四里十八町二十四間

久富木村 山崎村 二渡村 白男川村 泊野村

士八十三家部、人数二百十八人、

士高三百九十六石九斗六升七合一勺二才

狩夫四百二十人

鹿兒島へ十里半 大村へ二里 宮之城へ一里 東郷へ二

里 （巳午ノ方） 樋脇へ一里 入来へ二里 佐司へ（空白）

一、飯留大明神

祭神倉稻魂神

十一月十日正祭、祭料三斗五升、同九斗、

号花飯、（社職）鯨島助之進。

伊佐郡

○宮之城

一、高七千九百二十三石四合一勺七才

惣廻り十四里二十六町十間

平川村 時吉村 船木村 虎井村 湯田村 久木野

村 屋地村 求名村

家中（空白）

狩夫四百二十六人

鹿兒島へ十一里半 竹原尾へ一里 柏原へ一里 佐志へ

一里 （巳午ノ方） 山ヶ野へ五里 大村へ二里 鶴田へ二里 山崎

へ一里 黒木へ二里

一、松尾大明神

祭神天照皇太神

十一月十五日祭、（嗣官）種子田掃部。

当社ハ島津図書忠長、慶長年中東郷より宮之城へ引移の節、忠長
家臣稲留掃部此所に迂鎮。

一、若宮八幡宮

祭神鶴ヶ岡八幡

九月二十五日祭。

伊佐郡

○佐司

一、高四千三百六十一石三斗八合二勺五才

惣廻り五里十五町十九間

廣瀬村 田原村

家中（空白）

狩夫百八十九人

鹿兒島へ十里

向田へ六里

時吉へ半里

長野口屋へ三

里南の方

黒木へ一里

宮之城へ一里

曾木へ四里

鶴田へ

一里 山崎へ（空白）

大村へ（空白）

一、阿字賀大明神

祭神不詳

二月一日、祭料六斗、領主より。

伊佐郡

○大村

一、高五千四百九十六石五斗三升二合四勺九才

惣廻り七里三十一町三十六間

北方村 南方村 上手村 下手村

士百三十六家部、人数四百七十二人。

士高七百六十三石三斗四合五勺八才

狩夫三百二十三人

鹿兒島へ十里半

山崎へ二里

蒲生へ五里

宮之城へ三

里南の方

向田へ五里

樋脇へ三里

曾木へ五里

蘭牟田へ

二里 黒木へ一里

入来へ（空白）

佐志へ（空白）

一、大居神大明神

祭神内宮三休、天照皇太神、手力男命、万幡豊秋津姫。

正月八日、九月三日、祭料三斗五升、祠官松永彦岐。

伊佐郡

○鶴田

一、高四千四百五十九石三斗九升九勺一才

惣廻り十四里十七町三十六間

紫尾村 柏原村 神子村 鶴田村

士九十一家部、人数二百八十七人。

士高四百五十二石九斗三升六合一勺七才

狩夫二百五十一人

鹿兒島へ十里半

向田へ八里半

本城へ四里半

曾木へ

四里但三ヶ所の方

紫尾へ二里

黒木へ二里

佐司へ一里

宮之城

へ二里 羽月へ（空白）

一、諏訪大明神

祭神本社に同。

七月廿八日、祭料一斗七升五合、祠官 岩崎肥前。

当社ハ應永三十三年丙午七月勸請。

一、稻荷大明神 一、妙見 祠官 岩崎肥前

○当社は澁谷氏支族吉岡三郎重直、薩州祁答院柏原賜 御朱印、
寶治二年下向して兩社を勸請す。

一、古紫尾二社權現

祭神熊野權現と団体。

十一月朔日祭、祠官 鶴田肥前、

三代實錄曰、薩摩国貞觀十年三月八日壬寅 正六位上紫尾神。

伊佐郡

○黒木

一、高千三百二十七石八斗五升六勺三才

惣廻り五里二十四町卅一間

黒木村

家中(空白)

狩夫八十九人

鹿兒島へ九里半 蒲生へ四里 山崎へ三里 宮之城へ二

里 大村へ一里 佐司へ一里 長野へ(空白) 山田へ(空白) 大口へ(空白)

、大王權現

祭神不詳

十一月八日、祭料二斗、領主より、祠官 元山右近。

當社ハ寛文二年寅焼失にて勸請、年曆並由緒不詳。同三卯年島津

豊前久武後に豊後久邦
豊州家九代 再建。

伊佐郡

○羽月

一、高五千四百四十九石二斗四升九合三勺二才

惣廻り十里老町

川岩瀬村 金波田村 田代村 大島村 堂崎村 鳥

巢村 白木村 宮人村 下殿村

士二百十五家部、人数二百五十八人。

士高四百十五石六升二合九勺三才

狩夫三百四十四人

鹿兒島へ十五里 平出水へ一里 山野へ一里半 湯之尾

へ二里半 本城へ二里 馬越へ二里 出水へ七里

曾木へ一里 田代村へ二里 大口へ半里 鶴田へ(空白)

加世田片浦へ廿八里 阿久根へ(空白)

一、熊野權現

祭神本社に同。

九月九日祭、祭料三斗五升、社司 長谷川駿河。

大島村

一、若宮

一当社ハ、大島出羽有久久豊公
第四の子 三代出羽忠明、享祿二年薨刈氏相

良氏の為に自殺十六才、崇ニ其靈ヲ一称ニ西原八幡ト、初大口西原八

幡同社の内に離崇、故有て天正十二年乙酉三月二日義久公此所に

移鎮し、棟札あり、社司 長谷川駿河

伊佐郡

○大口

一、高一萬千七百二十二石二斗五升八合八勺

惣廻り二十六里四間

出水村

牛屎村

目丸村

原田村

青木村

木氏村

花北村

市山村

左田村

里村

篠原村

淵邊

村

小本原村

渡田村

大川内村の飛地

大隅の中也

士三百三十七家部、人数千百十七人、

士高三千百三十八石一斗九升二合五勺四才

狩夫五百九十五人

鹿兒島へ十五里

羽月へ半里

馬越へ二里

吉松へ三里

半

吉田へ四里

曾木へ一里半

出水へ六里半

本城

へ二里半

湯之尾へ二里半

平出水へ一里半

小川内へ

三里

大川内へ四里半

山野へ一里半

米之津へ

一、宇佐八幡宮

九月十九日、祭料五斗二升五合、社司、一ノ宮右近、別当、邵山寺。

当社は菱刈氏、建久三年九月九日豊前國宇佐八幡を勧請。

一、小園代業師

一、諏訪大明神

七月廿八日、祭料三斗五升、社司、二ノ宮右近、永福寺格護。

一、西原八幡宮

当社は久豊公第四の御子大島出羽有久四代の孫出羽忠明の靈を崇

祭、忠明享祿三年、七月廿八日於大口城戦死、天正七年靈社を

建立し、号西原八幡。同十六年龍伯公御殿御造立有之。

一、高千九百八十二石三斗六升四勺八才

惣廻り十里三十三町四十四間

山野村

士百四人家部、人数二百五十八人、

士高四百十二石二升九勺八才

狩夫百四十一人

鹿兒島へ十七里

湯之浦へ六里半

佐敷へ七里半

水俣

へ五里半

平出水へ半里

羽月へ一里半

小川内へ一里

大川内へ三里

大口へ一里半

出水へ五里

加治木

へ十二里

吉田へ

馬越へ

一、熊野權現、

本社に同。

九月九日祭、社職、成尾伊豫。

一、諏訪大明神

本社に同。

七月二十六日、祭料一斗七升。

出水郡

○出水

一、高宅萬九千九百五十三石三斗二升一合六勺九才

惣廻り二十五里三十二町二十八間

上知識村

下知識村

下鯖淵村

六月田村

西目村

下大川内村

上鯖淵村

武元村

江内村

米之津村

脇元村

伊佐郡

○山野

○脇本 ○庄 ○福之江 ○今釜 ○米之津 ○平松 ○軸谷

○大河内、合八ヶ郷勤番所 笠山 尾島 野間之原 井上
名字浦 上宮嶽 大野原 野口 わらび島 紫尾越

士千式家部、人数式千七百六拾四人、
士高七千式石老斗三升九合五勺四才
狩夫千四百七十五人

鹿兒島へ廿三里 但紫尾越十七里半
増六里 大口へ六里半 平出水

へ五里 但巳午の方 紫尾へ四里 水俣へ四里 山野へ五里 羽月

へ六里 脇元へ四里 野田へ二里 米之津へ一里 福

之江へ一里 高尾野へ一里 川山へ世八里 佐多へ四十

三里 山崎へ (空白) 鶴田へ (空白) 大川内へ (空白)

加世田へ (空白) 加治木へ (空白) 湯之浦へ (空白)

一、加志久利大明神

延喜式神祇賦、出水郡一座に加紫久利神社

○神階集に、三月庚午、薩摩國加紫久利神、四月 辛巳 薩摩國加紫久利神正五位。

本社應神天皇、神后皇后、第一殿天照太神、第二御殿姫明神三女、

第三御殿住吉三神。

三月三日、八月朔日、十一月三日祭、神領高六十石、 社職 黒木佐

衛、 別当 幸善寺。

当社は往古小社にて候処、寛永元年明神の御神体を地三重奉巻相果候。其時の地頭椀山美濃久高、此形姿を見て奇異を成し、祠官黒木某、成願寺僧西之坊宗印を以て太守公に奉告、家久公其比田布施御鷹狩にて御咽氣御煩之处、此事を被聞召上御祈願の旨被為在候処、則御平快被遊、明る寛永二年御造営有之、奉行吉利下総

忠張・椀山采女久盈勤之、享保六年吉貴公御再興、同七年迁宮。

一、米津天満宮

別当 幸善寺

一、箱崎八幡宮

祭神筑前博多郡箱崎譽田天皇。

九月五日、同廿五日、祭料五斗二升五合、 社司 黒木安房

○当社ハ忠久公御下国の時、博多の海上にて難風あり。御誓願に依て山門院へ御勧請にて神領餘多御寄附、其後名護浦へ雖有御迁宮神事の便り悪敷故、今ハ和泉へ御安置、流鏑馬の射儀を執行有之候処、不例之事有、今の宮内に迁座。

出水郡

○長嶋

一、高二千八百七十七石五斗七升四合九勺八才

惣廻り十八里五町四十間

長島村 獅子島村

○川床 ○山門野 ○城川内 ○藏之元 ○脇崎浦 ○三船浦

○藤井浦 ○宮浦 ○鷹之巢 ○指江 ○浦底 ○平尾浦 ○御

所浦 但獅子島の内

長島、其先出水之内也。明暦三年 丁酉 九月分而為二一郷 ト。

士二百九十六家部、人数八百七十二人。

士高九百二石八斗三合五勺一才

狩夫四百六十人

鹿兒島へ廿三里 黒之渡一里 川床半里 小濱一里半

巳午の方

塩追一里 三船二里半 赤崎一里半 藏之元二里半
鷹巣二里 堀川内一里 指江一里 くせ堂半里 浦
底二里 野田三里半 伊唐島三里 牛深五里半 阿久
根四里 獅子島(辛日)

、諏訪大明神
本社に同じ。

七月廿八日、祭料三斗五升、祠宮増田肥前。

出水郡

○高尾野

一、高五千五百七十八石四斗三升五合四勺一才
惣廻り十里五町四十六間

上水流村 下水流村 柴引村 大窪村 唐笠木村

下高尾野村

士二百七十八家部、人数八百五人。

士高九百四十二石七升二合九勺三才

狩夫三百六十七人

鹿兒島へ廿二里 脇元へ二里半 米之津へ二里 福之江

へ一里半巳午の方 水俣へ五里 高城へ七里 出水へ一里 野

田へ一里 阿久根へ三里 長島へ(空日) 獅子島へ(辛日)

東郷へ(空日) 山崎へ(空日) 宮之城へ(空日)

一、紫尾権現

九月九日正祭。祭料三斗五升、同三斗五升産子中より、社司白川
出雲。

○興観^マ八年三月戊薩摩國紫尾神從五位下。

出水郡

○野田

一、高五千二百八十七石一斗三升七合七勺五才
惣廻り九里二十七町

建久七年六月朔日忠久公京を立て、同八月廿三日山門院に入る。
寺を立て山内寺を祈願とし、(所) 縣方感應寺を菩提寺とす。山内寺龜翁山
西性院と号す。性空上人開基、江州比叡山之末寺なり。

建久八年忠久公木牟礼城より、日州堀内(都城南郷の内也)に移
居す。自是木牟礼城へ、忠時公・久経公・忠宗公・貞久公に至て
猶居す。

上名村 下名村

士百七十八家部、人数三百五十七人

士高八百五十七石六斗五升四合二勺三才

狩夫四百十三人

鹿兒島へ廿一里 脇本へ一里半 福之江へ二里 阿久根

へ二里巳午の方 高城へ六里 高尾野へ一里 東郷へ(空日)

山崎へ(空日) 宮之城へ(空日) 鶴田へ(空日)

一、熊野三社権現

本社に同。

九月九日、十一月四日祭、祭料三斗五升。

一、若宮大明神

祭神忠久公

二月朔日、十一月十五日祭

○当社は、忠久公初而御入國の時、山門院野田へ暫し被成御座候。
御屋地の跡へ尊像を祭、若宮大明神と称す。

出水郡

○阿久根

一、高八千三百四十一石六斗九升三合八勺三才

惣廻り(空白)

赤瀬川村 田代村 折口村 水流河内村 大河村

西目村 波留村 山下村

士二百十四家部、人数五百五十七人。

士高八百四十石七斗六合五勺三才

狩夫千百六十七人

鹿兒島へ十九里 京泊へ五里半 西方へ三里 脇元へ二

里 黒へ三里 串木野へ十里 大河へ二里 福之江へ

四里半 野田へ二里 高尾野へ三里 山門野へ四里

高城へ六里半 東郷へ(空白)

一、開聞神社

祭神額娃枚聞神社に同。

二月三日、十一月三日、祭料三斗五升、
祠宮 鮫島駿河。

甑島郡

○甑島 上下二島

一、高三千二百六十七石三斗六升一勺七才

士四百十五家部、人数千百十人。

士高八百四十八石一斗七升二合五勺三才

狩夫千九百三十七人

上甑島総廻り十四里三町

中甑村 中野村 江石村 里村 瀬上村 小島村

桑之浦村 平良村

下甑島惣廻り十六里十一町

蘭牟田村 長濱村 青瀬村 手打村 片之浦村 瀬

々の浦村 江崎村

上甑島里村より

鹿兒島へ廿九里 中甑へ一里半 江石へ一里半 桑ノ浦

へ三里半 小島へ一里半 瀬上へ一里半 平良へ三里

大川山畑二里 手打(空白) 京泊(空白) 黒葛取場半里

蘭牟田(空白) 青瀬(空白) 片之浦(空白) 市来港

串木野本浦(空白) 長島(空白)

里村

一、新田八幡宮

祭神瓊々杵尊

九月十九日祭、祭料一斗五升、
祠宮 日笠山式部。

当社は嘉祥二年宮里氏勧請、水引新田宮に同し。

中甑村

一、六王大明神

祭神不詳。

祠宮 日笠山式部

○当社ハ天正五年丁丑霜月建立の棟札有り。

一、講元大明神 一、辨才天

神社 祠宮 日笠山助之丞

下甕島

一、八幡新田宮

祭神玉依姫 應神天皇 神功皇后

九月十九日、祭料五斗七升五合、祠宮 日笠山和泉

○当社は水引郷新田宮に会祭、後に別宮を崇む。永正十年辰仲春炎上、大永三年未十一月領主小川伊勢守建立の棟札あり。祠宮 原崎武左衛門。

一、諏訪上下大明神 一、天満天神宮

祠宮 原崎武左衛門

一、敷塩大明神

祠宮 日笠山和泉

川邊郡

○硫磺島

一、高三十六石五斗六升五合六勺二才

惣廻り二里十五町

人口 (空白)

鹿兒島へ三十一里 山川へ十八里 坊ノ御崎廿五里 竹

島三里 佐多岬へ (空白) 黒島へ十里 口永良部へ十三里

屋久島十八里

惣鎮守

一、熊野三所権現

正月朔日正祭、祠宮 長濱頼母

○当社は平判官康頼・丹波少将成経、薩摩かたに被流、此島年を経 (三) 脱カ
し時、奉崇と云ふ。

硫磺島支配

○竹島

一、高式拾石六斗八升九合五勺八才

惣廻り式里十三丁

人口 (空白)

鹿兒島へ廿八里 山川へ十五里 佐多岬七里

十五里 口永良部へ十六里 硫磺島へ (空白)

惣鎮守

一、聖大明神

祭神熊野三所権現

九月九日正祭、權社司 安永出雲

硫磺島支配

○黒島

一、高四十五石二斗六升四勺一才

惣廻り三里十二町

人口 (空白)

鹿兒島へ (空白) 坊ノ岬十八里

臥蛇へ四十八里 口永良

部へ十八里 硫磺島へ十里 山川へ(空白)
一、黒島大明神 巳ノ方
樺社司 日高右宗

川邊郡

○口之島

、高百十石九斗一升八合九勺六才
惣廻り二里二十五町
人戸(空白)

鹿児島へ(空白) 中之島へ五里 沖添へ五里 卧蛇へ十三里
口永良部へ廿五里 屋久島へ(空白) 卯ノ方
丑ノ方 申ノ方 子ノ方

川邊郡

○卧蛇島

一、高五石四升六合九才
惣廻り一里半
人戸(空白)

鹿児島へ六十九里 平島へ七里 寶島へ三十里 中之島
へ十里 口ノ島へ十三里 口永良部へ廿三里 巳ノ方
黒島へ四里 寅ノ方
十八里 硫磺島へ(空白) 寅ノ方 子ノ方

川邊郡

○平島

一、高七十五石八斗五升七合二勺八才
惣廻り三十二町
人戸二

鹿児島へ八十六里 山川へ(空白) 寶島へ二十二里 卧蛇
へ八里 中ノ島へ十三里 諏訪之瀬へ五里 悪石島へ八
里 口之島へ(空白) 寅ノ方 午ノ方 子ノ方

川邊郡

○中之島

一、高八十二石五斗四升八合九勺六才
惣廻り四里半
人戸二十一

鹿児島へ七十三里 卧蛇へ十里 諏訪之瀬へ七里 平島
へ十三里 山川へ六十里 口之島へ三里 酉ノ方
酉ノ方 申ノ方 子ノ方

川邊郡

○諏訪之瀬島

一、高百四十七石八斗三升七合九勺
惣廻り三里二十町
無人戸

鹿兒島へ八十里 山川へ(空白) 惡石島へ七里 平島へ五里
中之島へ七里丑の方

川邊郡

○惡石島

一、高三十五石四升一合六勺六才
(德) 脱方
廻り二里二十五町
人戸二十一

鹿兒島へ八十七里 諏訪之瀬へ七里 平島八里 寶島へ
十八里 大島深井浦へ四十八里丑の方 喜界島へ五十里申の方 山川
へ(空白)

川邊郡

○寶島

一、高三百九十五石六斗四升四勺
廻り二里二十町

人戸(空白)

鹿兒島へ百五里 平島へ廿二里 卧蛇島へ三十里 惡石
島へ十八里 山川へ(空白) 大島深井浦へ三十五里寅の方 喜界
島へ(空白)

大隅国

始羅郡

○蒲生

一、高八千八百十式石九斗八升五合式勺五才

惣廻り十四里十三町五十八間

久末村 白男村 上久徳村 下久徳村

米久村 (九) 添 (添)カママ

田村 北村 西浦村

士四百六十六家部、人数千二百七十六人。

士高二千六百十五石八斗七升四合三勺九才

狩夫四百六十六人

鹿兒島へ五里半 帖佐へ一里 平佐へ二里 住吉へ半里

南ノ方 脇元へ二里 吉田へ一里 向田へ八里 入来へ五里

郡山へ四里 加治木へ二里 山田へ一里 蘭牟田へ

三里 大村へ五里 黒木へ四里 重留へ二里 (喜)

一、正八幡宮

仲哀天皇 應神天皇 神功皇后 四所宮 武内社 早風社 天社

天神 地神 國社 七代 五代

抑当社は、人王七十四代鳥羽院の御宇、執印行賢領地の時、從三位通基の嫡孫上総介藤原順清、下大隅に下向して、行賢女に内縁有り、一男を生ず。行賢順清を養て子とし、吉田・蒲生を譲る。

順清、若宮八幡宮を安置す。保安四年 癸卯 閏二月廿一日蒲生院へ

勸受、社司 瀬戸山加賀。

六月二日ヲ正祭、祭料五斗二升五合、夏越方。

北村

一、楠田大明神

○保安四年蒲生舜清蒲生・吉田の地を領してより、十六代十郎三郎為清に至て凡四百年、蒲生に主たり。後に秀吉薩に入るの時、為清秀吉が臣たらん事を願ふ故に、三位龍伯公大に怒り、隅州鳩脇にて為清の首を切て其家を絶ち、蒲生を比志島美濃をして地頭とす。

始羅郡

○山田

一、高四千五百四十四石九斗九升四合五勺六才

惣廻り (空白)

上名村 下名村 邊川村 北山村 木津志村 大山

村

士百五十九家部、人数四百七十六人。

士高四百五十六石八斗三升二合一勺九才

狩夫三百二十九人

鹿兒島へ五里半 帖佐へ一里 平松へ二里 脇本へ二里

牛米ノ方 横川へ五里 加治木へ二里 住吉へ半里 吉田へ二

里 蒲生へ一里 溝邊へ (空白) 黒木へ (空白) 金山へ (空白)

白 大村へ (空白)

一、黒島大明神

祭神五座

正月元旦、祭料五斗、祝言 川俣右京。

始羅郡

○帖佐

一、高卷萬三千七百八十石五斗五合壹才
惣廻り十八里三町廿六間半

三拾町村 住吉村 増田村 深水村 寺師村 永瀬
村 東餅田村 西餅田村 豊留村 鍋倉村 中津野
村 川東村

土三百四十九家部、人数千二百二人
士高千九百五十八斗八升七合一才
狩夫四百十八人

惣鎮守御城内

一、新正八幡宮

祭神石清水同体

十月廿五日祭、祭料五斗二升五合、社司 篠原河内。

当社ハ、弘安元年石清水千清雄誌山八幡勧請と云ふ。マヤ岩清水別当
下文。

一、稻荷大明神

霜月廿八日、祭料二石五斗。

○当社は於朝鮮國死干軍中赤狐の骨を壺に納め、慶長三年戊戌十月
廿八日、惟新公高尾之城へ被崇、稻荷大明神と奉称。

一、住吉大明神 天照太神宮 宇佐明神 住吉明神 神功

皇后 仲哀天皇

祭料三斗五升、社職 園田彦左衛門。

○当社ハ和銅元年戊申二月朔日、鈴木三郎政氏、同四郎政良勧請。

鹿兒島へ四里半 白金關至 増三分

加治木へ一里半 小村へ四里

午未の方濱之市へ三里

石原へ三里 溝邊へ三里 入来へ四里

脇元へ一里 平松へ一里 郡山へ三里 山ヶ野へ六

里 蒲生へ一里 山田へ一里 加治木へ一里 吉田へ

(空白)

始羅郡

○重富 元文二年吉田郷、帖佐 郷ヲ割テ重富郷ヲ始ム

一、高四千三百五十一石八斗七升六合

惣廻り六里二十八町四十七間半

船津村 花見村 平松村 脇元村 觸田村

家中 (空白)

狩夫二百六十四人

鹿兒島へ三里半 吉野へ一里半 帖佐へ一里 加治木へ

二里 山田へ二里 吉田へ (空白) 蒲生へ (空白) 心岳寺へ (空白)

一、岩劔大明神

大己貴命

十一月初申、九月九日、祭料一斗七升五合、嗣官 後藤左近。

当社は澁谷家岩劔在坡の砌、貴久公御馬を被問御征伐の時、御祈
願の旨被為在、天文二年甲寅十月二日御勧請。

始羅郡

○加治木

、高一万九百八十六石二斗七升八合四才

惣廻り十四里二十九町二間半

西別府村 段土村 木田村 日本山村 小山田村

高井田村

家中 (空白)

狩夫五百三十八人

鹿兒島へ五里 帖佐へ一里 溝邊へ三里 山田へ二里

重富二里 山野へ十二里 石原へ三里 福山へ四里半

國分へ三里 小濱へ (空白) 濱の市へ (空白) 眞孝へ (空白)

宮内八幡へ (空白) 富之隈へ (空白) 小村へ (空白)

惣鎮守高井田村

一、春日大明神

祭神本社大和春日に同じ。

西宮大明神、春日同殿に鎮座。

九月十八日、同十九日、十一月申、祭料五斗領主より、同一斗五

升所より、社司 竹下伊賀、春日寺格護。

当社ハ一條院御宇寛弘三年、鎌足後胤小野宮閑白の公達、禁中に

て女御の争ひニ依て國々へ被流玉ふ。其中に經平卿と云ふ人、隅

州加治木へ被流玉ふ。此時、郎從筒井左衛門和則、奈良より春日

の神体を守下、此処に奉崇。尤筒井が子孫岩城と改称し、干今加

治木に居住す。

同所高井田村

一、若宮大明神

九月廿八日、祭料産子中より、祠官 竹下伊賀。

一、寶現大明神 (空白)

始羅郡

○溝邊

一、高四千三百四十八石八斗四升六合七勺八才

惣廻り十三里二十六町五十三間

麓村 崎森村 有川村 竹子村 三繩村 岡松村

石原村

士八十四家部、人数二百五十九人。

士高三百三十石五斗二升四合一勺三才

狩夫二百九十四人

石原より 鹿兒島へ八里 加治木へ三里 宮内へ二里半 長野金山

へ三里半 國分へ四里 横川へ二里 安樂へ二里 山

ヶ野金山へ二里半 浦へ二里 溝邊へ一里 日当山へ二

里半 佳例川へ一里 山田へ (空白)

惣鎮守

祭神不詳

二月初丙、十一月中ノ丙祭、祭料四斗産子より、祠官 宗像織部。

菱刈郡

○曾木

一、高三千七百一石九斗五升二合七勺一才

惣廻り十三里十九町三十一間半

里村 針持村 田町場村 長野村 飛地

士九十八家部、人数二百八十五人。

士高二百七十六石四斗五升五合九才

狩夫百五十五人

鹿兒島へ十四里 宮之城の内 求名へ三里 佐司へ四里 鶴田へ四里 増一分

南の方 馬越へ一里 本城へ一里 羽月へ一里 大口へ一里

半 帖佐へ (空白) 長野へ (空白) 加治木へ (空白)

一、悪瀬大明神

祭神不詳

十一月十五日祭り、祭料一斗七升五合、蔵官 長谷川若狹。

菱刈郡

○馬越

一、高四千五百十六石七斗二升五合八勺九才

惣廻り七里三十五町二十九間

田中村 前目村 徳部村

士百十九家部、人数四百十二人。

士高三百四十七石五斗六升二合八勺一才

狩夫百七十九人

鹿兒島へ十三里半 吉松へ三里半 大口へ二里 栗野へ

三里 午の方 本城麓へ半里 吉田へ四里 羽月麓へ二里 湯

之尾麓へ一里 曾木麓へ一里 般若寺麓増二合 加治木へ (空白)

惣鎮守麓

一、諏訪大明神

祭神信州本社に同。

七月廿六日祭、祭料一斗七升、社職 長谷川庄左衛門。

当社勧請の年曆不詳。天正五年 丑 十二月九日義久公御再興棟札有

り。

菱刈郡

○本城

、高五千六百三十一石五斗四升五合二勺

惣廻り十二里九町二十六間

重留村 南浦村 荒田村 下手村

士百三十六家部、人数五百七十六人。

士高四百五十九石四斗三升一合二勺六才

狩夫二百四十九人

鹿兒島へ十三里 曾木へ一里 横川へ三里半 山ヶ野金

山へ五里 午の方 馬越へ半里 大口へ二里半 湯之尾へ半里

鶴田へ四里半 栗野へ三里 長野金山へ三里

一、諏訪大明神

祭神信州本社に同。

七月廿八日正祭、祭料三斗五升、祠官 小倉土佐。

下手村の内

一、須川原水天

祭神岡象女食

十一月廿八日正祭、神領田三反、祠官 小倉土佐。

○当社は義弘公御勧請と云々。忠平公本城下手村御出陣、当社へ御
誓願、永録十六年五月六日大口落城、寶殿御建立、舞殿へ加治木

彈正、拜殿は鎌田寛柄建之。本田加心大宮司定、慶長四年^(一六四九)己酉三月大島出羽守藤原忠泰棟札有り。

重留村

一、天神

祭神本社に同。

八月廿五日、祭料講中より。

当社は文録五年^(一六四九)丙申八月廿五日大島出羽藤原忠泰勸請棟札有り。

菱刈郡

○湯之尾

一、高二千六百三十石五斗一升一合二勺

惣廻り五里二十六間

河北村 河南村

士百三十一家部、人数三百四十七人。

士高二百三十石九斗四合五勺六才

狩夫百四十一人

鹿兒島へ十三里 栗野へ二里半 本城へ半里 山ヶ野金

山へ五里^{牛の方} 大口へ二里半 羽月へ二里半 馬越へ半里

長野金山へ四里 横川へ三里 曾木へ一里半 鶴田へ

四里 吉松へ三里 山野へ四里

惣鎮守川北村

一、御霊大明神

祭神権五郎景政の靈、

九月廿九日、祭料二斗五升、^{祠官}田上駿河。

当社勸請年曆不詳。長亨三^(一三三二)己酉兼月額裏書有り。

桑原郡

○吉松

一、高四千七百八石六斗一升八合一才

惣廻り九里三十町二十五間

中津川村 川添村 河西村 鶴丸村

^(殿)盤若寺村

士二百二十家部、人数六百二人

士高六百六石八斗四升三勺二才

狩夫二百七十一人

鹿兒島へ十四里 馬越へ三里半 湯之尾へ三里 飯野へ

四里^{牛木ノ方} 加久藤へ二里半 馬関田へ一里 吉田へ一里

加治木へ九里 栗野へ二里

惣鎮守

一、箱崎八幡宮

祭神筑前州箱崎八幡に同。

十一月廿五日、祭料一斗七升五合、^{祠官}春日駿河。

一、千手觀音堂

^(堂)

桑原郡

○栗野

一、高七千五百六十石七斗一升九合四勺七才

惣廻り十三里十五町七間

稻柴崎村 田尾原村

恒吉村

幸田村

木場村

米

永村 北方村

士二百三十三家部、人数五百四十八人。

士高二千五百二石九斗三合四勺六才

狩夫五百八十六人

鹿兒島へ十二里

横川へ二里

加治木へ七里

山ヶ野金

山へ三里

本城へ三里半

踊へ三里

湯之尾へ二里半

馬越へ三里

吉松へ二里

飯野へ六里

惣鎮守米永村

一、正若宮八幡

祭神神功皇后・應神天皇・仁徳天皇

九月十五日祭、別当 遵乘院、祠官 木瀬土佐、上米五斗二升五合、

高二石当分被召附置候。上古より慶長十九年迄ハ高四十九石九斗

寄附にて候得共、先年毀破の節、右通被減候。高目録干今有之。

当社勧請年曆不詳。文明二年伴貴兼代棟上げ、北原家の崇敬と見

得候。天正十三年義久公御再興の棟札有り。義弘公・忠恒公高麗

御出陣御誓願御直参有之。義弘公飯野御在城の節、御通路毎二御

参詣、祠官木瀬居宅へ御止宿、御手鎗一本作左文字、御紋付御枕、

其外品々拜領、干今致存持候由。神馬一疋定立、御廐より代馬有

之候。傳称す当社ハ大隅正八幡の別宮也。蒲生正八幡若宮、始良

若宮、荒田八幡宮累社と云々。

一、天正十八年 庚寅 六月廿六日より文禄四年迄六ヶ年、義弘公御在

城被成候。

桑原郡

○横川

一、高四千五百二十石八斗八升三合二勺九才

惣廻り十二里三十五町六間

上之名村 中之名村 下之名村

士百四十八家部、人数五百四十八人。

士高五百九十五石一斗一升四合三勺七才

狩夫三百二十四人

鹿兒島へ十里

踊へ二里

安樂へ三里

長野金山へ三里

栗野へ二里

石原へ二里

本城へ三里

日当山へ四

里半

湯之尾へ三里

山ヶ野金山へ二里

溝邊へ二里

山田へ五里

濱之市へ(空白)

惣鎮守上之名村

一、正一位安良大明神

祭神安良姫之靈

九月廿九日、祭料三斗五升、社司月野木備前。

当社ハ和銅元年勧請。始は当郷之嶽に有之、神事之便惡敷故、今

此所に崇祭、傳記不詳。

○延寶五年九月吉田家自筆の額有之。神位ハ享保十九年吉田宗源宣

命奉納。

桑原郡

○踊

一、高四千六百九十九石四斗一升二合三勺四才

惣廻り十四里十二町二十二間

三休堂村 中津川村 下中津川村 持松村 宿窪田村

万膳村

士百十九家部、人数四百四人。

士高四百六十八石一斗三升二合七勺九才

狩夫二百八十四人

鹿兒島へ十一里半 松永へ二里半 濱之市へ四里半 曾於

郡へ三里 大窪へ二里 田口へ二里 霧島へ一里 横

川へ二里半 石原へ二里半 加治木へ五里 安樂へ一里

十丁 清水へ三里六丁 日当山へ三里 栗野へ三里

溝辺へ(空白) 宮内へ(空白) 飯野へ(空白)

惣鎮守中津川村

一、妙見神社

祭神北斗星

二月中の丙、六月廿九日、九月廿九日、祭料一斗七升五合、六月

廿九日祭料一斗島津内記より出米、祠宮上原伊豫。

二休堂鎮座

一、飯宮大明神

祭神倉稻魂命

二月中の酉、十一月中の酉、祭料一斗五升、祠宮谷川土佐。

桑原郡

○日當山

一、高二千八百七十五石七斗一升一合五勺一才

惣廻り七里二十三町三十一間

西光寺村 佳例川村 朝日村 東郷村

士八十五家部、人数三百四十七人。

士高三百七十二石六斗五升一合四勺八才

狩夫百四十四人

鹿兒島へ八里半 国分へ一里 安樂へ一里半 濱之市へ

一里半 田口へ三里 大窪へ二里半 松永へ半里 溝

辺へ二里 石原へ三里 清水へ一里 曾於郡へ一里

加治木へ三里半 踊へ三里 姫木へ(空白) 霧島へ(空白)

一、日吉山王

祭神江州日吉に同。

祭料一斗五合、神職南條平七。

○当社ハ康治元年勸請、御殿造立、願主島津豊後守国家、奉行日置

美作守藤原俊久、干時永正六年己卯四月二日、棟札有り。

一、今霧島六所権現

祭神本社に同。

十一月初の酉祭、当社勸請年曆不詳。鑑四領、内二領紛失にて、

二領干今有り。龍伯公豊後入の時御寄進と云々。

(校者補記)

曾於郡

○曾於郡

一、高四千七百十四石七斗四升七合五勺一才

惣廻り十六里三十五町五十五間

松永村 大窪村 川北村 重久村 出口村
士二百四十家部、人数七百三十五人。
士高六百二十石五斗三升四合一勺七才
狩夫百八十九人

鹿兒島へ八里半 國分へ一里 財部へ六里 濱之市へ一
里半 本中の方 清水へ半里 加治木へ四里 赤坂越 踊へ三里 口当山
へ一里 霧島へ (空白) 宮内へ (空白) 姫木へ (空白)

一、霧島六所権現

祭神天津彦々火瓊々杵尊、今号六所権現、火々出見尊 ○葦不合
尊 ○木花開耶姫 ○玉依姫 ○神武天皇。

杜司 橋元最太夫、別当 花林寺格護。

○會て六所権現と有り、或曰く、豊玉姫を祭ると。雖然豊玉姫は離
別の神故不_レ祭_二相殿_一、人皇を統て神武天皇を奉崇六所と云々。
神領高五百四十四石九斗七升二勺九才 但鹿兒島高の内

神階抄、天安二年十月_{己酉}、日向国高智保神等從四位と。元明紀
に曰く、和銅六年四月、日向国肝付・贈於・大隅・始羅四郡を割
て始めて置_二大隅_一と云々。抑当社は日隅兩州に跨れり、高き事
幾何と云ふことを知らず、其根数十里に盤れり。山東ハ日州諸縣
郡、山西ハ隅州贈縣郡也。高千穂峯は二山東西に有り、是を東嶽
西嶽と云ふ、又東を鋒_(鋒)の峰とも云へり。鋒峰とは、神代の卷に曰
く、大己貴尊以平國時所枝の廣矛授に曰く、吾以此矛卒有治功、
天孫若用此矛治国者、必當平安。

霧島を高千穂と云ふ事、信用致し難き縁記なし。(起)或書曰、高千穂
二上峰の内、東ハ鋒ノ峰と云ふ有り、山上に靈矛を建つ、神代の
旧物也と云ふ。此峯皇孫最初降臨の地なる故、後代のしるしに建

置れしか。火常の峯とは、常に震火有る故に名付るべしはや。日
の峰名所に出。日本記に、天孫降臨の処なりと云ふ。續又傾かぬ
連日の峰に天降る、天の御孫の國は我國高ちほの島、高ちほのミ
ね、さうきか島。

○高千穂峰とは、天孫降臨の時、此嶽甚だ雲霧深く、ものゝあやめ
も分たず、故に稻穂を抜て御先を拂ひ玉へば、忽ち開晴するを以
て名付ると云々。

此神島津氏代々御崇敬、客殿美にして盛なり。万民も又尊心他に
異なり、今霧島といへば、野人牧豎の此社の事なりと知れり。

重久村

一、止上権現

祭神瓊々杵尊 ○八幡宮 ○彦火々出見尊 ○豊玉姫 ○葦不合
尊 ○玉依姫。

霜月廿八日祭り、祭料三斗五升、祠堂上原肥前。

当社ハ勸請の年曆不詳。文明年中再興の棟札有り。

止上嶺、隅州曾於郡重久村の内高三十一石二斗五升五合、右の知
行止上為神領被成寄附早、宜有領地、向後御神事軍役無緩可相勤
者也。

慶長十九年八月五日伊勢兵部少輔貞昌 三原諸右衛門重種 比志
島紀井國貞 町田勝兵衛久幸

一、野神権現社

一、権現御本地堂

杜司上原弥左衛門、花林寺格護。

曾於郡

○清水

一、高五千八百九石八斗三升一合七勺四才

惣廻り九里十九町十六間

山路村 郡田村 弟子丸村 川原村 川東村 姫城村
但飛地

士二百五十二家部、人数九百七十二人

士高八百二十五石七斗・升四合六勺三才

狩犬三百七十二人

鹿兒島へ八里 濱之市へ一里 大窪へ二里半 都之城へ

九里 申の方 田口へ三里 財部へ六里半 敷根へ一里半 日

当山へ一里 國分へ半里 曾於郡へ半里 福山へ (安日)

山之路村

一、日吉山王

祭神二十二座、大己貴命、江州日吉に同。

十一月七日祭、神領高十三石、廣言渡邊讃岐。

○当社ハ同所臺明寺地主権現にて、一山を守護す。上古の鎮座は地

主園といふ所の森山に有り。

竹林山衆集院臺明寺は、白鳳元年に御草創、人王三十九代天智天

皇四百四歲従以前根本の大伽藍也。自往古以来、興降御法の地廣

作佛事の砌、天智の勅願所にて、笛竹貢御の地也。(倫旨)其外將

軍家の御判物文書數通有之。山王の寶殿は青柴名竹林之内に鎮座、

干今猶名竹盛なり。

亦仁治元年十月三日、當國の衛に牒するの文曰、抑当山は日本無

縁孤獨の砌、青柴の笛竹貢御所也と云々。則日吉山王の杜前に、

竹林有り。是所謂青柴の笛竹出し處也。昔は毎年禁裏より笛竹使
来て、在廳官人住僧等に下知して、相共に竹林を掃除し、笛竹を
生長せしむるの沙汰有り。

○社殿の兩脇に、清水が瀧と云ふあり。

○建仁三年十月十九日忠久公御願文有り。寛正三年立久公御再興棟
札有り。

御袖判、山王領隅州曾於郡山之地村の内高四十石、任天下御下知雖
致勸落、爲國家安全、右之知行、御祭礼並修造田として支配者也。(令) (説カ)

慶長六年三月吉日、山田越前入道理安印 伊集院下野入道抱善マメ(節)

清水城内

一、守公神

祭神住吉四座。

忠久公 頼朝公 丹後局 西止上神社。

九月九日、祭料二石、代官司谷口美濃。

弟子丸宮田

一、北辰神社

祭神北斗七星

十一月朔日、祭料五斗二升五合、代官司谷口八十郎。

当社勸請年曆不詳、大永三年癸未三月廿四日本田因幡親兼再興、

北辰領目録、神領高十石、慶長九年十二月廿八日 山田越前入道

理安印 伊集院下野入道抱善(節) 永録十三年三月、神領坪付御

寄進目録三通、天正廿年六月癸未九月、神領坪付右同二通、寛正

十一年二月十九日、北辰神主屋鋪目録一通、右件略之。神主谷口

安房拜領中臣祓奥書大解除法天見屋根命之神作也。日本無双之神

詔、最上之美言奈利、今敢授龍伯訖慎而莫忘矣。天正十六年仲夏二十一日、神道管領長卜部朝臣兼見祝詞與書、

右秘之深秘也、授申龍伯慎莫忘矣。神道管領長上卜部朝臣兼見、右祝詞之與二十二月祓有り。

國分新城

一、五社大明神

一殿止上權現、二殿二宮大明神、三殿大穴持神社、四殿宮浦神社、五殿銀大明神。右五社に加茂、春日を曾祭、新城の鬼門の方へ崇城の鎮守とす。

十一月十五日、祭料八斗八升。

当社ハ慶長六年^{辛丑}龍伯公國分御居城の時御勸請有之。隼人の城と唱へしを、龍伯公御代新城と被改候。五社領高五石餘、慶長九年十二月廿八日 山田越前入道理安^判。

○五社領五石の内名寄目録 伊集院下野入道抱節・喜入大炊入道坪付有 慶長十九年八月朔日。

曾於郡

○國分

古來國分ハ清水ニ属ス。慶長年中始テ分テ國分ノ郷トス。

一、高式萬千九百六十六石卷升四合五勺一才

惣廻り十六里十八町五十三間

往古國分は清水の中也。慶長年中、分て國分の郷とす。

野久美田村	向花村	府中村	新町村	野口村	内
村	小田村	小濱村	眞孝村	下井村	川内村
上小川村	福島村	内山田村	住吉村	小村	上井

村 見次村 松木村

士三百六十二家部、人数千三百十五人。

士高六千三百十三石二斗五升四合一勺七才

狩夫（空白）

鹿兒島へ八里 曾於郡へ一里 松永へ二里 濱之市へ一

里^{但申の方} 大窪へ三里 日当山へ一里 加治木へ三里 溝邊

へ三里 敷根へ一里 清水へ半里 福山へ一里半 都

之城へ八里 宮内へ（空白） 小濱へ（空白） 財部へ（空白）

宮内鎮座

一、正八幡宮

祭神彦火々出見尊

高七百二十九石七斗九升七合九勺二才、右之内六十石油田、三十六石六斗五升二合五勺修串田、六百三十三石一斗四升五合一才社僧給地。

高二百石、^但宮内正八幡宮へ御寄進の御判物、享保六年丑二月朔勒院頂戴、外に御祭米二石五斗、別当弥勒院正宮祝太夫秋丸源右衛門。

延喜式神名帳、大隅國桑原郡一座す、鹿兒島神宮、或書曰、鹿兒島は籠島の義にして、無目籠より出たる名と云ふ。此所神代彦火々出見尊都也。神代の卷に曰、彦火々出見尊海宮に至る時、無目

籠の小舟に乗マツリ 推放海中云々。旧事記曰、火折尊^{火々出見尊の別名}

行吟海濱畔彷徨咄塩土老翁米、老翁曰何故有此愁乎對以事之本末老曰勿復憂吾方爲姦討之老翁耶大曰鹿^{マツ}籠亦堅間今之簀也、則火折尊於籠中沈之海矣。此故に今火々出見尊之旧都を号鹿兒島神社と云ふ。又曰、大隅國正八幡は火々出見尊也。宇佐八幡と同からず

豊前國宇佐宮ハ初三女神を崇、欽明天皇二十三年應神天皇以下を
会祭、宇佐八幡と号す。ト部諸神記、祭神仁德天皇社殿、仲哀天
皇、應神天皇、神功皇后諸説有り。当社の本記曰く、天皇威四海
に振ひ政を八極に施し給ひし靈德に依て、遂に大隅州に八流の幡
を降し給ふ。是最初の垂跡なり。故に八幡と号奉ると云々。大
隅宮ハ神功皇后カ、大御前ハ豐玉姫、南西は應神天皇、若宮は仁德
帝、西面は武内臣、又曰、大隅宮は大比留女兼右桑の神
功皇后カ、南面ハ應
神天皇、若宮は仁德帝、西面は武内臣、欽明五年彰座、大隅正八
幡は欽明天皇五年甲子此所に始て彰座に依り、應神天皇以下武内
宮・早風宮・大多羅智女三宮・若宮・守公神・鎬島宮寺勸請と云
々。人皇十六代應神天皇は仲哀天皇第四の御子、御母神功皇后、
是を昭中天皇とも譽田八幡鷹也との給ふ。譽田は本の御名、八幡
とハ垂迹の号也、依御記宣也。欽明天皇二十三年正月豊前國宇佐
宮に鎮り給ふ。是を廣幡太神宮と号とも申奉る。五十六代清和天
皇の貞觀元年大安寺の僧行教、宇佐に參靈の告を承り、今の男山
石清水に奉移と云々。

諸説以下

八幡宮の事、欽明天皇御宇豊前國菱形山に初て神と彰座、同五年
甲子大隅宮に八流幡を降し給ふ。同廿三年正月豊前國宇佐宮に鎮
し給ふ故に、大隅國正八幡を垂迹の最初とす。

五所別当第五大隅國正八幡、欽明天皇五年勸請、当社東北に当て
林中に石骸宮體有。此石、神功皇后御正骸體と称す。

○石清水傳記に曰、鹿兒島神社彦火々出見尊也。是は本社也。

○欽明天皇五年甲子初て鹿兒島神社を八幡宮と顯座。

麓惣鎮守

一、天照大神宮伊勢内宮

九月十九日、祭料五斗二升五合、御宮鈴木美濃。

當社は龍伯公御屋地より西の方森の下に御宮有之候処、慶長中富
ノ隈より國分麓へ御屋地御引移の時、京都吉田氏へ御申、太神宮
の額御調進にて國分の惣社と御尊崇被成、神領十二石御寄附、其
後祭田被召上、年々祭米を下玉ふ。

同所濱之市鎮座

一、熊野權現

祭神紀州熊野に同。

十一月朔日・十月朔日。

祭料六斗六升、御宮中馬河内。

当社ハ文祿四年龍伯公富ノ隈御在城の砌、御勸請。

國分濱之市住吉より富ノ隈御城内

一、一ノ宮大明神

○当社は上古住吉大明神と奉称、此処を住吉崎と云々。忠久公御下
向の砌、米之津の沖にて住吉御示現、又出水へ御着岸の砌白狐出
現有り、旁々奇瑞有之故、建久年同殿へ崇給ふ。其後氏久公御代
大隅國守護職に被補給ふ時、永和元年忠久公を崇、住吉社号を一
ノ宮大明神と奉称、文祿四年末九月龍伯公鹿兒島より当城へ移給
ふ時、住吉崎を富ノ隈と被遊御改称、一ノ宮御再興、慶長二年稻
荷大明神を分て、社を外に建立し給ふ。

濱之市富ノ隈御城内

一、稻荷大明神号島津
稻荷

祭神白狐○倉稻荷命○赤狐

社司中馬河内

当社ハ忠久公御下向の節、於出水現れし処の二狐を崇祭、正殿は倉稻魂と有り。建久四年霜月二十八日勧請と云々。

同所富ノ隈御城内右同殿

一、稻荷大明神

祭神二座、白狐○赤狐。

○当社は寛永十三年家久公御勧請、高麗にて奇瑞の神狐を崇給ふ。同殿

一、猫神

○当社ハ又市郎久保公高麗御出陣の時、常に御貌愛の猫を被召列御渡海有之、久保公於彼国御逝去の時、右の猫奉慕、御跡にて遂に卧死す。家久公御帰朝の後、右の猫示現有が故、此猫を神と崇給ふ。神狐の相殿に祭る。

御願書写

○今度上洛仕合始中終可然様御神慮奉願候事。

○諸人心得無相違当家一扁に相守、惣事無出来家連連続伐偏御應奉資事。

○又八郎其外妻子等召置候在所別而無何事様御神慮奉願候事。

○上洛路次續上下無恙様御神慮奉願候事。

○義久様、義弘、久保早速に下向候様御神慮奉願候事。

右以條々御守護奉願候。下向の節は御神殿奉造替神領可致寄附候。

依而願書如件。天正十六年五月六日 義弘 判

住吉崎

一ノ宮

御寄附状

高十三石、粃三十九俵 喜人大炊入道紹嘉 判

元和四年八月廿八日

稻荷大明神 神主

高二十石

寛文二年壬寅十一月二十七日

稻荷一ノ宮兩大明神 御神前

御寄附状有_レ許略_レ之

右同殿

一、住吉大明神

祭神本社に同。

十一月初午、祭料三斗五升

小村鎮座

一、大己貴神社

祭神大歳神 大己貴命 少彦名命。

九月二十九日、十一月初丑、祭料三斗三升五合、_{社司}谷口相模。

延喜式神名帳、大隅国五座ノ内、大穴持神社に、上古宮瀬と云ふ

所に鎮座、今桑原郡の内に属す。

一、大穴持

祭米三斗三升一合、_{社司}谷口和泉。

一、國分稻荷

_{社司}中馬河内

_(御)師子尾

一、馬頭観音

神領高二石、正福院格護。

正宮御本地所三ヶ所之内

一、阿弥陀如来

島津圖書
久道判

正国寺格護

上井村鎮座

一、韓國神社

祭神天兒屋根命

社司 斜木出雲

正月元日、二月初午、九月九日、十一月初午、祭料一斗二升 九

府中村

一、守若神

祭神九座、祓戸の九神。

九月九日、十一月初卯祭、社司 谷口治部。

同所末社

一、氣色森天満天神

同所内村

一、二ノ宮

祭神一座、蛭子。

二月初酉、十一月初酉、社司 畑井西太夫。

傳稱す、当社ハ蛭児之神最初垂跡の地故、乗船の尊像を奉崇、又社の左に老欒樟有り、枝葉繁茂して翳鬱然たり、所謂奈氣木の森とは此所にして、此神の御児三歳迄脚不立、諸冊尊の御慈愛を以て、靜閑の地に遊び給へと、堅固の船に乘せ、順風に放ち棄給ひしが、終に此所に漂着し給ふと云ふ。蛭子既に脚立ち給はんを父母のなげき給ふ故、奈氣木の杜といふ。古今和歌集の内に、讃岐、ねぎごとをさのミ聞けん社こそ果はなげきの杜と成るらめ、久我太政大臣、神さぶるなげきの森の時鳥ひくしめ繩もやこし。文禄年初秋の比、細川幽齊台命に依て此処に来て当社に詣て、山風を

なげきの社の落葉哉、又二十五世遊行上人巡国し此社に詣で、春は花秋は紅葉のあらなくにちるやなげきの社といふらん、亦家久公此社に詣で、古を忍ばざらめや今とても道をなげきの社のことの葉。

○当社勧請年曆不詳。義久公御再興、慶長年、内村の高十石御寄附有り。

下井村

一、乙宮権現

祭神玉依姫

十一月初酉、祭料二斗五升。

上井村

一、諏訪大明神

祭神信州本社に同。

七月廿八日、祭料三斗二升。

同所小濱村

一、早鈴大明神

祭神不詳

十一月初、祭料一斗七升五合。

龍伯公此社に詣で雨乞の御歌、五月雨は雲重りて常にふれなべて田面のうるふばかりに、と詠じ社殿に奉納有ければ、則雲氣甚敷、頓て雨降といへり。御尊敬猶以相増、神領餘多御寄附有り。

曾於郡

○敷根

一、高三千百九十石八斗六升七合七勺五才

惣廻り六里三十五町

上之段村 麓村 漆村

士百十八家部、人数四百四名。

士高四百四石九斗二升八合二勺五才

狩夫二百三十九人

鹿兒島へ八里半 曾於郡へ一里 松永へ二里 濱之市へ

一里 申之方 大窪へ三里 末吉へ四里 岩川へ六里 嘉例川

六里 通山へ四里 恒吉へ四里 財部へ六里 福山へ

一里 國分へ一里 加治木へ三里半 財部内 北俣へ三里半

惣鎮守

一、劔大明神

神記 (祭神) 韓國神社に同、日本武尊會祭。

正月中の丑、九月九日、十一月初丑、祭料一斗七升五合、祠官 瀬

戸口采女。

曾於郡

○福山

一、高二千四百一十一石二斗二升四合五才

惣廻り十三里十五町三十四間

嘉例川村 福山村

士百九十七家部、人数七百二人。

士高九百一十一石八斗二升七合三勺七才

狩夫四百一十二人

鹿兒島へ九里半 末吉へ五里 通山へ三里 恒吉へ四里

申之方 財部へ五里 牛根へ四里 岩川へ五里 市成へ三里

(マ) 財部へ六里半 倉岡へ十九里 高岡へ十七里 敷根

へ一里 國分へ一里半 田之浦へ八里 綾へ十八里

加治木へ四里半 財部内 北俣へ三里半 泰野七里 松山 月野へ六里

一、宮浦大明神

祭神天神七代、地神五代、神武天皇。

正月元日、祭料三斗五升、祝 坂元宮内。

○当社神位ハ寶曆二年四月産子中より願出、同十二月十八日宣下、

同三年酉五月十五日宣位記官幣奉納、吉田氏代官本田出羽守藤原

親盈、当社祝坂元宮内、三州御領内ニ勅許に相成候神社ハ此度

初ての儀也。以前神位の社は、吉田氏宗源宣命被相授との事也。

曾於郡

○財部

一、高七千八百六十九石五斗八升五合二勺四才

惣廻り十四里十三町五十三間

南俣村 北俣村 下財部村

士四百九家部、人数千三百五十九人 日向の内也

士高千九百十六石五斗五升一合二勺七才

狩夫四百七十六人

鹿兒島へ十四里半 勝岡へ三里 福山へ五里 敷根へ六

里 申之方 清水へ六里半 曾於郡へ六里 末吉へ二里 都城

へ一里半 國分へ(空百) 加治木へ(空百)

(北俣村) ママ
物鏡守宮原村

一、日光神社

祭神伊勢内宮、賀茂上下。

九月九日、十一月十三日、祭料五斗二升五合、社司蛭牟田左京。

当社ハ未申ニ去る事五町計に有り。又申の方に当て一里計に白鹿嶽と云ふ高山有り。庄内御陣の時、義久公此嶽に陣を張り、凶徒責寄無便退散す。慶長五年三月十三日義久公此社へ御参向、國分富隈へ御帰陣有り。太宮司長友氏伺候あるに、日向を以て当社へ高二十石余御寄附、同年五月山田理安、伊集院抱節判物有。

○傳稱す、当社ハ古來皇家の官幣を納給ふ。抑日光神社は賀茂神主の庶子鴨頼長勸請、至徳三年之讓狀にも、鴨守長將軍の祈願を成と旧記に見得たり。又住吉にハ、供御の外に禁裏の饗膳とて高案に設し事有と云ふ。

下財部鎮座

一、澤田大明神

祭神不詳

八月十九日祭、祠宮桐野伊豫。

義久公・忠恒公都城を平治し、当社へ御誓願の旨有ルより、慶長七年六月山田理安・伊集院抱節之目錄神領高二十石御寄附、同十九年八月二日伊集院宮内少輔目錄、神領高十石八斗八升御寄附有之者也。

曾於郡

○末吉

一、高一万六千四百一十一石一斗二升八合四勺五才

惣廻り二十三里八町四十五間半

諏訪方村 中之内村 南之鄉村 深川村 二之方村

岩崎村 五十町村

士四百三家部、人数千三百六十六人。

士高二千七百六十九石三斗八升四合六勺一才

狩夫 (空白)

鹿兒島へ十四里半 月野へ一里 山之口へ四里 松山へ

二里十一町 都城へ二里 通山へ二里 恒吉へ四里

福山へ五里六町 財部へ二里 大崎へ七里 夏井へ (空白)

南之郷

一、憶大明神

祭神伊勢諸尊、社職佐野平吉。

二之方村日隅境曾於郡之内

一、住吉大明神

祭神底筒命 (男) 中筒男命 裏筒男命。

社司高橋河内。

傳稱す、神功皇后三韓を征し給ふ時、攝津國にアラハレマス、神功皇后之御勸請也。皆是住吉の和魂也。荒魂は筑紫の小戸に御座す住吉大明神也。此住吉大明神を和歌の三神と号事、日道三天の謂有り。又輿言を以て根本の歌と称人休には人丸・赤人・衣通姫を和歌の三聖とす。是則天人唯一の習有り。

憶原ハ神代の古跡にして、正しく伊勢諾を崇祭して憶大明神と号し、三神を封じ留て住吉大明神と称す。小戸池・橋嶽・桜谷・上瀬・中瀬・下瀬杯と云へる旧跡なり。

○吉田兼連卿の社記、自筆の額有り。

一、櫛大明神

十一月二十四日正祭、社司佐野長門。

南之郷

一、上津片加男

祭神八十扨津日神 表少童神 裏筒男神。

十一月初申祭、社司佐野長門。

同所

一、中津奥津男

祭神大直日神 底筒少童命 底筒男命。

九月中ノ酉祭、社司佐野宮内。

一、下津片加男

祭神右同断。

十一月中ノ申祭、社司右同人。

同所橋橋嶽

一、眞木男底津少童命 中津少童命 表津少童命

一、五位大明神

高二石一斗五升但未吉家中附高、代官司大津之七郎。

一、住吉大明神

九月二十五日祭

岩崎村

一、世貫大明神

祭神八王子

二月初卯、十一月初卯祭、祭料二斗、廟官黒岩石見。

当社八万寿元年甲子四月、妹尾氏・赤崎氏勧請。

五十町村

一、八幡宮

祭神本社に同。

十月五日正、(祭)脱力祭料六斗、伊勢兵部より、祠官右同人。

深川村

一、熊野権現

祭神本社に同。

九月二十九日祭、祠官大持出雲。

当社八貞治五年二月三日、稻留氏勧請。

諏訪方村

一、諏訪大明神

祭神下社

八月廿八日正祭料五斗二升五合、祠官安田河内。

○当社ハ、薩州鹿兒島福ヶ迫諏訪大明神の下ノ宮也。勝久公依信仰

天文五年七月廿八日未吉西保村へ奉迂。

曾於郡

○恒吉

一、高三千四百二十五石二斗五升八合九勺

惣廻り九里三十四町二十六間

長江村 (須木)須木之木村 坂元村 大谷村

士百十八家部、人数三百八十四人。

士高七百十六石五斗一升二合四勺三才

狩夫三百七十九人

鹿兒島へ十二里半 佐牛根筋福山筋
十三里半 福山へ四里 嘉例川へ

四里 西の方 市成へ一里半 志布志へ六里 月野へ二里半

松山へ三里 都城へ六里 末吉へ四里 但大渡し三里
増三分五里

惣領守大谷村

一、投谷八幡

祭神三神 若宮八幡

八月十五日、祭料一斗七升、祠官吉岡右衛門。

当社ハ和銅元年 辛卯 八月十五日勸請と云々。傳記不詳。

曾於郡

○市成

一、高千六百九十二石九斗二升六合一勺

惣廻り八里五町十間

市成村 諏訪方村

家中 (空白)

狩夫百五十三人

鹿兒島へ十二里 恒吉一里半 牛根 二川へ三里半 嘉例川へ

四里 西の方 百引へ二里 牛根へ四里 福山へ (空白) 志布志へ

(空白) 月野へ (空白) 大崎へ (空白)

宮園鎮守

一、大王大明神

祭神太玉命 御神座
正殿 御神鏡三休 脇座 木像袍冠十六休。

二月朔日、九月九日祭、社司 鶴田河内

○当社ハ天文廿三 平 年肝付氏建立の棟札あり。慶安元年。明暦二

年。天和二年棟札有り。神領高六石一合七勺九才領主より寄附。

肝付郡

○百引

一、高三千三百八十六石五斗六升二勺二才

惣廻り八里三十五町五間

百引村 平房村

士百七十二家部、人数四百四十四人。

士高千八十一石七升四合六勺五才

狩夫二百四十二人

鹿兒島へ十四里 内九里筋路
西の方 福山筋

牛根へ五里 市成へ二里 大崎へ四里 此間大渡し三里増九分五里
(空白) 志布志へ

高須へ (空白) 都城へ (空白) 波見へ (空白)

一、利大明神

祭神不詳

十一月初丑祭料一斗七升五合、祠官 石塚長門。

平房鎮座

一、石牟礼大明神

祭神猿田彦大神

霜月初申祭、祭料一斗、祠官 石塚十左衛門。

肝付郡

○花岡

享保九年六月十五日大給良郷水谷村ヲ訓テ島津兩防久備ニ賜フ。翌年七月花岡ト改ム。

一、高千四百十五石九斗七升二合五勺五才

惣廻り四里三十四町四十一間。

木谷村 白水村

家中 (空白)

狩夫四百六十人

鹿兒島へ八里

高須へ (空白)

鹿屋へ (空白)

大給良へ (空白)

新城へ (空白)

垂水へ (空白)

古江へ (空白)

指宿へ (空白)

波見へ (空白)

一、正一位当座大明神

祭神瓊々杵尊

九月九日祭、神領高六石領主寄附、社職鶴田彦太郎。

抑此花岡は、始め大給良の内、木谷村也。享保九年^{甲辰}六月十五

日島津周防久備^{綱貫公}承君命、代々一所地とす。翌年^{乙辰}七月二

十五日改花岡、曰若恭奉宣命崇尚正一位更側心正一位当座大明神

号額於華表に古之神徳光輝到干此上双米然也矣。

肝付郡

○内之浦

寛永十二^一年より内之浦新に外城と爲る。

一、高四千三百三十六石六斗四升八合九才

惣廻り二十五里二町十七間

北方村 南方村 岸良村

士六十家部、人数二百五人

士高二百九十一石八斗三升五合四勺六才

狩夫五百二十八人

鹿兒島へ十九里

波見へ四里半

柏原へ四里半

岸良へ

三^{成ノ方}里 田代へ二里

高山へ六里

志布志へ八里

大泊

へ (空白)

伊佐敷へ (空白)

大根占へ (空白)

始良へ (空白)

串良へ (空白)

大崎へ (空白)

高須へ (空白)

古江へ (空白)

惣領守北方村

一、高屋大明神

祭神彦火々出見尊

二月初卯、九月九日、霜月初卯、祭料三斗五升、社司宮地相模。

當社は人皇十二代景行天皇^{壬午}年勸請也。本宮は國見山に高屋の

陵あり。是則彦火々出見尊の御尊体を奉葬し所也。

○神代ノ卷ニ曰く、彦火々出見尊崩葬日向高屋山上陵

○今此処山を國見と云ふ。高屋の社頭より二里山上に國見權現の社

あり。此所彦火々出見尊之陵也。

○倭年代皇記曰、壬午十三年日向國二高屋ノ宮を建ル。又曰、^{甲申}

十四年從是前二年從是後四年、前後六年筑紫ノ國に天皇在ス。一

書に曰、天皇八月筑紫へ幸ス。十一月日向に至て行宮を營て居給

ふ。是を高屋の宮と云ふ。十二月熊襲を討事を議す。又曰、十二

年夏五月悉く襲國を平ぐ。因高屋宮に居し己六年と云々。

天子山^{高屋大明神の左脇に在り。景行天皇六年間此所に在り。山}景行天皇並小碓

高此所に有而高屋宮を建給ふ旧跡也。笹御嶽、京都の馬場、貝の

濱杯云へる靈地有り。

○高屋大明神位は、享保二年産子中依願、吉田兼敬卿へ申、宗源宣

命奉納有之者也。兼敬卿白筆の額有り。

肝付郡

○高山

一、高一万二千三百八十一石九斗二合一勺一才
惣廻り二十里八間

波見村 宮下村 野崎村 後田村 前田村 富山村

新留村

士二百二十三家部、人数六百三十一人。

士高二千四百一十一石五斗三升六合八勺七才

狩夫千三百十八人

鹿兒島へ十三里 古江へ五里 鹿屋へ三里 高隈へ五里

大崎へ三里 串良へ一里半 波見へ一里 内之浦へ六里

岸良へ五里 柏原へ一里半 始良へ一里半 大根

占へ(室白) 高須へ(充口)

一、四拾九所大明神

祭神伊勢外宮

九月十九日祭り、祭料五斗二升五合、社司守屋和泉。

寛永二年乙丑七月十三日吉田兼苗御神号、伊勢之御位也と云々。

大隅国肝付四十九所大明神之事、当宮神社之内に乞勸請候。於神前加行念候。此旨被仰道事所仰候、恐々謹言。

十二月廿七日 吉田左兵衛督在判

肝付郡

○始良

一、高六千八百五十四石一斗三升六合四勺三才
惣廻り十里十六町十六間

上名村 中名村 下名村

士七十八家部、人数二百五人。

上高五百四十九石一斗三升二合七勺六才

狩夫九百九人

一、正若宮八幡宮

祭神本社に同。

二月初卯、十月十五日祭、祭料三斗五升、社司坂元河内。

○当社長久四年癸未勸請之棟札有り。

一、鶴戸権現

祭神彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊

九月十九日祭、社司坂元河内。

葺不合尊御降誕八日向国宮崎郡宇戸之濱也。右濱に空窟有り。則尊を崇奉、宇戸権現と称す。隅州始良鶴戸権現は、葺不合尊之陵也。此所にも穴窟有り。

○元明紀曰く、和銅六年四月、割日向国肝付・囃於・大隅・吾平今作

始良四郡始て置大隅国有。

明和五年子八月、重豪公杜頭御造立。

肝付郡

○大始良

一、高七千六百六十六石二斗八升九合六勺二才
惣廻り十二里七町五十五間

完目村 横山村 濱田村 麓村 南村 西俣村

野里村

土百十四家部、人数二百八十四人。

土高四百七十七石一斗六升二合五勺八才

狩夫千二百七十七人

鹿兒島へ十一里 大根占へ三里 高須へ三里 始良へ一里

半 古江へ三里 新城へ四里 鹿屋へ一里半 花岡へ

(空白) 垂水へ (空白)

一、岩戸大明神

祭神不詳

九月十九日、祭料一斗七升五合、社職黒木吉之進。

麓村繁昌門

一、新八幡宮

祭神金鏡一面、裏に氏久と有り。社職右同人

氏久公大始良御在城之時、此処二而元久公御誕生故、繁昌門と云

ふ。当社ハ氏久公御勸請云々。

肝付郡

○串良

一、高一万九千六百九十二石九斗六升六勺六才

惣廻り十三里十一町四十二間

新川西村 川東村 有里村 岡崎村 池之原村 下

小原村 岩弘村 細山田村 土小原村 川西村

土百五十二家部、人数三百八十三人。

土高八百六十石七斗一升二合五勺四才

狩夫二千五十八人

鹿兒島へ十三里 百引へ四里半 市成へ八里 鹿屋へ三

里 始良へ三里 大始良へ四里 高山へ一里半 柏原

へ一里半 高隈へ三里半 大崎へ一里半 志布志へ (空白)

垂水へ (空白) 牛根へ (空白) 福山へ (空白)

惣鎮守有里村

一、一ノ宮大明神

祭神月讀尊

九月中ノ寅祭り、流鏑馬あり。祭料五斗二升五合、神領高一石、

伊勢玄愈寄附、社司宮地河内。

一、井手神

祭神 (空白)

神領高二石八斗一升二合五勺

同麓鎮守

一、諏訪大明神

祭神本社に同。

七月廿七日、同廿八日、祭料五斗二升五合、祝八木若狭。

小原村鎮守

一、一萬八千大明神

祭神別雷神 武甕槌命 九万八千軍童。

九月九日祭、流鏑馬有り、神領高二十石、社司石塚相模作職。

肝付郡

○鹿屋

一、高八千二百八十四石一斗四升一合七勺一才
惣廻り十一里二十一町五十八間

中名村 上名村 下名村 高須村

士百二十五家部、人数三百三十九人。

士高千六百六十四石一斗二升三合五勺七才

狩夫千九十五人

鹿兒島へ十里 串良へ三里 高山へ三里 始良へ二里

西表の方 古江へ二里 新城へ三里 高須へ一里半 都城へ十二

里 大始良へ一里半 高隈へ三里 串良へ三里 垂水

へ(空白) 百引へ(空白) 福山へ(空白)

惣鎮守田崎

一、七狩長田貫大明神

祭神加茂神社に同。

正月廿二日祭、社司大久保參河。

當社ハ伊勢国田丸玄蕃と云ふ人負下勸請すと云ふ。

高須鎮守

一、波上三所權現

祭神伊弉諾尊。伊弉冊尊。事代主命。

九月十九日祭。

肝付郡

○高隈

一、高三千四十七石三斗二合三勺五才
惣廻り九里十六町十一間

上高隈村 下高隈村

士四十九家部、人数百二十二。

士高五百十九石四斗六升一合二勺七才

狩夫三百二十七人

鹿兒島へ十三里 牛根へ四里 恒吉へ四里 百引へ一里

西表の方 半 大崎へ四里 市成へ三里半 始良へ四里半 古江へ

五里増五分 垂水へ八里 鹿屋へ三里 串良へ三里半 新

城へ(空白) 志布志へ(空白) 高須へ(空白)

一、中津宮大明神

祭神不詳

九月九日初卯祭、祭料三斗五升、社司吉岡左京。

肝付郡

○新城

一、高千二百八十六石四斗五升一勺一才

惣廻り七里三十二間

新城村

家中(空白)

狩夫三百七十一人

鹿兒島へ七里 垂水へ二里 鹿屋へ三里 高隈へ(望)

花岡へ(望) 古江へ 高須へ(望) 柏原へ(望)

志布志へ

惣鎮守口ノ坪村

一、神貫大明神

祭神不詳

二月初卯、十一月中ノ卯祭、祭料一斗從領主、同一斗七升五合

社司郡山惣兵衛。

○当社ハ享祿三年霜月十六日勸請有て、神木大明神と号す。今神貫に作る。

大隅郡

○牛根

一、高二千二百五十九石五斗六升二合六勺

惣廻り十里十二町三十八間

麓村 二川村 境村

士百五十八家部、人数四百二十八人。

士高三百二石五斗一升四合七勺六才

狩夫三百七十六人

鹿兒島へ五里 福山へ五里 百引へ五里 高隈へ五里

市成へ四里 二川へ二里 横山へ三里半 垂水へ二里

古江へ(望)

麓村

一、居世大明神

祭神不詳

九月九日、祭料一斗七升五合、祠堂山口石見。

二川村鎮守

一、飯牟礼大明神

祭神不詳

二月初午祭、祠堂長山出雲。

大隅郡

○桜島

一、高二千六百六十八石一斗五升五合二勺九才

惣廻り九里三十一町四十五間

横山村 小池村 赤生原村 武村 藤野村 西道村

松浦村 二俣村 白濱村 高面村 湯之村 古

里村 野尻村 赤水村

士五百三家部、人数千二百二人。

士高六百七十五石一斗四升三合二勺八才

狩夫千四百四十二人

鹿兒島へ一里 高免へ二里半 烏島へ六丁 野尻へ半里

但 西の方西道へ一里 松浦へ一里 茅ノ尾へ四里 白濱へ二

里 深谷へ一里半 二俣へ二里 黒神へ三里半 小野

へ一里 波ヶ谷へ半里 赤生原へ五丁 小池へ五丁

赤水へ八丁 武へ半里 瀬戸へ三里 湯之村へ一里

脇へ二里 有村へ二里 松ヶ字都へ二里 大河島へ二里

半 鞆掛へ一里 釈迦堂へ二里半 名袋谷へ一里半

古里へ(空白) 加治木へ(空白)

垂水へ(空白) 福山へ(空白) 牛根へ三里半 古江へ(空白)

赤水

一、五社大明神

祭神正殿月夜見尊、脇社不詳。

二月十七日、六月二十九日、九月廿九日、祭料二斗五升、祠官国

生伊豆。

○当社ハ寛永二年乙丑 五月家久公御勧請。

一、御嶽権現

祭神彦火々出見尊

祠官 右同人

一、辨才天

社司 国生式部

一、麻利支天

社司 同人

東方

一、原五社大明神

祭神西方五社に同、社司 野上河内。

野尻

一、姫宮大明神

祭神天智天皇之皇孫照御子

二月六日祭、社司 国生衛守。

当社ハ勧請年曆不詳、天智天皇の皇太子大友皇子密ニ為シテ殺シテ天
武ヲ天智天 壬申為ニ大乱ト、大友戦負落行給ふ所なけれバ、山に
一皇の弟 隠れ入て自ら縊れて薨じ給へり。臨終に詩を賦しての玉はく、金

鳥臨ニ西舎ニ鼓聲催ニ短命ヲ、泉路無ニ賓主、此夕誰ニ家ニ向ニハシ

天武即位有り。天智帝之皇子密に薩摩国頼娃郡に下向して鹿籠采

女を立女とし、鹿籠采女は鹿籠村の産なり。天智帝在位の時采女に奉り、天智崩御の後、本國に帰ると云ふ。

大友皇子を合祭す。采女生ニ女子一称ニ照御子一、河内皇子采女

頼娃郡に天年を終り、靈廟を開聞山の麓に建て称ニ西宮ト。其後

照御子筑紫を巡幸して桜島に薨す。従臣靈廟を野尻村に建て、号

ニ 姫宮大明神一。

大隅國

○垂水

一、高六千四百三石八斗九升二合二勺

惣廻り十一里九町四十九間

新御堂村 中俣村 田神村 高城村 濱田村 海瀉

村 市木村 本城村 柊原村

家中(空白)

狩夫千百二十七人

鹿兒島へ五里 古江へ三里 高隈へ八里 牛根へ二里半

新城へ二里 百引へ(空白) 花岡へ(空白) 横山へ(空白)

白 二川へ(空白)

惣鎮守本城村

一、牛貫大明神

祭神同ニ 石清水八幡。

九月九日祭、神領高十石領主より附與、社司 谷口河内。

大隅郡

○大根占

一、高五千三百四十五石八斗一升二合六勺二才
惣廻り十三里二十九町四十七間

神之川村 馬場村 城元村

士百八十二家部、人数四百六十六人。

士高百三十石八斗七升二合四勺五才

狩夫（空白）

鹿兒島へ十二里

山川へ四里

児ヶ水へ五里

田代へ二

里 但成の家の方 大始良へ三里

占江へ四里

高須へ三里

指宿へ

三里 小根占へ（空白）

惣領守城元村

一、河上大明神

祭神不詳

二月初卯、七月七日、九月九日、霜月初卯、三月十六日、祭料五

斗、同五斗、二月初卯、同一斗七升五合、九月九日、同九斗、同

一斗二升、同五斗、同五斗、同七升、鳥目五十疋、社職永山甚八。

一、簾山大明神

祭神一座、猿田彦大神。

霜月初申、祭料一斗五升、同一斗二升産子より出来。

○当社勸請年曆不詳。永應八年^{辛巳}霜月棟札有り。号簾山者、此山之竹、島津氏之依台例也。世々簾竿に出る故、神号とす。尤簾山十反五畝三步

大隅郡

○小根占

一、高七千百廿三石一斗六合五勺三才
惣廻り十五里四町廿一間

横別府村 河北村 河南村 邊田村 山本村

士二百七十七家部、（マ）人員六百九十五人。

士高三百八十石一斗七升二合四勺五才

狩夫千九百五十二人

鹿兒島へ十四里

大根占へ一里

指宿へ三里

山川へ三

里 或の方 児ヶ水へ四里

伊佐敷へ四里半

田代へ二里

内

之浦へ（空白） 波見へ（空白）

、諏訪大明神

祭神本社に同。

八月二十八日、祭料五斗、同二斗五升、社司鶴田伊豫

大隅郡

○田代

一、高貳千四百七十五石三斗貳升八勺七才

惣廻り十一里三十町

田代村 川原村

士百四十家部、人数三百六十四人。

士高貳百三十石五斗四升壹合七勺六才

狩夫五百三十五人

惣鎮守麓

一、比尾六所權現

祭神不詳

霜月初卯祭り、祠官迫田佐渡。

鹿兒島へ十六里 大根占へ二里 桜島へ一里 市崎へ一里半 池田へ二里 小根占へ二里 内之浦へ三里 立日番所へ七里半増四分 佐多へ(空白) 高山へ(空白) 始良へ(空白) 大始良へ(空白)

大隅郡

○佐多

一、高三千八百四十二石四斗二升四合五勺九才

惣廻り二十一里四間

伊佐敷村 馬籠村 郡村 邊塚村

○島泊浦 ○田尾浦 ○尾波瀬浦 ○外之浦 ○間泊浦 ○竹之浦 ○大泊濱 △古里 △瀬戸山 △濱尻 △仲野 △木屋川

士百四拾九家部、人数三百七十二人。

士高七十七石二斗三升五合四勺六才

狩夫八百七十六人

鹿兒島へ十八里 内之浦へ(空白) 田代へ(空白) 御崎權現へ(空白) 大泊へ(空白) 竹之浦へ(空白) 山川へ(空白)

指宿(空白) 小根占へ(空白) 高須へ(空白) 出水へ四十二里

一、御崎三所權現

祭神底津少童命○表津少童命

正月二十日、二月十八日、九月十九日例祭、祭料三斗五升、同一斗、所中より出米、祠官山那佐渡、別当極樂寺。

○当社は和銅元年戊申三月三日夜、依託宣同年六月社殿造立有て、三所權現と崇奉るもの也。安永七年社殿造立。

熊毛郡

○種子島

一、高九千百三十四石七斗四升五合九勺四才

惣廻り二十九里

西表村 国上村 安城村 安納村 現和村 古田村 住吉村 納官村 野留村 増田村 油久村 坂井村 平山村 茅永村 中之村 西之村 島間村 家中(空白)

狩夫三百二十三

鹿兒島へ卅九里 佐多へ十八里 駒尾島へ五里 屋久島へ二十七里 山川へ廿六里 竹島へ(空白) 口永良部へ(空白) 硫磺島へ(空白) 内之浦へ(空白)

(取談) 駒路郡

○屋久島

一、高千三百八十六石六斗五升二合九才

惣廻り二十里三十町

○宮之浦村 (二) 脱カ 楠川 志戸子 小瀬田

○長田村 吉田 中間

○栗生村 湯泊 平内 小島 椎野

○安房村 恋泊 尾間 麦生 船行 黒石野 原

一、人戸 (空白)

鹿兒島へ四十八里 穎娃へ三十五里 山川へ三十五里

但多子の方 種子島へ二十七里 竹島へ十五里 硫磺島へ十八里 黒

島へ二十三里 口永良部島へ五里 佐多へ (空白) 坊ノ御

崎へ (空白) 口之島へ (空白)

屋久島の内

○口永良部島

一、高百八十五石二斗九升三合七勺五才

惣廻り七里

人戸 (空白)

鹿兒島へ四十四里 黒島へ十八里 口之島へ廿五里 硫

但子の方 磯島へ十三里

丑寅の方

日向国

諸縣郡

○吉田

一、高三千三百八十五石五斗六升七合六才
惣廻り七里十四町二十三間

昌明寺村 水流村 向江村 内賢村 亀沢村

岡松村

士百四十一家部、人数四百五十二人

士高二百九十四石一斗三升六合五勺七才

狩夫百七人

鹿兒島へ十五里 加治木へ十里 大口へ四里 湯之尾へ

四里 千本の方 馬越へ三里 高岡へ十四里 吉松へ一里 馬瀬 (間)

口へ半里 山川へ廿八里 坊泊へ廿九里半 加久藤へ

(空白) 飯野へ (空白) 綾へ (空白) 倉岡へ (空白)

出水へ (空白) 佐多へ (空白) 加世田へ (空白)

水流村惣鎮守

一、天満自在天神

祭神同北野

十月二十日祭り、祭料一斗七升五合、社職押領司早太左衛門。

当社勧請年曆不詳。義久公御筆十首の和歌有り。義弘公。(ママ)光久公

連歌有り。神領高二十石目録有り。慶長十九年七月副状。

右同郡

○馬関田

住吉作
馬関田

一、高貳千九百九十九石三斗二升二合二勺五才

惣廻り七里二十八町四十一間

浦村 柳水流村 島内村 川北村

士九十四家部、人数貳百七拾七人。

士高百七十五石六斗一升三合二勺四才

狩夫百三十一人

鹿兒島へ十五里 大口へ四里 加治木へ十里 小林へ十

一里 千本の方 高岡へ十四里 吉田へ半里 吉松へ一里 加久

藤へ一里 昌明寺へ (空白)

一、天満大聖威徳大明神

祭神小野宰府威徳三所同殿に崇む。

十月十日、祭料三斗五升、同七斗五升、島津図書より出米、同書

黒川左門。

前代神領田四町一反有之候節、島田村之島津図書領分に相成、為

祭右員数毎年図書より差出。当社ハ菅厚道正と云ふ人、古来勧請

す。子孫今飯野に有り。其時御神体に掛し簀、子孫持傳て、累年

十月十日の祭には参役して神前に奉掛之者也。

右同郡

○加久藤

一、高九千四十三石二斗八升六合二勺一才

惣廻り七里三十四町五十六間

灰塚村 西永江浦村 栗下村 東永江浦村 小田村

榎田村 永山村 西郷村 川西村 湯田村

七百六十二家部、人数六百二十九人。

土高九百八十八石七斗一升六合二勺四才

狩夫四百六十八人

鹿兒島へ十六里半

白鳥へ二里

高岡へ十三里

求摩城

但生未の方

下へ五里 馬関出へ一里

加治木へ一里半

飯野へ一里

求摩通関所へ半里 栗野へ四里半

吉松へ二里半

紙屋へ(空白)

惣鎮守

一、二ノ宮大明神

祭神仲哀天皇

社司黒木相模

当社勧請年曆不詳。天正三乙亥十一月八日、家久公於当城御誕生

被遊御産神故、二ノ宮へ御参詣、社司亨にて御三献有之、社司登

城、本田源右衛門を以て御腰物拝領、于今所持す。慶長八癸卯当

社へ御本尊御安置、神領高三十石御寄附、二ノ宮小社故、慶長年

中当社御建立、同十四年迁宮、三十六歌仙筆者不詳御寄附、寛永十四

年丁丑二ノ宮へ神領高二十石御加増にて、凡神領高五十石。

御城内

一、三社大明神

祭神妙見 水天 荒神

九月十日祭、祭料十九俵、祠官沼田伊豫

○当社ハ忠平後義弘公御在城の節、爲守護神御勧請、祭料五斗二升五

合、家久公御誕生杉として枝葉繁茂す

右同郡

○飯野

一、高九千拾壹石式斗九升九合八勺六才

惣廻り九里三十五町四十間

大河平村 杉水流村

今田村

池島村

末永村

大明寺村

上江村

坂元村

原田村

前田村

土三百三十三家部、人数八百五十六人。

土高二千二百五十五石四斗一升三合七勺六才

狩夫四百四十一人

(旅程記載ナシ)

鎮守

一、一ノ宮香取大明神

祭神齊主命

二月初卯、九月九日、祭料五斗、白粳一四俵、祠官黒木出雲。

初白粳四十俵、川崎駿河寄附。

○白鳳元正申年建立とあり。

御城内鎮守

一、荒神

当社ハ、永録七年惟新公加世田より御移の時、御建立と云ふ。

末永村

一、天之宮大明神末社一、八幡宮一、水天社一、三社権現

鎮守末永村

一、白島山六所権現

祭神日本武尊、相殿祭。神不詳。

六月廿八日祭、神領高百四十三石五斗二升三合、忠恒公御寄附、
別當 満足寺格護、社司 黒木権左衛門。

当社ハ日本武尊之垂跡白鳥と化して此山に止座ス。故に康保年中
半服に宮舎を建て祭之、白鳥権現と称す。霧島山と並び立てり。
村上天皇御宇天曆三乙酉年建之。

○義弘公戦場に趣き給ふ口、当社に誓ひて甲冑長刀を寶殿に納め給
ふ。

○景行天皇二年春三月^{丙戌}朔日、辰播磨稻目太郎姫、為皇后生二男
、第一曰大雄^(雄)、第二曰小雄^(雄)命、是に雄尊亦日本童男、又曰日本武
尊、幼有雄略之氣及壮容貌魁偉、身長一丈、力能壯鼎焉^(ヒカマ)。
一、狗留孫三所権現

祭神麓山祇命、相殿祭神不詳。雷神・大山祇神・高雷龍、此三神
祭三所。

二月酉祭、神領高二十七石二斗六升七合七勺一才、別當 端山寺格
護、社司 出石河内。

○当社勸請年曆不詳。傳記あると雖、^(附)不会の説多し、信用し難に依
て略す。

慶長十五年十月より同十六年九月に至り家久公御再興、同九月二
十二日正迁宮、新納次郎四郎代参して勤神式。

一、金丸諏訪大明神

祭神 (空白)

七月二十九日祭、祭料五斗二升五合、^(空白) 出石右京。

大明司鎮守

一、大戸諏訪大明神

祭神同信州本社。

七月廿七日祭り、祭料四斗八升壹合、正月十七日同五斗八升六合、
二月初未日同二斗八升四合、五月五日同四斗、七月同一斗八升、
別當 黒木若狹、別當 鹿兒島延寿院格護。

永録七年より天正十七年迄二十六ヶ年、義弘公飯野新城へ御在城
にて、家久公於新城御誕生。諏訪大明神ハ御擁護の神故、御参詣
有之。其後御分國惣絵図出来候砌、新城ハ加久藤被相付、大明司^寺
村十三町御寄附。天正十八年栗野へ御移の時、神領高二十石被差
分、関ヶ原御合戦の後、慶長七年^寅八月家久公御上洛の時、爲御
誓願神領高二十石御加増にて、凡五十石被召付候。

右同郡

○須木

一、高千二百十九石九斗一升三合一勺四才

惣廻り十三里三十四町五十八間

須木村

上式百拾貳家部、人数五百拾九人。

七高五百七十八石四斗六升三合一勺二才

狩夫二十六人

鹿兒島へ二十四里

高岡へ八里半

野尻へ四里

加治木

へ十九里半^{末の方}

飯野へ七里半^{但角引越}

紙屋へ五里半

小林へ四里

綾へ^(空白)

球摩城下へ^(空白)

米良稻荷^(空白)

惣鎮守

一、大年一ノ宮大明神

祭神素盞鳴尊

九月二十九日、祭料・斗七升、社司河野若狹。

右同郡

○小林

一、高八千六百石一斗二合七勺八才

惣廻り二十八里十三町二十一間

北西方村 東方村 南西方村 眞方村 水流迫村

堤村 細野村

士三百四十二家部、人数九百三人。

士高千三百十一石五斗二升四合六勺七才

狩夫四百三十二人

鹿兒島へ二十里 曾於郡境 せたおへ五里 花堂へ三里 ならきへ

二里半 未の方 須木へ四里 飯野へ三里 野尻へ三里 加治

木へ十五里 (里カ) 城之城へ九里 加久藤へ三里半 吉松へ六

里 栗野へ八里 高原へ二里 霧島へ (空目) 踊へ (空目)

曾於郡へ (空目) 紙屋へ (空目)

細野村鎮守

一、難守権現

祭神霧島六所権現

九月十九日、十月十五日祭、神領高一石七斗三升七合五勺、社司

黒木丹後。

一、瀬戸尾権現

祭神 (空目)

祭料三斗五升、別当内小野寺格護。

鎮守

一、八王寺権現

祭神三女五男

九月九日、十一月中の丑、祭料五斗二升五合、社司齊藤美濃。

求摩境木浦村

、山神

祭神大山職命・猿田彦大神

十一月中の申祭

天正の初、代宮司八重尾某大鷹を取得、義弘公へ奉り候処、吉事の瑞相とて別て御満足に被恩召上、無程伊東勢被遊御退治、飯野の内大河平今城に居住、元龜年^ノ此所御手に入、猶以山神御尊敬厚く、八重尾某へ木浦木山百狩倉並御上下太刀・大小甲冑・衣裳等種々拝領、木浦木山の邊土番被仰付、今に相勤来也。

一、稻荷大明神

天正年中忠平公、伊東氏の領土小林城を被成御責候時、明神へ御祈願の旨被爲在、無程御手に入候故、東の岡へ稻荷を御崇、社殿御造立、東方村大窪門爲神領被遊御寄附者也。

一、天神社

当社ハ義弘公依御祈願御勧請、称^ニ北之天神。

一、今宮八幡

文龜二年八月、天正十三年十一月棟札有、忠平公御再興。

右同郡

○高原

一、高四千三百二十六石四升四合三勺六才
惣廻り十五里十八町二十三間

蒲牟田村 後川内村 麓村 水流村 廣原村

士百七十二家部、人数四百四十六人。

士高七百九十八石四合六勺五才

狩夫二百二十四人

鹿兒島へ廿二里半 但湊之市筋
本申の方
十八里距離 花堂へ一里 都之城へ七

里 高岡へ八里 高城へ四里 財部へ七里 大牟田へ

二里半 繩瀬へ四里 江平へ三里 後川内へ二里 濱

之市へ十一里半 飯野へ五里 大窪へ七里 荒川内へ三

里 曾於郡へ八里 安永へ五里 小林へ二里 須木へ

五里 但牛の脚越 高崎へ廿町 野尻へ二里 霧島へ (空白)

惣鎮守

一、霧島山東御在所権現

祭神伊弉諾尊

九月九日、霜月初酉、祭料三斗五升、別当 錫杖院格護、
同官押領

司河内。

一、若狹権現

祭神霧島六所権現 △狹野尊会祭。

別当 神徳院格護

傳稱す、当廟ハ神武天皇御降誕の旧跡故、狹野権現と称する也。

神武の都ハ日向国宮崎郡下北方村に有り。此所神武四十五歳の御

時迄都し給ふ。夫より天照大神の古之都大和国を思召立東征し、

長髓彦を退治有て天下を始給ふ。今宮崎郡下北方村に神武の御社

有り。

右同郡

○高崎

一、高二千九百七十二石九斗八升八合五勺一才

惣廻り十三里二十七町五十四間

大牟田村 繩瀬村 前田村

士百三十七家部、人数四百十一人。

士高七百二十七石三斗二升八合四才

狩夫百八十二人

鹿兒島へ十八里 高原へ卅町 野尻へ三里 花堂へ一里

十町 本申の方 小林へ三里 紙屋へ五里 高岡へ八里 都之城

へ六里 高城へ四里 財部へ七里 蒲牟田へ半里 濱

之市へ十一里 大牟田へ一里半 繩瀬へ二里半 江平へ

一里半 後川内へ一里 二ヶ野山へ三里 大沢津へ三里

水流へ三里 大井手へ四里 田尾へ三里 四ヶ村へ

五里 岩井力野へ四里 石山へ三里半 志和地へ (空白)

麓

一、宇賀大明神

祭神倉稻魂命

九月二十八日祭、祭料三斗二升、同官押領司河内。

右同郡

○野尻

一、高三千七百二十五石二斗七升一勺七才

惣廻り十八里九町二十一間

三ヶ野山村 麓村 紙屋村 江平村飛地 笛ヶ水村飛地

士二百六十五家部、人数八百五十一人。

士高千二百六十三石四斗五升一合七勺九才

狩夫二百二十五人

鹿兒島へ二十里半但濱之市筋
未申の方 七里船路 高原へ二里 花堂へ三里半

濱之市へ十三里半 高崎へ二里 瀬越へ三里半 小

林へ三里 須木へ四里但角長越高岡
より九里半 高岡へ五里半 水

流へ四里 高城へ五里 紙屋へ二里半 綾へ五里 紙

屋より鹿兒島へ廿三里 同所より高岡へ三里 同所より浦

之名へ二里 同所より去川へ二里 同所より福山へ十五里

同所より高城へ六里 同所より都城へ七里 同所より

須木へ五里半 同所より野尻へ二里半 同所より小林へ三

里 同所より綾へ二里 同所より高崎へ五里

増は二分

惣鎮守

一、大王権現

祭神猿出彦大神

十一月未申祭り、祭料一斗七升五合、社司 河野和泉。

紙屋村

一、高妻八社大明神

祭神猿出彦大神 ○大己貴命七名

十一月初申祭、祭料五斗、社司 図師相模。

右同郡

○綾

一、高四千七百二石七斗八升九合四勺一才

惣廻り十七里三十一町二間

南方村 北方村

士二百七十二家部、人数九百七十六人。

士高千二百六十三石一斗六合四勺五才

狩夫二百三十一人

鹿兒島へ廿五里半内七里船路
未申の方 荒川筋 高岡へ二里 浦之名へ二里

深利へ一里 去川へ四里 紙屋へ二里半 高城へ八

里半 福山へ十八里 国分へ廿一里 加治木へ廿二里半

加世田へ廿五里 坊泊へ四十里 山川へ廿八里半

内之浦へ廿九里半 倉岡へ三里 須木へ(空白) 小林へ(空白)

求摩城下へ(空白) 高鍋城下へ(空白) 高原へ(空白) 飯野へ

(空白) 濱之市へ(空白) 吉松へ(空白) 高崎へ(空白) 山

野へ(空白) 赤江へ六里 米良へ(空白) 佐土原へ(空白)

延岡城下へ(空白) 佐多へ(空白) 大崎(空白)

一、三宮大明神

祭神足仲彦天皇 ○氣長足姫 ○響田天皇

十月十八日、祭料三斗五升社司 宮永肥前。

右同郡

○高岡

一、高式万九百二石四斗五升四合二勺二才

惣廻り三十八里十町十三間

慶長五年之冬より同六年に至て、高岡郷を始め、穆佐の内高濱村、倉岡之内花見村、綾之内入野村・深利村、野尻之内浦之新村・内山村・五町村等を高岡郷に属す。往古より八代郷有り、是又高岡の内に属す。薩州伊集院郷之土を移す。

南俣村 北俣村 浦之新村 高濱村 花見村 入野
八代の内 八代の内
村 深年村 内山村 五町村 田尻村 向高村
上古深利二作ル

飯田村

士六百七十二家部、人数千九百七十六人。

士高一万三千六百七十七石二斗八升四合五勺九才

狩夫千九百六十五人

鹿兒島へ二十六里 但壁、十六里半、福山筋、十六里の内九里給路

城ヶ崎へ四里半 申ノ方 内海へ八里 赤江へ五里 高城へ八里

佐土原へ五里 倉岡へ二里 福山へ十七里 綾へ二里 増五分

里 紙屋へ三里 法花嶽へ三里 浦之名へ一里 穆佐

へ一里 五町村へ半里 野尻へ五里半 山之口へ八里 増五分

加治木へ廿六里 八代へ二里 深年へ一里半 山川へ

廿九里 但儀幸筋 坊之津へ四十里半 加世田へ廿五里 高鍋城下

へ (空白) 求摩城下へ (空白) 小林へ (空白) 吉松へ (空白)

濱之市へ (空白)

惣社高濱村鎮守

一、栗野八幡大明神

祭神大己貴尊 都味爾八重事代主命 下光照姫命 味鋸高彦根神

小彦名命 高光照姫命 御井神 東小社二座 白髭大明神 諏訪大

明神 西小社二座 川上大明神 大將軍

別当 栗野寺格護、社司 外山河内。

当社勸請年曆不詳。

久豊公・忠国公應永年中穆佐へ御在城の節御信仰深く、穆佐院神領七町御寄附、(祀)祭記莫大に執行、(祀)今規式無退轉候。天正五年丁

丑 冬伊東氏と御合戦、口州再御手に被入、義久公にも御尊敬不淺、

本領以前の通り被為付御再興、猶以祭記廣大に御執行有之、雖然

文録中依毀破勘落、神領悉く被召上其後神領十八石二斗余御寄附

候得共、元和六 庚申 年中社寺高被相減候節被召上候由。久豊公・忠

国公御祈願書数通、神領日録並義久公御代神領如本御寄附有之と

の御書中等、天正十五年丁 亥 太閤秀吉室簪證文等皆紛失すと云ふ。

慶長十一年忠恒公、同十六年家久公、慶安二年、寛文五年、同十

一年、貞享三年光久公、元禄四年綱貴公、万治三年綱久公御再興

棟札有り。十月初午祭祀流鏑馬あり。穆佐・馬頭・飯田・浦之名

・花見・五町村より十騎ツツ土民相勤候。

上古より穆佐・倉岡・秋月領嵐田・吉野・金崎・四丁村に相係り、

二夜一晝の齊有之者也。

六月二十七祭々祀神案にて濱殿下り、宮崎郡上之町へ川舟にて川

下り、小戸の渡り松原小戸大明神之正祝日高若狭守より御幸屋を

飾り、祠官外山淡路より神供・神酒調進、祝詞捧幣、若狭守にも

神拜等相勤、右終て神樂にて川登り縦館御有之、祭料五斗二升。

法花嶽

一、薬師如来

法花嶽寺格護

右同郡

○倉岡

一、高千六百九十九石五斗四升二合八勺一才

惣廻り三里廿四町五十七間

糸原村 川口番所あり 有田村

士百二家部、人数二百三十八人。

士高五百三十一石四斗二升三合七勺六才

狩夫百八十七人

鹿兒島へ二十八里 佐土原へ三里 高岡へ二里 福山へ

十九里 申の方 綾へ三里 穆佐へ一里 赤江へ三里 延岡城

下へ廿三里 飢肥城下へ十三里 浦之名へ三里 向高へ

二里半 高鍋へ六里 細島へ六里 城ヶ崎へ (空白)

中村へ (空白) 花見村へ (空白) 法花嶽へ (空白) 深年へ

(空白) 紙屋へ (空白) 高城へ九里半 高原へ (空白)

曾於郡へ (空白) 濱之市へ (空白)

一 圖師大明神

祭神天穗日命 事代主命

十一月中ノ丑祭、祝官池田岩見。

右同郷

○穆佐

一、高四千四百四十七石二合一勺七才

惣廻り九里四町五十六間

小山田村 上倉永村 下倉永村

士二百二十三家部、人数五百七十五人。

士高千五百十五石二斗一升四合三勺六才

狩夫三百廿一人

鹿兒島へ廿七里 佐土原へ四里 山之口へ七里 秋口嶺 城ヶ崎

へ三里半 申の方 福山へ八里 綾へ三里 倉岡へ一里 加

治木へ廿二里 高岡へ一里 高城へ八里半 飢肥城下へ

十三里 紙屋へ (空白) 濱之市へ (空白) 勝岡へ (空白) 赤江へ

(空白)

惣鎮守

一、宇佐八幡

祭神同本社

十一月初卯、祭料三斗五升、社司野田伊豆。

應永十年久豊公、御兄元久公の命に應じ、日州山東の宰と成て穆

佐院高城に住居し、池尻・白原・細江等の諸所を兼領す。伊東祐

尊の智となる。依之兄元久公の心に不合、雖然後和睦して、應永

十七年於油津兄弟對面有り。

○應永十年五月二日於当城貴久公 後二弟貴公 御誕生あり。御母ハ

伊東祐尊の女也。御誕生の跡、榎を植て験とす。後に落木して杉

を植繼ぐ。今猶存す。應永八年 卯八月六日、兄元久公逝去有て鹿

兒島に御帰城、継家統給ふ。

右同郡

○高城

一、高九千百三十三石四斗四升八合七勺三才

惣廻り十五里二十五町一間

東霧島村 穂満坊村 大井手村 櫻木村 石山村

四ヶ村 有水村

士百七家部、人数五百十二人。

士高千六百三石五斗、升二合四勺七才

狩夫六百二十二人

鹿兒島へ十九里 去川へ四里半 赤谷へ六里半 郡之城

へ三里 山下へ五里 水流へ一里 高原へ五里 福山

へ九里半 高崎へ四里 綾へ八里半 高岡へ七里半 増有

勝岡へ一里半 山之口へ一里 野尻へ五里 紙谷へ六里 増有五分

穆佐へ八里半 倉岡へ九里半 浦之名へ六里半 梶

山へ(空白) 安永へ(空白) 濱之市へ(空白) 増四分五厘あり

東霧島村鎮守

一、妻霧島六所権現

祭神西御在所に同。

二月中ノ酉、九月廿九日、十一月中ノ酉、祭料五斗二升五合、別

勅詔院格護、社職 吉松稻右衛門。

○延喜式神名帳、日向国諸縣郡一座霧島神社。

○日向ハ神代諸尊の旧跡、高城・都之城杯と云へる、尤謂あるへき

か。東の字アツマと訓ず、今ツマと云るハ上略して也。

当社ハ上古より奇瑞靈驗多し。高千穂之嶽を東に去る事四五里、

此所に神石あり、神代所謂伊弉諾尊拔所帶十握劔遇突智為三段、

其一段ハ在宮崎郡、二段ハ此所ニ止ると元々。是各為神云々。一

段雷山城国神樂岡明神、一段ハ為大山祇ノ神伊豆国加茂郡三島明

神、攝津国下部大嶽神、一段為高龍神山城国貴布祢明神。

○十握劔有り、当社の宝物とす。十握劔とハ伊弉諾尊之金氣斬又ハ

同斬遇突智ハ天地にシソンスル所の火也。上段とハ火々数雷神火、

大山祇ハ山中の強火尊、雷龍ハ竜火、是神書に所謂龍雷の傳にし

て、其旨繁多也。当社に神名有りと云ふ事無実の異説也。神書に

添て是を表するは、深於石礫樹草とハ草木沙石皆夫火を含まん事

なりと云ふ所あり。

一、春日明神

祭神天児屋根命

九月九日、十一月八日祭、神領高九石三斗六升六合、社職 末原甚

太夫、東龍寺格護。

瓊々杵尊高千穂嶽降臨垂跡根元也。

○旧記曰、人皇六十二代村上天皇御宇天徳二^成年、日向国諸縣郡三

俣院床内高城本山之麓に奉安鎮、当社ハ春日大明神之垂跡也と云

々。

穗満坊村

一、諏訪大明神

祭神同信州本社

七月廿七日祭り、祭料五斗二升五合、^{祠官}井上志磨。^(重)

貞久公御代、肝付八郎兼重爰に居住して、三俣八郎と称す。享徳

二年より寛正六年に至る迄十三年、北郷讃岐守時久^{世五}爰に居住す。

明應四年^{或文明十八年}伊東尹祐、山之口・梶山・勝岡・野々美谷を掠

取る。島津豊後守忠朝^{世三}、忠昌公に告て高城を伊東に与ふ。又三

十九年を経て天文元年、北郷忠相^{世八}島津忠朝と共に高城を責む。

伊東の家臣落合内應して城を陥る。忠朝城に入て是を守る。又伊

東尹祐高城を陥る。

右同郡

○山之口

一、高三千九百六十五石六斗六升五合二勺一才
惣廻り十五里七町五十五間

山之口村 花之木村 留吉村
(高)

士百十六家部、人数三百十六人。

士高八百九十四石七斗二升三合一勺五才

狩夫三百六十八人

鹿兒島へ十八里 都之城へ三里 水流へ二里 穆佐へ七
里 高岡へ八里 福山へ九里半 加治木へ十三里 倉

岡へ十里 梶山へ (空白) 飢肥城下へ (空白) 高崎へ (空白)

高原へ (空白) 野尻へ (空白) 小林へ (空白)

惣鎮守

一、的野八幡宮

祭神不詳

十月廿五日、祭料一斗七升五合、神社司 龜沢山城、別當 弥勒寺。

右同郡

○勝岡

一、高三千二百四十三石八斗八升九合六勺九才

惣廻り七里三十五町四十二間

蓼池村 樺山村 餅原村

士百十二家部、人数百三十六人。

士高六百八十六石七斗一升五合四勺二才
狩夫二百三十七人

鹿兒島へ十七里 高原へ六里半 高崎へ五里半 都之城
へ一里半 水流へ二里半 高城へ一里半 福山へ七里半

末吉へ三里 松山へ六里 高岡へ九里 山之口へ二
里 志布志へ (空白) 飢肥城下へ (空白) 紙屋へ (空白)

惣鎮守

一、諏訪大明神

祭神同本社

七月廿八日、祭料一斗七升五合、社司 児玉出雲。

右同郡

○都之城

一、高三万二千百八十六石七斗四升二合三才

惣廻り三十五里十七町三十八間 或四十八里五十二町上二間ト云フ。

木之前村 上長飯村 下長飯村 早水村 田邊村

郡元村 山田村 岩満村 岩丸村 高木村 石寺村

梶山村 寄池村(地) 梅北村 水流村 安永村 河

東村 後久村 寺柱村 鷺巢村 横市村 金田村

西嶽村 中霧島村 丸谷村 野之美谷村 志和地村

東前河内村 南前河内村 北前河内村古来ハ郡城ニ不属 北方村

南方村 東五十町村 西五十町村 内嶽村 荒河内村

東宮丸村 増貫村

按に都城、南郷北郷中郷有り。安水・川東を北郷とし、南郷・梅

北を南郷とし、上長飯・下長飯・鷺巢・寺柱・後久・永丸・田部
・安永を中郷とす。

家中 (空白)

狩夫千十一人

鹿兒島へ十六里

通山へ三里

高崎へ六里

高原へ七里

水流へ三里

高城へ二里

勝岡へ一里

東霧島へ三

里半

山之口へ三里

福山へ六里半

財部へ一里半

荒河内へ五里

寺柱へ二里

安永へ二里

志和地へ二里

松山へ四里

末吉へ二里

小林へ九里

加治木へ十

一里

南之郷へ

踊へ

曾於郡へ

栗野

へ

白鳥へ

濱之市へ

梶山へ

石

山へ

伊東城下へ

福島へ

梅北益貫

一、神社兩社

祭神天照皇太神 豐受皇太神

九月九日、祭料三斗三升四合、濱殿下^並流鏑馬一騎、^{社司}感應寺
能登。

一、黒尾権現

祭神愛宕

十一月十一日祭

弓場田口鎮守

一、正一位兼喜大明神

祭神北郷常陸相久ノ靈

正月二日、八月廿九日祭、流鏑馬、^{社司}妹尾官治、神領高二百十
八石余。

○当社ハ、北郷左衛門時久^{十代一}嫡男常陸相久、天正九年^巳八月
以讒得罪於父自殺、其靈を崇め始称若宮八幡、吉田兼連卿改之
兼喜大明神と号す。天正九年^{辛巳}八月、相久父時久靈社を建立す。
正一位神階ハ、享保十九年^{甲寅}夏北郷氏依願、吉田兼雄卿へ申調
宗源宣命奉納有之者也。

同所

一、湯田八幡

祭神祁答院同^ニ湯田八幡^一。

九月廿九日祭、流鏑馬あり。祭料四斗一升、北郷氏より。

○当社ハ文録四年北郷右衛門時久・同讚岐忠能代、三州境界の事起、
本領都之城を轉じて祁答院へ所替の砌、本復の祈願有り、後に慶
長六年造立有て祭祀無退轉。

同所下長飯村

一、二ノ宮大明神

祭神北郷藏人久盛靈

傳稱す、当社は天正六年十一月十二日於^ニ新納院高城^一義久公大
友氏と御合戦之時、北郷藏人久盛と云ふ者致戦死、其子藏人久根
三侯院高城地頭之節、久盛靈を崇^二ノ宮大明神と稱す。其後高城
公領に罷成、都之城へ迁座。毎年十二月祭礼無忘。

都之城之内安永前河内

一、諏訪大明神

祭神同本社

神領高二十石、祭料三斗二升、^{祠官}秋水參河、七月廿八日祭、流
鏑馬一騎。

山田

一、花舞六所権現

祭神霧島権現に同

十一月初酉、祭料三斗四升。

都之城郡本

一、稻荷大明神

正月初午、十一月中ノ午、神領高五十三石二斗八升一合、祠官黒木播磨。

○抑当社ハ、高祖忠久公薩隅日三州の守護職に被補、建久七年八月薩州山門院へ御下向にて、同八年日州諸縣郡の島津之御庄に移給ふ。依之御館を新造有て、祝吉御所と称す。同九月稻荷御建立、同十九口迁宮。

觀應二年九月廿八日筑前金隈合戦の時、北郷尾張資忠祖元氏久公に属し軍功を拙づ。翌年四月二十九日尊氏將軍感状を賜ふ。或元文和四年十二月十二日、尊氏卿日州北郷を資忠に賜ふ。是金隈合戦の軍忠を賞せらるる所なり。

島津豊後守忠朝飯肥福島ノ主豊州家の一北郷忠相八、樺山廣久代七軍を發し、

北原兼孝を抜て、天文元年壬辰十一月十三日伊東尹祐と日州不動

寺馬場に戦ふ故に、伊東の軍敗れて高城の城主八代長門守を始、

死する者三百八十二人、味方にも樺山廣久の弟七郎久秋・次郎太

郎久形於野々美谷戦死す。伊東の殘兵悉く退散す。

○十三代讃岐忠能の時、三州經界之事起也、轉二本領都城・安永・

山田・志和池・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北・末吉・財部・

野之美谷・恒吉・内之浦六万九千石一賜二祈答院三万七千石一、

慶長四年叔父加賀三久讓家庄内之役與三久從軍役、卒戦功多。及

忠貞降復賜二都城・安永・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北一、

後賜二山田・野之美谷・志和地合十也四万三千三百名一。慶長十五年讃岐忠能獻ス高城・勝岡・山之口之三邑一。元和六年朝命定諸士田數、忠能曰、為三万二百三十余石、忠能及長湮酒無度、政教不順、家久公降書戒諭之。

右同郡

○松山

一、高二千三百三十一石四斗七升一合一勺

惣廻り五里三十二町十間半

尾野見村 新橋村 泰野村

士百三家部、人数二百四十二人。

士高六百一十一石五斗二升四合三勺七才

狩夫二百四十人

鹿兒島へ十五里 月野へ一里 恒吉へ三里 志布志へ三

里半西の方 大崎へ五里 都之城へ四里 末吉へ二里十一町

野井倉へ（空白） 夏井へ（空白） 南之郷へ（空白） 福島へ（空白）

伊東城下（空白） 八所ヶ野番所へ（空白）

惣鎮守

一、正若宮八幡宮

祭神同本社

十月十五日、祭料三斗五升、同一斗七升五合、他領より。

天文八年七月廿五日島津豊後守忠朝豊州家三代家士平田新左衛門松山

城を取る。忠朝の孫豊後忠親に至て、平山越後忠智豊州家文族是を守

る。永録二年四月十四日忠智志布志に趣く。肝付省釣半途に是を

殺して松山城を陥る。忠智子右馬之介久武・次郎四郎久次戰て共に死す。

右同郡

○志布志

一、高一万三千四百七十五石七斗一升二合八勺二才
惣廻り三十五里九町十一間

野井倉村

夏井村

田之浦村大慈寺の領分也

安楽村古有郷也。志布志に不属

蓬原村

月野村

野上村

原田村

内之倉村

伊崎田村

帖村町アリ。麓也。

士四百三家部、人数九百九十七人。

士高三千二百八十九石三斗二升六合二才

狩夫千九百七十八人

鹿兒島へ廿里

柏原へ四里半

泰野へ一里半

福島へ三秋目嶺

里西の方

恒吉へ六里

岩河へ四里

月野へ四里

夏井へ一

里

大崎へ三里

古江へ九里半

松山へ三里

末吉へ

六里

福山へ九里

都之城へ八里

飢肥城下へ十里

びろふ島へ一里半

市成へ(空百)

南之郷へ(空百)

垂水へ(空百)

内之倉へ一里半

一、正一位山口六所大明神

祭神天智天皇

正月中ノ午、九月中ノ午濱殿下り、九月中ノ午流鏑馬有り。祭料

四斗五升五合、社職富岡金蔵。

○当社ハ三十五代天智天皇を崇奉る。和銅二年己六月、志布志之

内田之浦村御在所嶽に建て、山宮大明神と奉称、天智之后倭姫・玉依・大友皇子・持統天皇・乙姫宮以上分布之六社大明神と号す。雖然大同二年同所安楽村へ迁座、六社を一座に奉崇、正一位山口大明神と改称す。

当社神位、享保十九年寅二月吉田兼雄卿へ申調、宗源宣命奉納有之者也。

槻野村

一、大田大明神

祭神大田命

十一月初卯、祭料九斗六合、社司久元甚太夫。

一、熊野三所大権現藤原村

祭神同熊野本社

正月元日、三月三日、五月五日、六月十五日祭、九月九日正祭、十一月十五日祭、代宮司神園門之八太郎、官名左京、別当寺惣持院ハ熊野山蓬源寺と称、眞言宗志布志大性院之末寺也。開基之年号を詳にせず。

○当社ハ、足利氏の支族澁川四郎左衛門尉源頼綱男右兵衛佐満頼、

当社の神体を守奉り九州の探題と成り、加賀国より中国に出て日向国に來り、後に蓬原村小城と云ふ所を城郭とし、城内に当社を勧請して此処に居城す。應永中澁川氏を救仁郷と改称し、伊勢守忠綱・近江守頼宗・宮内大輔頼詮・伊豫守直頼・藏人頼世等数代当城に住居す。後又伴姓肝付氏の支族鯉養子と成り蓬原邑を領し、救仁郷氏を冒す。末世に至て没落し、子孫断絶す。或ハ此末葉木場氏を冒し、薩州隈之城に居すともいふ。

志布志は始め楡井頼仲領す。畠山国明是を亡して志布志を取る。

氏久公是を追ふて爰に居住し給ふ。後に新納越後実久^二に給ふ。

其子近江忠臣、其子修理忠治、其子近江忠續、其子近江忠明、其

子近江忠武、其子近江忠勝^稱、^稱に至るまで七世傳領し、天文八年

七月二十六日没落、則島津豊後守忠朝^{豐後家三代}是を領す。又二十一

年を経て永録五年肝付省鈞掠取る。同八年^{丙寅}十一月十五日省鈞

志布志に病死し、天正二年^{甲戌}肝付兼輔^{兼統二}志布志諸所之領

土^一義久公に降る。

帖村

一、岡崎大明神

祭神馬之神

十月廿八日祭

右同郡

○大崎

一、高一萬五百五十四石四斗八升五勺

惣廻り二十三里八町五十八間

岡之別府村 ^{郡城の兼領ナリ} 菱田村 井俣村 益丸村 横瀬村 野

方村 ^{加治平の兼領也 垂水の兼領也} 永吉村 神領村 持留村 假宿村 ^{露ナリ}

土三百十八家部、人数七百九十三人。

土高九百十八石五斗六升四合七勺三才

狩夫九百七十四人

鹿兒島へ十四里半 安楽へ二里 月野へ四里 串良へ一

里半 ^{西の方} 泰野へ半里 ^{ママ} 高山へ三里 百引へ四里 恒吉へ

五里 高隈へ四里 市成へ二里半 志布志へ三里 松

山へ五里 牛根へ九里半 夏井へ ^(空白) 福山へ ^(空白)

都之城へ ^(空白) 古江へ ^(空白)

惣鎮守

一、妻万五社大明神 ^(連)

祭神大足皇女 立述主命

九月中ノ西濱殿下り、流鏑馬あり、祭料三斗五升、^{社司}篠原石見

日向国児湯郡一座、臼杵郡一座、那珂郡一座、宮崎郡一座、諸縣

郡一座、凡五郡五座、会祭五座大明神とも称すとも云ふ。

又妻万の号傳記附會にして難信故、是を略す。

飯限山益丸村 ^{ママ(神領村)}

一、新態野三所大権現

^{別当}蓮光院

○当社ハ弘安三年覺信上人江州比叡山より来て当山に住する時、新に熊野権現を勧請す。飯福寺あり、飯隈山照信院と称す。天台宗本山派の山伏寺にて、開山覺信上人より数世を経て妻帶僧寺となる。本朝二十八人山伏先達の其一也。上古ハ勅命を蒙り此寺に住職す。

流
球
国

○大島

一、高一萬六千七百七十八石二斗九合五勺九才

惣廻り五十九里十町

葛西トモ

笠利 名瀬 古見 住用 焼内 今井 深井田

節田 大和濱 支配島カケルマ島、廻り十五里 ウケ

ノ島、廻り四里九町 (三) コルノ島、廻り三里廿町

鹿兒島へ百四十三里

○喜界島

一、高一万八百三十六石五斗八合五勺七才

惣廻り六里二十四町

小野津 早町 湾

鹿兒島へ百五十三里

○徳之島

一、高一万五千三百十八石四斗四升三合八勺一才

惣廻り十七里三町

井ノ川 秋徳 亀津 血繩 (マ) 餘月 (ママ) 屋久泊 湾屋

鹿兒島へ百七十九里

○沖永良部島

一、高六千四百十石二斗四升一合八勺八才

惣廻り十里十八町

和泊

鹿兒島へ二百三十四里半

沖永良部支配

○興論島

一、高二千四百十三石二斗三升五合二勺四才

惣廻り三里五町

鹿兒島へ(空白)

○琉球

一、高九萬四千二百三十石七斗九勺四才

惣廻り七十四里

首里 南風平 西原 中城 勝連 具志川 羽地

越米 (米) 名護 国頭 運天 (龍) 今皈仁 金武 読

谷山 北谷 浦添 那覇 (龍) 直和志 東風平 和念

見志上 (龍) 島尻 喜屋 (龍) 豊見城 兼城

鹿兒島へ二百九十二里半

琉球支配

計羅摩 島廻三里、高二百三石

久米島 廻六里廿町、高三千六百七十七石七斗

栗國島(あぐじま) 栗島 廻一里十五町、高七百二十七石四斗

伊恵島 廻四里七町、高三千六百四十三石

惠平屋島 廻四里廿六町、高五百四十一石六斗

伊是那島 廻二里十八町、高七百二十石二斗

戸無島 廻一里六町、高四十五石一斗

サマシ島 廻一里十八町 ○ツケン 廻一里 ○沖之小島 廻り

一里二十二町 ○ヤカ 廻一里 ○ノホ 廻り二十五町 ○ケル

マ廻り二十二町 ○前ケルマ廻り二十五町 ○久島廻り二十九町 ○ハマ島廻り二十八町 ○平安座廻り三十一町 ○宮城島廻り三十一町 ○伊計廻り二十一町 ○セリコ廻り一里二十二町 ○トリコ廻り二十四町 ○ヤフツ島人居無 ○水無 ○久志川

○ 宮古島

一、高一萬二千四百五十八石七斗九升餘

内

ミツナ島廻 ○タラマミ内タラマ廻り四里、高三百廿八石餘

○クマミ廻り一里、人居無シ ○エラツ廻り一里三十三町

○イケマ廻り一里八町

八重山島

縦十三里
横五里

一、高六千六百三十七石三斗餘

琉球首里を去ること二百七十餘里、一年一往來す。

内

石垣島廻り、十六里十七町、高二千五百三十八石餘 ○西表

廻り十五里、高三千三百三十二石七斗餘 ○波照間島廻り三

里三十町、高四百二十七石餘 ○與那國島廻り五里十町、高

三百二十二石餘 ○西表島廻り三里、高三百七十四石餘 ○

タケトシ廻り一里三十町、高五十二石餘 ○黒島廻り二里二

十町、高二百八十六石餘 ○ハトマ島廻り二十二町 ○上ハ

トマ島廻り一里十町 ○下ハトマ島廻り二十七町

夫れ琉球國は、天孫氏始て是に主たり。中山に都を建て、首里と号す。永万年中鎮西八郎為朝此に至る。國人其勇に畏服す。大里按司、其妹を以て為朝に妻す。一男を生む、尊敦と稱す。為朝独り日本に販る。尊敦は母と共に浦添に居す。長ずるに及て、勇武父に劣らず。國人尊んで浦添按司とす。于時天孫氏二十五世にして逆臣のために被亡、尊敦兵を起して是を討じ、國中を平定す。

國人尊んで尊敦を國王とす、号して舜天王と稱す。四世を経て玉城王と云ふ。此に至て天孫氏の又峰起す、或は山南に起り、或は山北に起る。國中大に乱る。又三世にして武寧王に至る。政衰て乱益甚し。山南の尚巴志起て中山、山北を亡し、自ら立て王たり。七世にして尚徳土無道也。遂に臣下の為めに弑せらる。國人尚円を尊んで王とす。尚円も又天孫氏の裔也。七世にして尚寧に至る。又八世にして当今の尚王也。

琉球傳に云ふ、隋煬帝、琉球の形虬の海中に浮ぶに似たりとして、流虬と名づく。元の世に当て始て臣服す。為朝流れに順て求め至ると云ふ。流求の字を以て易、明洪武帝命じて琉球と号せしむ。

○按に唐柳宋元文集、既に琉球の字有りて、為朝に先だつ事三百五十年也。傳記誤る歟。

一、夫れ琉球國は、島津忠國、足利義教將軍より賜て後納貢を遣す。慶申の礼を失はず。中比國家騷乱に依て、國王尚寧慶長の初より貢を納めず、且徳川將軍の創業をも賀せず。家久公使を遣はして譴責す。峻拒して命を奉ぜず。於是家久公怒て徳川家に告げ、軍を起し其罪を伐つ。桃山権左衛門久高を將とし、平田太郎左衛門増宗を副將とし、本田伊賀親政・市来備後・同八左衛門家友・有馬次右衛門重純・長谷場十郎兵衛・平田民郎左衛門・山鹿越右衛

門・本田弥六・頼姓主水・伊地知四郎兵衛・白坂民部・毛利内膳・村尾源左衛門入道笑柄・柏原周防公盛入道有閑・伊集院半左衛門久元・佐多越後忠増・東郷安房入道休伴・児玉四郎兵衛・川上掃部、士百餘人、輕卒三千餘人、鑼鑼一百餘艘、薩洲山川津に騰し、慶長十四年三月四日纜を解て琉球に趣く。惟新公・家久公山川岸津に馬を立て、是を指揮す。龍伯公一句を製して是を祝す、むかふ風あらぬは梅の句哉。

○久高・増宗、先づ大島を襲ふ。島人畏れて悉く降る。又徳之島に向ふ。島人防ぎ闘ふ。久高・増宗、軍を進めて三百餘人を屠殺す。於是服従す。永良部島風を臨て降る。家久公此軍功を勞ひ、岩元彦兵衛を使とし、酒三十樽を諸軍に賜ふ。一將運天の津に至る。

具志頭王子國王の弟・三司官浦添按司・名護按司・謝那按司・司僧西米院、扁舟に棹し來て降を乞ふ。其信偽いまだ知るべからず。輕々數是を容れず。進て那覇津に至る。鉄鎖を作て横きまに江路を斷ち、琉軍是を守る。二將、軍を巡して他の津に至り、陸に登て民家を焼く、四月朔日也。琉軍桃み戦ふこと三日、薩軍勇を震ふて數百人を殺し、遂に都川マヤに至り、首里を囲む事數日、國土尚寧大に恐れ、城を出て降る、四月五日也。二將是を容れ、尚寧・三司官を率ひ、五月五日琉球を出て凱旋す。是より先き久高・増宗、飯牟礼紀伊介・貴島采女を使とし、捷尹マヤを家久公に獻ず、又將軍家に告ぐ。於是家康公・秀忠公、書を龍伯公・惟新公・家久公に賜て功を賞し、琉球國をして永代家久公に賜ふ。本田正純（多）も又奉書を贈て是を賞す。家久公使を遣はして之を謝し、琉璜千斤・唐屏風・編弥マヤ五卷・佛草花盛花を家康公に獻じ、縦子十卷・床屏風を秀忠に獻じ、惟新公も又太刀・馬數子を獻じ、恩を謝す。五月

二十五日久高・増宗、兵を率ひて薩に皈る。秋八月家久公、尚寧を率ひ、嚴府及び江戸に朝す。慶長十五年九月十六日家久公を召し、宴を開き飲を尽し、二刀二馬及び邸地を府下桜田に賜ふ。且尚寧を率て國に帰ることを被免。於是江戸を發し、家久公ハ岐岨路を経、尚寧は東海道を過ぎ薩洲に皈る。尚寧の罪を赦し、琉球國の内八萬九千餘石を賜ふて國に歸らしむ。琉球十五島あり、大島高一万四百五十石餘、喜界島六千九百三十二石餘、徳之島一万九石餘、永良部島四千五百十八石餘、与論島高千二百七十二石、右五島合て二万石餘を収られる。沖繩島六万二千百九十九石、計羅麻島二百三石、戸無島四十五石餘、久米島三千六百七十七石餘、栗島栗島あぐにしま七百二十七石餘、伊惠島三千六百四十三石、伊是那島七百五十石、惠平屋島四十一石餘、宮古島一万二千四百五十八石餘、八重山島六千六百三十七石餘、右十一島を尚寧に賜ふ。於是尚寧感佩して枯藁復座すとして書を獻じて令石マヤに誓ふ國王即位の時ハ今に止書書を獻ず。於是宅地を府下に賜ふ。是より琉球國紫巾太夫已下數十人、更に爰に在て公に奉仕す、貢納闕くる事なし。

薩隅日郡村名附

(鹿児島県立図書館蔵)

薩隅日郡村名附

薩摩國拾三郡

一、伊佐郡 拾ヶ所

大口 惣高壹万八千七百七拾石餘
郷土高八百八拾石余(千脱力)

鹿兒島 十五里

青木村 里村 日丸村 平尾村 渡田村 木之

氏村 篠原村 平和泉村 小木原村 原田村

淵邊村 大田村 小川内村

外二

市山村 花北村

右式ヶ村、菱刈郡湯之尾ニ有之

山野 惣高千七百九拾二石餘
郷土高四百九拾石余

山野村

鹿兒島 七里
但少々八早道二而ハ無之哉

羽月 惣高五千四百九拾五石餘
郷土高四百四拾四石余

鹿兒島 十五里

田代村 下殿村 大島村 金波田村 堂崎村

白木村 宮人村 川岩崎村 鳥巢村

島津持統
佐志 佐志中高貳千四百二拾四石餘
持高二千八百九拾貳石余

鹿兒島 十里

廣瀬村 田原村

嶋津登後持(惣)カマ
黒木 中高十五百七拾石餘
持高十二百七拾七石余

鹿兒島 九里半

黒木村

鶴田 惣高四千五百三拾二石余
郷土高四百七拾九石余

鹿兒島 十一里半

紫尾村 神子村 鶴田村 柏原村

宮之城 島津國書持 中高八百拾貳石余
持高壹万五千四百七拾六石余
(野ノ誤)

鹿兒島 十里

屋地村 平川村 柘原村 時吉村 求名村 船

木村 湯田村 虎居村

外二

諸縣馬関田之内

島内村

菱刈郡馬越之内

徳邊村

高城郡水引之内

新町村

山崎 惣高三千八百四拾貳石餘
郷土高貳百四拾二石余

鹿兒島 十一里

久富木村 山崎村

外二

白男川村 泊野村 二渡村

右三ヶ村、薩摩郡入来ニ有之

大村 惣高五千四百五拾八石餘
郷土高五百六拾五石余

鹿兒島 十里

南方村 北方村 上手村 下手村

樺山權左衛門持
蘭牟田 蘭牟田中區四百八拾八石余
持高千八百六拾四石余

蘭牟田

外二

菱刈郡曾木之内

永野村

鹿兒島
八里半

一、薩摩郡 九ヶ所

百次 惣高千六百六拾貳石余
郷土高二百拾八石余

百次村 田崎村

鹿兒島
十一里

山田 惣高千二百七拾六石余
郷土高八拾石余

山田村

鹿兒島
十一里

隈之城 惣高千七百七拾老石余
郷土高(空白)

宮里村 束手村 西手村

平佐 北郷佐左衛門持
中區式千五百式拾四石余
持高七千九百六拾七石余

平佐村 天辰村

鹿兒島
十一里半

外二

薩摩郡樋脇之内

塔之原村 中村

菱刈郡曾木之内

針持村

高江 惣高二千四百拾六石余
郷土高式自拾五石余

高江村 久兄崎村 寄田村

鹿兒島
十二里

中郷 惣高千四百拾六石余
郷土高百貳拾石余

中郷村

鹿兒島
十二里

東郷 惣高六千三百三拾三石余
郷土高六千自七拾四石余

完野村 田海村 南瀬村 斧淵村

鹿兒島
十二里

山田村 鳥丸村 白濱村 藤川村

樋脇 惣高八千八百石
郷土高千五百拾八石余

樋脇村 久住村 倉野村 市比野村

鹿兒島
十二里

外二

塔之原村 中村

右式ヶ村、薩摩郡平佐ニ有之

入来 入来院平馬持
入来中區四千八百七拾五石余
持高四千貳百四拾貳石余

浦之名村 添田村

鹿兒島
九里

外二

伊佐郡山崎之内(左ノ村ハ入来領ニアラズ、山崎郷ナリ)

白男川村 泊野村 二渡村

日置郡串木野之内(串木野郷ニシテ、入来領ニアラズ)

羽島村

一、鹿兒嶋郡 式ヶ所

鹿兒嶋 總高貳萬四千四百四拾六石壹斗餘

坂元村 武村 荒田村 郡元村 中村 田上村

西別府村 西田村 原良村 永吉村 犬迫村

小野村 草牟田村 上伊敷村 下伊敷村 岡

之原村 皆房村 下田村 吉野村 華棚村 塩

屋村(貳村の内也) 川上村 華野村

外二

口置郡日置之内

小山田村 比志島村

吉田 總高六千六百拾九石
郷土高九百七拾五石餘

本城村 宮之浦村 本名村 西佐多浦村 東佐多

浦村

外二

始羅郡重富之内

觸田村

一、日置郡 七ヶ所

吉利 小松相馬持
吉利中高貳千五拾四石
特高三千九百拾二石余

吉利村

永吉 島津主殿持
中高貳千二百六拾五石余
特高四千四百八拾石余

永吉村

伊集院 總高貳萬四千八百六拾五石余
郷土高貳千二百五拾四石余

上神殿村 下神殿村 德重村 土橋村 入佐村

郡村 麦生田村 苗代川村 大田村 中川村

嶽村 福山村 直木村 寺脇村 恋之原村

宮田村 上谷口村 下谷口村 野田村 飯牟礼村

桑畑村 神之川村 清藤村 竹之山村 春山

村 古ヶ城村 猪鹿倉村 有屋田村 石谷村

郡山 總高五千四百貳拾貳石餘
郷土高四百六拾四石余

厚地村 東俣村 西俣村 川田村 油須木村

郡山村

市来 總高壹萬貳千九百九拾六石余
郷土高五千五百貳拾五石余

長里村 湯田村 養母村 大里村 神之川村

伊作田村 川上村 湊村

串木野 總高五千九百八拾九石余
郷土高貳百二拾五石余

上名村 下名村 荒川村

外二

羽島村

右壺ヶ村、薩摩郡入来ニ有之

日置 島津世馬持
中高三千百六拾五石余
特高八千七百四拾九石余

日置村 山田村

外二

小山田村 比志島村

右武々村、鹿兒島郡鹿兒島ニ有之、

一、阿多郡 三ヶ所

阿多

惣高四十二里七石餘
郷土高九百五十四石余

新山村 浦之名村

宮崎村

華瀬村

白川村

中津野村

田布施

惣高四千四百七十四石余
郷土高六百三十三石余

大野村

高橋村

池邊村

尾下村

伊作

惣高六千八百八拾九石餘
郷土高八百七拾七石余

中原村

入来村

与倉村

今田村

中之里村

湯之浦村

和田村

田尻村

華就里村

一、川邊郡 拾九ヶ所

川邊

惣高八千五百八拾九石餘
郷土高千四百八拾五石余

清水村

宮村

平山村

永田村

高田村

野崎

村 古殿村

両添村

田部田村

野間村

小野

村 今田村

神殿村

加世田

惣高壹万六千八百八拾五石余
郷土高二千二百拾石余

唐仁原村

片浦村

村原村

地頭所村

宮原村

赤生木村

津貫村

川畑村

別府田間村

益山

村 大浦村

肉山田村

小湊村

武田村

外二

小湊村之内

小松原浦

鹿籠

中高二千二百拾八石余
持高二千七百九拾五石余

鹿籠村

坊泊

惣高三百拾六石余
郷土高四百拾壹石余

坊村

泊

泊村 (以上二行本ノ体裁ノママ)

久志秋目

惣高三百七拾七石余
郷土高四拾五石余

久志村

秋目

秋目村 (以上行本ノ体裁ママ)

山田

惣高貳千貳百二拾八石余
郷土高三百三拾五石余

上山田村

中山田村

下山田村

知寛

中高二千五百八拾二石餘
持高六千貳百八拾石余

鹿兒島分
九里半

鹿兒島分
十二里

鹿兒島分
十四里

十四里

鹿兒島分
十二里

十二里

鹿兒島分
九里

鹿兒島分
七里

東別府村 西別府村 郡村 厚地村 瀬世村
永里村

三嶋

硫黄嶋 惣高二拾六石五斗餘

竹島 惣高貳拾石六斗餘

黒島 惣高四拾五石壹斗餘

七嶋

中之島 惣高八拾貳石三斗餘

口之島 惣高百石八斗壹升二合餘

諏訪瀬島 惣高百石八斗七石五斗餘

悪石島 惣高二拾五石貳升餘

宝島 惣高二百九拾五石六斗餘

平島 惣高七拾五石八斗餘

卧蛇島 惣高二石九斗九升餘

一、甕嶋郡 貳ヶ所

甕嶋 惣高三千貳百四拾三石餘
郷土高九百六拾八石余

上甕嶋

中甕村 里村 江石村 平良村 桑之浦村 中

野村 小島村 瀬上村

下甕嶋

手打村 青瀬村 長濱村 蘭牟田村 片之浦村

瀬々之浦村

一、頼娃郡 一ヶ所
（『薩隅日地理纂考』、『諸町村附並連附』参照）
は二ヶ所、三國名勝園会、は一ヶ所也

頼娃 惣高壹万一千五百拾六石餘
郷土高三百四拾六石余

別府村 郡村 御領村 牧之内村 拾町村 仙

田村

外二

（指）ママ
指宿郡山川之内

大山村 岡児ヶ水村

一、指宿郡 三ヶ所
（指）ママ

指宿 惣高九千二百五拾石餘
郷土高五千七百七拾五石余

拾貳町村 拾町村 東方村 西方村

山川 惣高二千七百八拾九石餘
郷土高八百七拾七石余

福元村 成川村

外二

大山村 岡児ヶ水村

右式ヶ村、頼娃郡頼娃二有之

鳴津啓之助殿持
今和泉 中高三千六百七拾壹石余
持高壹万二千二百八拾六石余

小牧村 岩元村 新西方村 池田村 利永村

一、給黎郡 一ヶ所

肝付主殿持

喜入 喜入中高三千八百九拾五石餘
持高四千八百六拾七石余

上村 下村

鹿兒島
七里

一、谿山郡 一ヶ所

谷山 惣高壹万貳千六百拾石余
郷土高千八百八拾石余

上福元村 下福元村

中村 平川村 和田村

五ヶ加府村 山田村 塩屋村 宇宿村

鹿兒島
二里

一、出水郡 五ヶ所

阿久根 惣高八千七百二拾九石餘
郷土高千七百七拾九石余

西目村 大川村 鶴川内村 多田村 波留村

折口村 山下村 赤瀬川村

鹿兒島
十九里

長嶋 惣高貳千八百四十七石餘
郷土高九百八拾七石余

平尾村 川床村 浦底村 鷹巣村 下山門野村

指江村 城河内村 藏之元村 宮之浦村 田尻

村 山門野村 三船浦村 塩見村 獅子島 伊

唐島

鹿兒島
二十三里

野田 惣高五千八百八拾貳石余
郷土高四百五拾三石余

上名村 下名村

鹿兒島
二十里

高尾野 惣高五千五百七拾八石余
引ナリ 郷土高千六百八拾石余

柴川村 大窪村 下高尾野村 唐笠木村 上水流

村 下水流村

鹿兒島
上二里

出水 惣高壹万七百八拾七石
郷土高拾石余(ママ)

六月田村 庄村 西日村 上知識村 下知識村

上鯖淵村 下鯖淵村 上大河内村 下大河内村

江内村 武元村

外ニ

西目村之内

脇本濱

鹿兒島
十四里

一、高城郡 二ヶ所

高城 惣高五千七百五拾七石餘
郷土高五百九拾八石余

湯田村 城上村 麓村 西方村 麦之浦村

鹿兒島
十三里

水引 惣高六千八百石余餘
郷土高五百五拾六石余

大小路村 宮内村 網津村 草道村 五代村

外ニ

新町村

右壺ヶ村、伊佐郡宮之城ニ有之

五代村之内

小倉方限 川底方限

鹿兒島
十二里

大隅國八郡

一、菱刈郡 四ヶ所

曾木

惣高三千六百六拾五石餘
郷土高三百七拾九石余

鹿兒島
十四里

里村

外二

針持村

右巻ヶ村、薩摩郡平佐ニ有之

永野村

右巻ヶ村、伊佐郡蘭牟田ニ有之、

馬越

惣高四千三百五拾七石餘
郷土高三百七拾八石余

鹿兒島
十三里

前出村

田中村

外二

徳邊村

右巻ヶ村、伊佐郡宮之城ニ有之、

本城

惣高五千二百八拾二石餘
郷土高五百九拾五石余

鹿兒島
十三里

重富村

下手村

荒田村

南浦村

湯之尾

惣高貳千六百拾五石餘
郷土高三百六拾八石余

鹿兒島
十三里

川南村

北川村

外二

伊佐郡大口之内

市山村 華北村

一、桑原郡 五ヶ所

吉松

惣高四千四百九拾九石餘
郷土高六百五拾三石余

鹿兒島
十四里

川西村

中津川村

鶴丸村

川添村

般若寺村

栗野

惣高七千三百六拾四石餘
郷土高千七拾九石余

鹿兒島
十二里

米永村

幸田村

恒次村

田尾原村

北方村

稲葉崎村

木場村

横川

惣高四千三百二拾五石餘
郷土高六百貳拾八石余

鹿兒島
十里

上之村

中之村

下之村

日當山

惣高貳千六百六拾五石餘
郷土高四百貳拾貳石余

鹿兒島
八里半

朝日村

西光寺村

東郷村

佳例川村

踊

惣高四千四百拾九石餘
郷土高五百拾二石余

鹿兒島
十一里半

持松村

上中津川村

三鉢堂村

中津川村

宿窪

田村

萬膳村

囃喉郡國分之内

小濱村

小村

松之木村

野口村

福島村

内

村

内山田村

眞孝村

見次村

小田村

野久

見田村

一、始羅郡 六ヶ所

蒲生 惣高七千九百二拾石餘
郷土高四千七百五拾九石余

西浦村 白男村 下久徳村 上久徳村 久末村

北村 米丸村 漆村

山田 惣高三千七百八拾六石余
郷土高四百八拾七石余

木津志村 上名村 下名村 大山村 北山村

邊川村

嶋津山城殿持

重富 中高四千二百三拾餘
持高老方四千二百八拾七石余

平松村 船津村 脇元村 春花村

外二

觸田村

右老ヶ村、鹿児島郡吉田ニ有之、

帖佐 惣高老方五千七拾石餘
郷土高千貳百五拾五石余

深水村 三拾町村 長瀬村 中津野村 鍋倉村

豊富村 増田村 住吉村 西餅田村 東餅田村

寺師村

嶋津内匠殿持

加治木 加治木中高(空白)
持高老方九千貳百九拾石五升壹合八勺三才

反土村 木田村 日木山村 小山田村 西別府村

高井田村

溝邊 惣高四千四百拾六石餘
郷土高四百貳拾二石余

有川村 麓村 三縄村 竹子村 崎森村

一、贈呷郡 九ヶ所

曾於郡 惣高四千二百四拾老石餘
郷土高八百八拾八石余

田口村 大窪村 松永村 重久村 川北村

清水 惣高五千七百五拾五石餘
郷土高八百八拾八石余

姫城村 川原村 弟子丸村 山之路村 郡田村

國分 惣高貳万三千貳百六拾老石餘
郷土高四百九拾四石余

新町村 川内村 上井村 下井村 住吉村 向

花村 府中村 上小川村

外二

小濱村 小村 松之木村 野口村 福島村 内

村 内山田村 眞孝村 見次村 小田村 野久

見田村

右拾老ヶ村、桑原郡踊ニ有之、

數根 惣高二千九拾貳石餘
郷土高二百八拾五石余

麓村 湊村 上之段村

財部 惣高八千九拾六石餘
郷土高千七百四拾石余

北俣村 南俣村

外二

下財部村

右老ヶ村、諸縣郡須木ニ有之、

末吉

惣高壹万六千八百八拾式石
郷土高式百七拾式石余

岩崎村

深川村

二之方村

諏訪方村

五拾町村

中之内村(上の村を岩川という。千石馬場伊勢種馬持切)

外二

南之郷村

右老ヶ村、諸縣郡須木ニ有之、

恒吉

惣高二千二百五拾石餘
郷土高八拾壹石余

坂元村

須田木村

永江村

大谷口村

島津石見持

市成

市成中萬式千九拾四石餘
特高土高九拾式石余

市成村

諏訪原村

鹿兒島
十二里

福山

惣高式千四百九拾七石餘
郷土高九百五拾七石余

福山村

佳例川村

鹿兒島
九里半

一、肝屬郡 拾ヶ所

内之浦

惣高四千二百拾四石餘
郷土高二百六拾三石余

北方村

南方村

岸良村

鹿兒島
十九里

高山

惣高壹万式千九拾壹石餘
郷土高式千二百八拾九石余

後田村

宮下村

富山村

野崎村

波見村

新

留村

前田村

鹿兒島
十三里

姫良

惣高六千四百壹拾石餘
郷土高二千四拾石余

麓村

上名村

下名村

新上福向露田園書持切

南方ママ(大崎氏の南村ナリ)

鹿兒島
十二里

串良

惣高壹万八千七百九拾五石餘
郷土高八百式石余

有里村

上小原村

岡崎村

川東村

岩弘村

鹿兒島
十二里

川西村

池之原村

細山田村

新川西村

下小原

村

鹿屋

惣高七千四百九拾七石餘
郷土高九拾石余

上名村

中名村

下名村

鹿兒島
十里

外二

南高須村

北高須村

右式ヶ村、大始良ヲ飛越飛地有之、

高隈

惣高三千七百三拾五石餘
郷土高五百式拾六石余

上高隈村

下高隈村

鹿兒島
十四里

百引

惣高式千六百六拾六石餘
郷土高九百七拾六石

百引村

平房村

鹿兒島
十四里

大姫良 總高六千九百零五石餘
郷土高四百拾五石余

鹿兒島
十一里

野里村 南村 西俣村 大姫良村 獅子目村

濱田村 横山村

島津若狹持

華岡 中高千五百二拾九石余
持高六千貳百四拾壹石余

鹿兒島
八里

木谷村 白水村 古江浦

鳴津數島持

新城 新城中高貳百九拾石余
持高二千三百五拾石余

鹿兒島
七里

一、大隅郡 七ヶ所

牛根 總高千五百五拾壹石餘
郷土高三百拾八石余

鹿兒島
五里

麓村 二川村 境村 福地村

桜島 總高貳千八百拾七石餘
郷土高八百七拾八石余

鹿兒島
一里

古里村 武村 湯之村 西道村 松浦村 二俣

村 白濱村 脇村 高免村 瀬戸村 黒神村

有村 野尻村 赤水村 横山村 小池村 赤

生原村 藤野村 沖之島

鳴津讀岐殿持

垂水 中高六千六百二拾九石餘
持高壹万七千四百六拾八石余

鹿兒島
五里

田神村 新御堂村 海潟村 中俣村 市木村

濱平村 本城村 高城村 柊原村

小根占 總高七千貳百石餘
郷土高四百九拾石余

鹿兒島
十里

邊田村 川南村 山元村 川北村 横別府村

大根占 總高五千貳百拾八石餘
郷土高四拾三石余

鹿兒島
十二里

城本村 馬場村 神之川村

田代 總高貳千四百四拾七石餘
郷土高貳百五拾九石余

鹿兒島
十六里

麓村 川原村

佐多 總高貳千四百四拾七石餘
郷土高貳百五拾九石余

鹿兒島
十八里

伊佐敷村 馬籠村 郡村 邊塚村

一、熊毛郡 一ヶ所

種子嶋 種子嶋中高九百三拾四石餘
持高壹万九百九拾石

鹿兒島
三十一里

中之村 島間村 野間村 現和村 國上村 古

田村 納官村 葦永村 住吉村 安納村 坂井

村 西之表村 増田村 安城村 油久村 西之

村 平山村 上里村 上中之村

一、馱謨郡 二ヶ所 敬

屋久島 高千五百七拾三石九斗餘

四十八里

内小島村 宮之浦村 楠川村 小瀬田村 船行村

安房村 麦生村 原村 尾間村 恋泊村 椎

日向國 壹郡

一、諸縣郡 貳拾ヶ所

野村 平内村 湯泊村 中間村 栗生村 一湊
村 永田村 吉田村 黒石野村 山永良部村
(自八拾五石貳斗餘
口之永良部咽
鹿兒島合
四十八里)

吉田 惣高三千四百九拾貳石餘
郷土高三百貳拾八石余
鹿兒島合
十五里
龜沢村 昌明寺村 向江村 岡松村 水流村
内豎村

馬関田 惣高三千二百拾二石餘
郷土高三百九拾八石余
鹿兒島合
十五里
川北村 浦村 柳水流村
外二

島内村
右老ヶ村、伊佐郡宮之城ニ有之、

加久藤 惣高九千四百拾三石餘
郷土高千拾六石余
鹿兒島合
十六里半
栗下村 川北村 榎田村 東永江浦村 西永江浦
村 灰塚村 西郷村 湯田村 小田村 永山村

飯野 惣高九千七百七拾八石餘
郷土高三千六百二拾貳石余
鹿兒島合
四里
末永村 地島村 大明寺村 今西村 上江村
大河平村 坂元村 前田村 原田村 杉水流村

小林 惣高八千七百貳拾老石餘
郷土高千五百二拾八石余
鹿兒島合
二十里
細江村 提村 眞方村 東方村 北西方村 南
西方村 水流迫村 永吉嶺主島津十殿持切 堤村

高原 惣高貳千九百三拾石餘
郷土高四百貳拾八石余
鹿兒島合
二十二里半
蒲田村 後河内村 麓村
外二

水流村 廣原村
右貳ヶ村、高城ヲ飛越、都之城内ニ飛地有之、

高崎 惣高貳千九百三拾石餘
郷土高四百貳拾八石余
鹿兒島合
十八里
大牟田村 前田村 縄瀬村

野尻 惣高二千貳百三拾老石餘
郷土高千拾八石余
鹿兒島合
二十里半
紙屋村 三ヶ野山村 江平村 麓村
笛水村

此邊高崎高原欽之飛地、人居も段々有之、

綾 惣高四千七百二拾貳石餘
郷土高千貳百七拾五石余
鹿兒島合
二十五里半
南俣村 北俣村

高岡 惣高貳万七千八百八拾貳石餘
郷土高貳万貳百七拾五石余
鹿兒島合
二十八里
浦之名村 田尻村 向高村 花見村 五町村
内山村 高濱村 南俣村 入野村 飯田村 北

俣村 深年村

穆佐 惣高四十二百七十五石餘
郷土高五百拾六石余

上倉永村 下倉永村 小山田村

倉岡 惣高十八百拾七石餘
郷土高五百三拾七石余

糸原村 有田村

高城 惣高九百拾二石餘
郷土高八百拾余

石山村 穂満房村 有水村 大井手村 桜木村

東霧島村 四ヶ村

山之口 惣高三千四百五拾四石餘
郷土高九百二拾石余

花之木村 富吉村 山之口村

島津藩御侍

都之城 郡之城中高三万九百五拾九石餘
特高二万五千貳百九拾七石余

俊久村 田邊村 鷺巣村 早水村 郡元村 川

東村 宮丸村 安永村 寺住村 前河内村 下

長飯村 木之前村 志和池村 梶山村 高木村

金田村 水流村 山田村 梅北村 上長飯村

野々美谷村 横市村 五拾町村 西嶽村 中霧

島村 岩満村 石寺村 丸谷村 東五拾町村 西

五拾町村 南方村 北方村 増貫村 寄地村

勝岡 惣高式千八百拾六石餘
郷土高七百三拾八石余

鹿兒島
十七里

餅原村 横山村 蓼池村

松山 惣高式千二百九拾九石餘
郷土高七百二拾八石余

尾野見村 泰野村 新橋村

志布志 惣高壹万五千五百四拾四石餘
郷土高三千四百二拾九石余

蓮原村 野上村 町畠村 夏井村 田之浦村

伊崎田村 月野村 内之倉村 帖村 安樂村

野井倉村 原田村

大崎 惣高壹万二千拾石餘
郷土高九百七拾六石余

野方村 横瀬村 益丸村 神領村 永吉村 狩

宿村 井俣村 岡之別府村 持留村 菱田村

須木 惣高千八百拾石餘
郷土高五百八拾九石余

須木村

外二

贈嶽郡財部之内

下財部村

贈嶽郡末占之内

南之郷村

外二

沖之永良部島 高六千四百貳石四升貳合余

鹿兒島
百七拾二里

大島 高壹万六千七百七拾八石貳斗九合余

徳之嶋 高壹万五千二百八拾八石四斗四升二合余

喜界嶋 高壹万八百二拾六石五斗八合余

与論嶋 高貳千四百拾二石貳斗二升五合余

琉球 高九万四千貳百三拾石七斗九合余

鹿兒嶋 合
百四拾九里

鹿兒嶋 合
百五拾四里

鹿兒嶋 合
百五拾貳八里

鹿兒嶋 合
百九拾八里

鹿兒嶋 合
貳百貳拾里

昭和三年十二月廿 不明 受入

県立図書館の丸印の中に
右の字を入。

鍋倉林左衛門印

三十九

薩隅日

並

琉球高辻帳

四冊入

御記録所

(鹿児島県立維新史料編纂所蔵)

薩摩國郡村高辻之帳

薩摩國郡目録

伊佐之郡作(伊佐)

大口郷之内

一、高八拾八石壹斗七升壹合

右同

渡田村

一、高六百九石九斗六升九合

右同

牛尾村

一、高貳百貳拾三斛壹斗二升三合八勺七才

右同

郡山村

一、高百二拾四石九斗壹合

右同

大儀寺村

一、高貳百四拾壹斛九斗四升六合

右同

蓬邊村

一、高九百二拾三石五斗二升二合

右同

小本原村

一、高百五拾六斛六斗九升九合

右同

榎田村

一、高貳百廿七石三斗七升壹合

右同

羽根田村

一、高貳百三拾三斛九斗七升壹合

右同

木崎村

一、高百拾壹石八升

右同

大内田村

一、高三百三斛貳斗壹升

右同

木之氏村

一、高六百九拾四石九斗六升五合

右同

篠原村

一、高三百拾七斛五斗九合

右同

高柳村

一、高貳千三拾七石三斗三升三合

羽月郷之内

目九村

一、高九拾壹斛九斗六升七合

右同

南榎原村

一、高七百九拾五斛三斗七升二合

右同

堂崎村

一、高貳百四斛四斗八升貳合

右同

北榎原村

一、高貳百五拾八斛三斗八升貳合

右同

一之宮村

一、高貳百壹石三斗三升三合

羽月郷之内

耳田村

一、高五百三拾六斛壹升七合

右同

宮人八代村

一、高六拾七石六斗九升五合

園田村

一、高四百七拾八斛三斗九升三合

鳥巢村

大口郷之内

一、高五百三拾五斛九斗三升四合	羽月郷之内	田代村	一、高九百三斛壹斗四升壹合	祁答院郷之内	湯田村
右同			右同		
一、高五百拾四斛二斗四升四合	右同	白木村	一、高千百拾四斛九斗八升貳合	右同	紫尾村
右同			右同		
一、高九拾九斛壹斗三升六合	右同	西之村	一、高千六百七拾八斛五斗九升五合	右同	柏原村
右同			右同		
一、高貳百三拾八斛三斗三升貳合	右同	柳瀬村	一、高四百五拾三斛四斗八升九合	右同	宮之城村
右同			右同		
一、高貳百三拾七斛五斗九升九合	右同	川岩瀬村	一、高千三百六拾九斛六合	右同	久富木村
右同			右同		
一、高三百五拾九斛二斗壹升五合	山野郷之内	下殿村	一、高千百三拾斛貳斗三升四合	右同	平川村
右同			右同		
一、高千七百貳拾四斛七斗八合	右同	山野村	一、高千百七拾斛壹斗壹升九合	右同	船木村
右同			右同		
一、高四百斛三斗三升壹合	大口郷之内	下山野村	一、高千四百貳拾六斛貳斗七升二合	右同	求名村
右同			右同		
一、高六百五拾六斛貳斗八升四合	祁答院郷之内	平泉村	一、高五百七拾八斛四斗六升九合	右同	平木場村
右同			右同		
一、高八百五斛壹斗貳升七合	右同	時吉村	一、高七百貳拾七斛貳斗三升九合	右同	山崎村
右同			右同		
一、高八百八拾三斛六斗四升八合	右同	鶴田村	一、高貳千六百五拾九斛九升九合	右同	大村
右同			右同		
一、高千四拾八斛壹斗壹合	右同	虎居村	一、高貳百三拾八斛三斗四升五合	右同	久木野村

祁答院郷之内

一、高五百七拾六斛五斗四升壹合

右同

神子村

一、高三百五拾貳斛九斗四升七合

右同

完野村

一、高貳千七百七拾八斛貳斗四升壹合六勺

右同

中津川村

一、高六百五斛四斗八升九合三勺

右同

二渡村

一、高千三百四拾五斛七升五合

右同

黒木村

一、高六百五拾壹斛六斗貳升八合

右同

白男川村

一、高貳千五百七拾貳斛一斗二合

右同

佐志村

一、高三百拾四斛貳升九合

右同

藤川村

一、高七百三拾壹斛貳斗五升九合

右同

長野村

一、高貳千貳百二拾七斛七斗一升四合

右同

斧淵村

一、高千百拾八斛五斗八升貳合

合村数 五拾貳

合高三萬八千四百壹斛三斗六升二合四勺七才

蘭牟田村

一、高百七拾五斛九斗七升六合

右同

白濱村

田海村

薩摩之郡

東郷之内

一、高九百四斛五斗八升壹合三勺

右同

南瀬村

一、高三千三百九拾九斛八斗七升

右同

東手村

一、高百四斛三斗三升九勺

右同

泊野村

一、高三千百八拾貳斛壹斗五升一合

高江郷之内

西手村

一、高二百三拾貳斛七斗壹升貳合

烏丸村

一、高千五百七拾八斛四斗三升八勺

高江村

東郷之内

一、高千九拾八斛九斗九升二勺六才	百次郷之内	百次村
一、高千自二拾七斛四斗九升八合毫	隈之城郷之内	宮里村
一、高式千百三拾四斛四斗式合二才	平佐郷之内	平佐村
一、高式百七拾九斛六升九合	百次郷之内	田崎村
一、高七百三拾七斛四斗六升	平佐郷之内	天辰村
一、高百五拾式斛九斗四合九勺	高江郷之内	寄田村
一、高式百四拾斛六斗八升式合八勺	右同	久見崎村
一、高八百拾四斛四斗六升九合	串木野郷之内	羽嶋村
一、高六拾三斛	右同	新田村
一、高式千七百六拾九石七斗二升八合	入來院之内	市比野村
一、高四千七拾三斛四斗毫升五合	右同	裏之名村
一、高式千四百七拾五斛四斗七升	右同	添田村

鹿兒嶋之郡

一、高千八百毫斛九斗五升六合二勺毫才	入來院之内	中村
一、高六百八拾五斛毫斗九升八合	右同	楠本村
一、高式百六斛毫升三合四勺	右同	久佳村
一、高九百八拾六斛五斗三合四勺	右同	倉野村
一、高三千八百廿式石九斗九升四合	右同	塔之原村
一、高千八百八拾式斛三斗五升一合	山田郷之内	山田村
合村数 三拾三		
合高四萬式千七百拾九斛一斗三升四合七勺五才		
一、高千拾六斛式斗毫升六合五勺	吉田郷之内	本城村
一、高式千三百四拾五斛二斗五合	右同	本名村
一、高三千四百五拾二斛六斗三升	右同	佐多之浦村

一、高千七拾五斛七斗四升三合九勺	吉田郷之内	宮之浦村	一、高八百三拾九斛九斗四合六勺	永吉郷之内	原良村
一、高五百七拾六斛七升七合三勺	鹿兒嶋郷之内	郡本村	一、高千六拾七斛四斗五升八合五勺	鹿兒嶋郷之内	中村
一、高千八百八拾六斛貳斗五升六勺	右同	上伊敷村	一、高貳百九拾四斛九斗九升一合九勺	右同	花野村
一、高千三百貳拾貳斛八斗一升八合三勺	右同	下伊敷村	一、高百五拾貳斛七斗九升八合一勺	右同	皆房村
一、高千六百五拾七斛八升三合六勺	右同	武村	一、高五百六拾五斛壹斗壹升七合	右同	花棚村
一、高七百拾六斛貳斗八升五合一勺	右同	草牟田村	一、高四百四拾壹斛九斗四升七勺	右同	塚之原村
一、高九百八拾三斛四斗六升四合四勺	右同	川上村	一、高千三百拾七斛五斗六升六合九勺	永吉郷之内	荒田村
一、高貳百八拾二斛九斗三升六合二勺	永吉郷之内	下田村	一、高百七拾三斛五斗貳升七合	鹿兒嶋郷之内	永吉村
一、高千百三拾二斛九斗八升三合壹勺	右同	小野村	一、高貳千五百三拾四斛七斗四升	右同	坂本村
一、高千九百拾九斛六斗三升八合	右同	大迫村	一、高三百九拾九斛三升六合	右同	西別府村
一、高千貳百五拾貳斛三斗六升一勺	右同	田上村	一、高八百五拾四斛七斗九升七合三勺	右同	吉野村
一、高千三百七拾九斛八斗二升	右同	西田村	一、高八百九拾七斛三斗七升四合	右同	東別府村

合村数 二拾七

合高三萬三千三百三拾九斛六斗九升四合貳勺

三萬三千三百三拾九石六斗九升四合

外貳夕不足

日置之郡

伊十院之内

一、高三百三拾五斛壹斗五升九合

右同

有屋田村

一、高三百五斛八斗三升五合三勺

右同

竹之山村

一、千百三拾七斛四升八合八勺

右同

郡村

一、高五百四拾五斛二斗二升六合五勺

右同

嶽村

一、九百貳拾四斛七升五勺

右同

麦生田村

一、高八拾九斛壹斗八升壹合九勺

右同

宮田村

一、高三百六拾三斛壹升二合五勺

右同

猪鹿倉村

一、高五百八拾五斗一升四合

右同

徳重村

一、高三千五百拾九斛六合貳勺

右同

谷口村

一、高九百四拾壹斛三斗七升五合

右同

大田村

一、高貳百拾五斛三斗七合

右同

桑波田村

一、高三百三拾九斛九斗六升七合

右同

中川村

一、高貳百五拾三斛壹斗八升三合

右同

春山村

一、高貳百七拾五斛貳斗五升五合

右同

古城村

一、高八百六拾貳斛四斗九升五合

右同

直木村

一、高四百七拾六斛六斗二升壹合

右同

入佐村

伊十院之内

一、高九百三拾三斛三斗九升

右同

福山村

一、高五百拾三斛四斗八升三合一勺

右同

寺脇村

一、高貳百二拾九斛六斗八升三合一勺

右同

大内田村

一、高六百六拾二斛一斗三升六合六勺

右同

清藤村

一、高七百六拾八斛八升九合三勺	伊十院之内	飯牟禮村	一、高五百三拾七斛三斗二升五合	満家院之内	川田村
右同			市來郷之内		
一、高二百五拾七斛五斗二升六合	右同	恋之原村	一、高千九百拾六斛七斗七合九勺	右同	長里村
右同			右同		
一、高四百拾六斛壹斗六升四合九勺	右同	野田村	一、高三千貳百壹斛二斗壹升七合	右同	大里村
右同			右同		
一、高千四拾九斛壹斗五升七合七勺	満家院之内	石谷村	一、高千三百八拾四斛貳合九勺	右同	伊作田村
右同			右同		
一、高貳千百二拾壹斛三斗三升三合	右同	東俣村	一、千九百拾九斛三斗三升七合五勺	右同	娘母村
右同			右同		
一、高七百四拾六斛六斗二升九勺	右同	西俣村	一、千貳百六拾壹斛壹斗九升	右同	湯田村
右同			右同		
一、高貳千九拾七斛五斗三升九合	伊十院之内	小山田村	一、高七百八拾斛四斗五升七合	右同	川上村
右同			右同		
一、高百七拾九斛四斗壹合五勺	右同	神之川村	一、高七百四拾石貳斗五升九勺	右同	湊村
右同			右同		
一、高六百四拾四斛三斗六升四合	右同	上神殿村	一、高九拾七石七斗七升四合五勺	串木野郷之内	神之川村
右同			右同		
一、高八百拾六斛壹斗四升三合二勺	満家院之内	下神殿村	一、高三千五百七拾三石九斗五升	右同	串木野村
右同			右同		
一、高千七百九拾三斛九升七合一勺	右同	郡山村	一、高三百五拾貳石九斗六升三合七勺	日置北郷之内	荒川村
右同			右同		
一、高千百拾三斛六斗九升三合八勺	比志嶋村		一、高三千貳百八拾七石三斗三升五合	日置村	

阿多之郡

一、高三百八拾六石六斗三升七合	日置北郷之内	山田村	一、高千七百卅七石三斗六升四合	阿多郷之内	中津野村
一、高三千四百七拾五石五斗四升壹合	日置南郷之内	永吉村	一、高百八拾貳石九斗九升五合九勺	伊作郷之内	与倉村
一、高三千百卅七石貳斗壹升貳勺	右同	吉利村	一、高八百六拾石六斗七升貳合六勺	右同	今田村
一、高四百四拾六石六升三合三勺	伊集院之内	土橋村	一、高千四百七拾七石九斗六升貳合	右同	入木村
合村数 四拾八			一、高千五百五拾七石八斗六升壹合九勺	右同	中之里村
合高五萬千六百四拾八石四升三合九勺			一、高千八百貳拾石壹斗九升四勺	右同	田尻村
阿多郷之内			一、高九百拾八石三斗六升八合七勺	右同	湯之浦村
一、高貳千四百四拾壹石八斗四升九合九勺	松田村	一、高七百貳拾石八升九合八勺	右同	小野村	
一、高五百五拾四石貳升	花瀬村	一、高五百四拾三石壹斗九升六合	右同	花瀬里村	
一、高六百七拾九石七斗壹升九合	白川村	一、高千百五拾六石九斗貳升五合	右同	和田村	
一、高六百貳拾六石三斗四升壹合	浦之名村	一、高千五百五拾石三斗貳升四合八勺	右同	中原村	
一、高八百四拾三石三斗三升四合	新山村	一、高貳千百卅八石六斗四升二合五勺	田布施郷之内	大野村	

田布施郷之内

一、高千三百九拾三石壹斗八升七合

右同

池邊村

一、高九百四拾六石四升八合六勺

右同

野崎村

一、高千七百四拾九石四斗六升七合

右同

尾下村

一、高六百五拾四石八斗七升七合二勺

右同

古殿村

一、高千三百拾七石九斗九升九合

合村数 貳拾

高橋村

一、高七百貳拾六石四斗四合五勺

右同

長田村

合高貳萬三千五百七拾石四斗七升五勺

一、高六百六拾壹石壹升一合六勺

右同

野間村

一、高千七百石貳斗壹升一合九勺

右同

宮村

河
川邊之郡

一、高千四百八拾五石九斗貳升六合

加世田郷之内

田部田村

一、高四百八拾石九斗九升五合七勺

右同

田之上村

一、高五百卅九石五斗八升九合

右同

坊津村

一、高千七百四拾壹石六斗九升五合

右同

平山村

一、高五百三石八斗三升三合貳勺

右同

上山田村

一、高六百九拾五石五斗貳合六勺

右同

小野村

一、高五百九拾貳石五斗七升七合七勺

右同

中山田村

一、高八百五拾六石八斗六升七合

右同

清水村

一、高千貳百石七斗五升三合八勺

右同

下山田村

一、高貳百八拾七石貳斗九升三合九勺

右同

宮下村

一、高千三百壹石八斗七升貳合

右同

武田村

一、高千三百貳拾三石貳斗六合貳勺

神殿村

一、高千四百七拾四石貳斗九升二合八勺

内山田村

河辺郷之内

加世田郷之内

一、高三百四拾壹石壹升七合三勺

右同

別府田間村

一、高千四拾八石五升貳合

右同

川畑村

一、高九百五拾五石六斗八升貳合

右同

小湊村

一、高五百拾九石四斗七合壹勺

右同

宮原村

一、高千八百拾石四斗貳升一合貳勺

右同

大浦村

一、高九百四拾壹石九升五合八勺

川邊郷之内

唐人原村

一、高貳百五拾五石七斗四合貳勺

右同

赤生木村

一、高五千六百卅九石五斗七升壹合

(同郡之内) 補記

鹿籠村

一、高貳百七拾六石壹升貳合五勺

右同

片浦村

一、高千三百石

合村数 三拾五

硫磺嶋

一、高五拾九石壹升六勺

右同

秋目村

合高三萬五千四拾五石七斗壹升八合

一、高三百拾石六斗六升九勺

右同

久志村

知覧之郡

給黎ノ郡ニ加

一、高千三百拾九石六斗六升五合五勺

右同

津貫村

知覧郷之内

長里村

一、高九百九拾四石五斗四升八合三勺

右同

泊村

一、高貳千百拾九石五斗貳升八合

右同

郡村

一、高千三百卅貳石四斗五升壹合

右同

益山村

一、高千七百八拾七石三斗五升

右同

東別府村

一、高三百貳拾三石九斗五升

右同

地頭所村

一、高千四百八石壹斗三升七合六勺

右同

西別府村

一、高四百四拾五石五斗九合八勺

村原村

一、高千五百貳拾三石四斗三升八合

西別府村

合村数 四

合高六千八百卅八石四斗五升三合六勺

顚娃郷之内

宮拾町村

顚島之郡

一、高千貳百拾九石六斗壹升

上顚島

合村数 七

一、高千貳百廿貳石四升八合四勺

池田村

合高壹萬五千九百卅九石三斗八升四合七勺

一、高千五百七拾壹石七斗七升五合

下顚島

合村数 二

合高貳千七百九拾壹石三斗八升五合

指宿之郡

顚娃之郡

顚娃郷之内

一、高千三百拾四石六斗八升五合

郡村

一、高貳千六百拾三石四斗貳升七合

右同

鳴川村

一、高二千八百六石八斗七升三合

御領村

一、高千五百六拾貳石八斗九升七合

右同

山川村

一、高五千三百七拾八石九斗貳升

仙田村

一、高三百八拾四石六升七合九勺

右同

小牧村

一、高千五百貳拾八石五斗貳升九合八勺

牧之内村

一、高四百七拾貳石壹斗九升九合五勺

右同

岩本村

揖宿郷之内

一、高千拾九石八斗七升五合三勺

拾町村

合村数 七

全高壹萬六千八百五拾七石五升六合七勺

山田郷之内

一、高千四百七石三斗八升一合六勺

山田村

右同

一、高四百八拾九石六斗四合

五箇別府村

右同

一、高千五百卅石貳斗七升八合五勺

宇宿村

喜入之郡

知覽郡加之

合村数 六

合高壹萬五千四拾七石八斗九升五合五勺

喜入郷之内

一、高千八百四拾三石六斗八升三合

上之村

右同

一、高千七百八拾貳石七升五勺

下之村

合村数 二

合高三千六百廿五石七斗五升三合四勺

出水之郡

出水郷之内

一、高貳千三百七拾石四斗四升貳合

武木村

右同

一、高三千五百七拾四石八斗六升九合

知識村

右同

一、高三千五百四拾九石六斗八升四合

鯖淵村

山門院之内

一、高三千貳百拾三石八斗五合

高尾野村

右同

一、高三千四百拾石壹斗七升

野田村

出水郷之内

一、高三千三百卅八石壹斗四升一合

長嶋村

谷山之郡

伊佐知佐郷之内

一、高八千五百四拾三石五斗六升七合

福本村

右同

一、高五百九拾壹石五升貳合五勺

和田村

山田郷之内

一、高貳千四百八拾六石一升壹合九勺

中村

莫根ノ郷之内

一、高四千貳百七拾八石壹斗四升五合

合村数 七

合高貳万三千七百卅五石貳斗五升六合

阿久根村

合村数 八

合高八千四百四拾五石九斗九升壹合四勺

右郷付片書於江戸被二仰付一朱筆ニ仕候、委細目帳並高辻帳頭書ニ記置候
貞享九年丁卯月十八日

都合郡数 拾四

都合村数 貳百五拾八

都合高 三拾壹萬伍千伍斛六斗

高城之郡

高城郷之内

一、高千拾三石五升五合

上之村

右同

一、高五百七拾四石三升五合九勺

下之村

水引郷之内

一、高四百卅七石八斗一升九合六勺

大小路村

高城郷之内

一、高六百廿四石七斗三升三合四勺

麦之浦村

水引郷之内

一、高七百拾七石壹斗七升六合貳勺

草道村

右同

一、高六百拾八石七斗壹合六勺

網津村

右同

一、高九百卅七石壹斗五升三合

宮内村

右同

一、高三千五百廿三石二斗一升六合七勺

水引村

寛文四年閏五月廿五日

松平大隅守

小笠原山城守 殿

永井伊賀守 殿

大隅國郡村高辻之帳

大隅國郡目錄

菱刈郡

太良院之内

- 一、高千七百六拾七斛六斗三升三合
- 一、高八百三斛三斗壹升六合
- 一、高四百六拾六斛貳斗九升三合
- 一、高六百四拾九斛六斗九升三合
- 一、高九百拾三斛八斗貳升四合
- 一、高八百拾四斛五斗
- 一、高貳百七拾貳斛九斗壹升
- 一、高千百六拾三斛五斗六升八合
- 一、高貳百九拾八斛六斗二升二合
- 一、高千三百七拾九斛六斗壹升七合

右同 右同 右同 右同 右同 右同 右同 右同 右同 右同

前日村 德邊村 重留村 田中村 下手村 一山村 花北村 曾木村 針持村 湯尾村

- 一、高六百八拾八斛貳斗四升五合

右同

下手村

- 一、高五百六拾六斛四斗壹升六合

右同

南浦村

- 一、高貳百貳斛貳斗八合

合村数 拾三

荒田村

合高九千九百八拾六斛八斗五升六合

桑原郡

吉松郷之内

- 一、高八百九拾八斛八斗三升壹合
- 一、高四百七拾貳斛五斗六升壹合
- 一、高五百三拾斛七斗貳升
- 一、高四百六拾五斛貳斗四升四合
- 一、高貳百三拾七斛壹斗六升壹合
- 一、高百九拾五斛三斗八升三合

右同 右同 右同 右同 右同 右同

吉松村 中津川村 鶴丸村 川添村 般若寺村 萬膳村

一、高四百壹斛三斗三合	踊郷之内	巢窪田村	一、高六百五拾八斛七斗三升三合	西國分郷之内	畠中村
一、高千貳百四拾貳斛五斗三升壹合	右同	中津川村	一、高六拾壹斛壹斗六升壹合	踊郷之内	濱市村
一、高千貳百四拾三斛七斗壹升六合	西國分郷之内	内山田村	一、高千九百三拾五斛七斗貳升	栗野郷之内	三昧堂村
一、高百拾貳斛四斗八升貳合	日當山郷之内	浅井村	一、高五百拾七斛七斗貳升三合	右同	稻葉崎村
一、高七百八拾八斛八斗五升	西國分郷之内	内村	一、高千七百七拾貳斛貳斗八升六合	右同	栗野村
一、高八百五斛六升五合	右同	見次村	一、高三百九拾貳斛三斗貳升八合	右同	小羽村
一、高四百九拾八斛壹斗七升六合	右同	野口村	一、高千三百九拾斛三斗三升	栗野郷之内	北名村
一、高五百三拾斛壹斗貳升三合	日當山郷之内	住吉村	一、高五百三斛五升	右同	上村
一、高六百拾五斛六斗七合	西國分郷之内	西光寺村	一、高四百五拾七斛四斗九升壹合	右同	高田村
一、高五百貳拾八斛四斗四升	右同	小濱村	一、高貳百貳斛三斗五升七合	右同	崎鶴村
一、高六百九拾壹斛六斗四升	右同	小田村	一、高貳百八拾壹斛七斗七升壹合	横川郷之内	廣田村
一、高三百貳拾六斛九斗六升九合	右同	野久美田村	一、高五百六拾六斛四斗壹升六合	下之村	

始羅郡（新羅）

横川郷之内

一、高千七百九拾八斛貳斗六升四合

右同

中之村

一、高三百四拾六斛貳斗七升八合

帖佐郷之内

船津村

一、高千三百壹斛六斗壹升壹合

上之村

一、高三百拾三斛三斗五升九合

右同

深見村

合村数 三拾二

合高貳萬千八百貳拾四斛四升三合

一、高百五拾壹斛三斗七升六合

右同

邊川村

一、高貳百七拾六斛四斗貳升三合

右同

飯村

一、高四百七拾三斛七斗九升五合

右同

中津野村

帖佐郷之内

一、高千貳百貳拾五斛八斗貳升

右同

山田村

一、高貳百三拾壹石八斗九升七合

右同

長瀬村

一、高三百八拾三斛九斗貳升八合

右同

寺師村

一、高六百三拾七斛三斗九升九合

右同

三拾町村

一、高三百三斛六升九合

右同

大山村

一、高三百八拾三斛壹斗八升四合

右同

春花村

一、高貳百九拾九斛六斗四升三合

右同

豐留村

一、高貳百四拾三斛貳斗五升貳合

右同

千本村

一、高三百三拾四斛六斗六升貳合

右同

住吉村

一、高千九百六斛四斗貳升八合

蒲生郷之内

餅田村

一、高三百四斛貳斗七升五合

右同

鍋倉村

一、高六百八斛壹升三合

右同

白輪村

一、高貳百九拾九斛九斗四合

益田村

一、高三百九拾九斛六升五合

漆村

一、高三百六拾七斛壹斗壹升六合	蒲生郷之内	木津志村	一、高貳百三拾三斛四斗五升八合	加治木郷之内	日本山村
右同			右同		
一、高八百五拾貳斛壹斗壹升四合	北村		一、高六百六拾八斛四斗貳升五合	西別府村	
右同			右同		
一、高貳百拾七斛三升七合	西浦村		一、高九百拾三斛五斗二合	溝邊郷之内	小山田村
右同					
一、高六百五拾五斛四斗四升八合	久末村		一、高貳百六拾六斛貳斗五升八合	有川村	
右同			右同		
一、高貳千九拾五斛九斗壹合	久徳村		一、高千九拾七斛五斗	崎森村	
右同			右同		
一、高千八百八拾貳斛三斗八升五合	米丸村		一、高千三百拾五斛壹斗六升	溝邊村	
帖佐郷之内			右同		
一、高三百五拾斛八斗壹升三合	平松村		一、高千七拾九斛貳斗八升五合	竹子村	
右同					
一、高千貳百拾八斛五斗七升五合	脇本村		一、高七百貳拾七斛六斗七合	加治木郷之内	佳例川村
加治木郷之内			合村数 三拾九		
一、高千三百七拾三斛六斗四升七合	段土村		合高貳萬六千六百四拾三斛四斗六升貳合		
右同					
一、高貳百五拾九斛壹斗六升五合	高井田村				
右同					
一、高貳千三百五拾六斛四升八合	木田村				
右同					
一、高貳百九拾貳斛貳斗四升七合	三縄村		一、高九百貳拾斛五斗四升四合	重久村	
右同					

曾於郡

贈於郷之村

一、高式千百三拾六斛壹斗壹升五合	噹啞鄉之村 ^{(世) 脫}	松永村	一、高五百三拾三斛三斗貳升三合	東國分鄉之內	上井村
一、高九百七拾斛九斗五升六合	清水鄉之內	郡田村	一、高四百五拾四斛五斗九升九合	清水鄉之內	山路村
一、高千六百四拾三斛三斗五升	右同	姬城村	一、高貳百七拾九斛六斗五升貳合	右同	川原村
一、高三百九拾貳斛五升五合	噹啞郡鄉之內	大窪村	一、高貳百九拾七斛三斗九升八合	東國分鄉之內	松木村
一、高六百拾三斛四斗貳升八合	右同	田口村	一、高五拾五斛五斗四升三合	右同	小村
一、高四百七拾斛九斗八升四合	右同	持松村	一、高四百九拾五斛四斗七升八合	敷根鄉之內	湊村
一、高百四斛六斗貳升壹合	清水鄉之內	川北村	一、高千拾五斛九斗三升	噹啞鄉之內 ^{(世) 脫}	東鄉村
一、高五百六拾貳斛五斗四合	右同	弟子丸村	一、高七百七拾貳斛四斗七升貳合	敷根鄉之內	敷根村
一、高千七百斛九斗六升三合	東國分鄉之內	上小川村	一、高四百貳斛七斗八升七合	右同	上之段村
一、高三千六百六拾四斛三斗八升	右同	曾小川村	一、高六百七斛五斗五升四合	右同	持留村
一、高百七拾四斛八斗六升五合	右同	福鳴村	一、高六百三拾四斛五斗九升六合	福山鄉之內	廻村
一、高千二百七斛三斗七升八合	右同	下井村	一、高九拾斛三斗八升八合	右同	境村

一、高七百四拾八斛四斗九升九合	福山郷之内	佳例川村	一、高五百九拾六斛三斗壹升九合	上財部郷之内	四ヶ村
一、高八百五拾貳斛八斗五升壹合	上財部郷之内	大峯村	一、高千貳百四拾三斛七斗九升七合	右同	西之村
一、高六拾八斛三升壹合	右同	柿木村	一、高五百八拾七斛六斗七升三合	末吉郷之内	馬場村
一、高三拾壹斛貳升七合	右同	須加村	一、高五百拾四斛五升九合	右同	田尻村
一、高百貳拾七斛九斗六升四合	右同	古井村	一、高九百拾八斛四升	右同	林迫村
一、高九百拾斛九斗壹合	恒吉郷之内	坂本村	一、高百三拾五斛七斗五升三合	右同	梶ヶ野村
一、高六百八拾五斛六斗八升三合	上財部郷之内	図師村	一、高六百四拾五斛五升五合	右同	鍊崎村
一、高貳百壹斛壹升八合	右同	浦興善寺村	一、高八百拾壹斛三斗七升七合	右同	中嶋村
一、高六百拾六斛六升壹合	右同	集村	一、高四百八拾五斛三斗壹升五合	右同	有持村
一、高六百六拾三斛九升八合	右同	桜木村	一、高五百五斛貳斗五升九合	右同	貉村
一、高七百五斛六斗六升七合	右同	上之村	一、高百三拾八斛三斗貳升貳合	右同	飯田村
一、高五百四拾三斛四斗五合	右同	日光神村	一、高七百拾貳斛八斗壹升貳合	右同	土成村

一、高五百六拾斛三斗八升	末吉郷之内	菅牟田村	一、高七百五拾三斛六斗八升	恒吉郷之内	坂本村
一、高千四百八拾貳斛三斗九升七合	右同	藏町村	一、高九百貳拾四斛五斗八升	右同	大谷村
一、高千四拾貳斛八斗九升七合	右同	稻井原村	合村数 六拾三		
一、高九百貳拾貳斛貳斗貳升三合	右同	村山村	合高四萬三千八百八拾四斛四斗八升		
一、高三百三拾四斛六斗六升四合	右同	柳井田村	肝付之郡 (屬 傍書ツツ)		
一、高四百七斛貳斗壹升三合	右同	鶴木村			
一、高四百五拾貳斛八合	右同	宮路村	一、高六百七拾四石三斗九升四合	大始良郷之内	大始良村
一、高五百拾六斛四升	右同	上畠村	一、貳拾九石五升五合	右同	小濱村
一、高五百七拾五斛八斗五升六合	右同	市成村	一、高千四百卅九石四斗四升九合	右同	横山村
一、高六百八拾三斛四斗貳升壹合	恒吉郷之内	諏訪原村	一、高四百六石壹斗四升六合	右同	濱田村
一、高八百四拾三斛七斗壹升五合	右同	長江村	一、高六百八拾九石六斗五升七合	右同	西俣村
一、高六百三拾五斛五斗六升壹合	右同	須田木村	一、高千貳百八拾八石壹斗六升三合	串良郷之内	南村
			一、高九百拾五石九升壹合		岩廣村

一、高五百五拾三石六斗七升二合	大始良郷之内	古江村	一、高千九百四拾壹石八斗二升三合	串良郷之内	上原村
一、高七百石九斗五升七合	新城郷之内	新城村	一、高九拾七石六斗五升六合	高山郷之内	邊田村
一、高千六百九拾八石八斗四升三合	鹿屋郷之内	高洲村	一、高百四拾五石三斗八升七合	右同	波見村
一、高六百拾五石七斗壹升四合	百引郷之内	平房村	一、高千六百九石壹斗八升	右同	新富村
一、高千百五拾四石五斗一升二合	大始良郷之内	南方村	一、高八百式拾八石五斗五升五合	右同	塚崎村
一、高千百式石六合	百引郷之内	西原村	一、高式千三百九拾石三斗九升六合	串良郷之内	小原村
一、高式千六拾五斛式斗壹合	串良郷之内	有里村	一、高三百七拾八石七斗二升壹合	高山郷之内	富山村
一、高七百六拾式石三斗四升六合	右同	細山田村	一、高千九拾六石八斗一升八合	右同	宮下村
一、高千八百八拾九石四斗五升	右同	高熊村	一、高千式百廿壹石三斗五升四合	右同	岸良村
一、高式千三拾壹石四斗八升二合	右同	岡崎村	一、高千三百七拾五石式斗九升	右同	小串村
一、高千七拾九石四斗六升九合	右同	柏原村	一、高九百四拾五石五斗七合	右同	南浦村
一、高千七百五拾式石式斗一升九合	右同	中別府村	一、高千六拾式石五斗壹升六合	鹿屋郷之内	田崎本村

鹿屋郷之内

一、高五百廿石三斗七升八合

右同

大園村

一、高千七百九拾四石式斗九升

右同

大根占村

一、高千七百七拾五石六斗五升九合

右同

大窪村

一、高八百八拾石三斗八合

右同

伊坐敷村

一、高式千四百六拾九石四斗式升五合

始良郷之内

中之村

一、高式百八拾八石五斗九合

右同

汀野追村

一、高六百七拾七石六斗六升五合

右同

始良町村

一、高三百五拾石三斗九升七合

右同

上坂本村

一、高五百八拾三石八斗一升八合

右同

同浅井村

一、高六百廿七石壹斗九升

右同

郡村

一、高千七百五拾四石六斗三升五合

高山郷之内

荻原田村

一、高五百式拾八石二斗式升五合

右同

山崎村

一、高八百九拾三石三斗七升九合

合村数 三拾八

和泉田村

一、高五百七拾七石四斗九升四合

右同

邊津加村

全高四万式千拾五石九斗八升八合

右同

大弥田村

一、高六百廿石五升八合

右同

神之川村

一、高三百廿四石七斗九升一合

鹿屋郷之内

假屋之村

称寝郷之内

小根占村

一、高式千二拾壹石六斗二升

称寝郷之内

柘原村

一、高式千七百七石七斗八升八合

右同

山本村

一、高式千五拾壹石三升四合

垂水郷之内

田上村

一、高千四百六石四斗五升

大隅之郡

一、高千八百八拾貳石五升	垂水郷之内	垂水村	一、高貳百九拾七石七升四合	向嶋郷之内	嶽村
右同			右同		
一、高五百八石六斗五升七合	牛根郷之内	海潟村	一、高百三拾九石壹斗三升一合	右同	赤尾原村
一、高貳百五拾五石四斗四升八合	右同	牛根村	一、高百六拾三石貳斗六升	右同	赤水村
一、高百四拾六石九斗八合	向嶋郷之内	二川村	一、高七拾五石五升壹合	右同	野尻村
一、高六拾六石三斗四升六合	右同	有村	一、高貳百七拾三石六斗六升四合	右同	横山村
一、高百五拾五石貳斗二升八合	右同	脇村	一、高六拾四石四斗貳升七合	右同	湯之村
一、高四拾八石貳斗二合	右同	黒上村	合村数 三拾二		
一、高五石四斗七升貳合	右同	向面村	合高貳萬百九拾貳石拾貳石三斗壹升三合		
一、高四拾壹石七斗三升	右同	西道村			
一、高五拾石八斗五升五合	右同	松浦村	一、高八百七拾八石五斗六升五合	種子嶋之内	島間村
一、高百八石四斗	右同	白濱村	一、高七百四拾八石壹斗四升六合	右同	由久村
一、高貳百九石九斗九升九合	右同	藤野村	一、高六百三拾五石四斗七升八合	右同	野間村

熊毛郡

一、高五百五石三斗四升

種子嶋之内

莖永村

屋久嶋

吉田村

一、高三百卅貳石五斗九升五合

右同

納官村

合村数 四

合高千八拾石五斗九升

一、高八百拾七石六斗八升壹合

右同

西面村

右郷付片書於江戸被仰付、朱筆ニ仕候、委細日帳、並、高辻帳頭書ニ記置候
貞享元年七月十八日

一、高三百七拾石六斗一升六合

右同

國上村

都合郡 八

都合村数 貳百三拾

一、高三百八拾壹石壹斗九升五合

都合高 拾七萬八百三拾三石四斗五升壹合

右同

住吉村

一、高五百卅六石壹斗三合

中村

寛文四年閏五月廿五日 松 平 大隅守

合村数 九

合高五千貳百五石七斗壹升九合

小笠原山城守 殿

永井 伊賀守 殿

駒路郡(版頭 傍書ニテ)

一、高百四拾貳石六斗九升二合

屋久嶋

永良部村

一、高四百八拾三石貳斗八升五合

右同

長田村

一、高貳百六拾七石四斗四升六合

右同

栗生村

日向國諸縣郡村高辻之帳

日向國諸縣之郡目錄

馬関田郷之内		一、高七百七拾七斛六斗三升壹合五勺	右同	鳴中村
吉田郷之内		一、高五百拾九斛八斗九升壹合	右同	東村
向名村		一、高三百貳拾四斛九斗四升九合三勺	加久藤郷之内	柳水流村
昌明寺村		一、高貳百貳拾九石四合壹勺	右同	榎田村
鶴田村		一、高千百三拾九斛貳斗七升四合五勺	右同	栗下村
上下田村		一、高五百三拾貳斛貳斗壹升五合九勺	右同	中福良村
内豎馬場村		一、高百七拾壹斛三斗六升九合	右同	吉村
龜澤村		一、高三百壹斛三斗七升九合貳勺	右同	同西村
岡松村		一、高五百七斛六斗三升三合貳勺	右同	長山村
馬関田郷之内		一、高六百五拾八斛壹斗八升貳合三勺	右同	湯田村
岡本村		一、高七百拾五斛七斗四升五合三勺	右同	長江浦村
高牟禮村		一、高三百六拾八斛九斗六升九合貳勺	右同	中福良村
裏村		一、高四百五拾四斛九斗壹升	右同	
一、高四百七拾七斛四升五合		右同		
一、高四百拾斛八斗壹升六合		右同		
一、高三百五拾五斛貳斗八合五勺八才		右同		
一、高四百貳拾八斛七斗八升三勺		右同		
一、高四百五拾五斛四斗七合六才		右同		
一、高四百五拾四斛九斗壹升		右同		
一、高貳百貳拾貳斛六斗六升六合六勺		右同		
一、高三百貳拾貳斛四斗七升七合九勺		右同		
一、高百六拾六斛三斗四升五合九勺		右同		

加久藤郷之内		小林郷之内	
一、高貳百八拾四斛八斗六升貳合貳勺	灰塚村	一、高七百八拾八斛九斗三升五合三勺	東方村
飯野郷之内		右同	
一、高四百五拾九斛七升三合八勺九才	大川平村	一、高六百三拾貳斛五斗四升老合	細野村
右同		右同	
一、高七百五拾斛三斗六升老合七勺貳才	宮原村	一、高千五百五拾三斛三斗九升九合	十日町村
右同		右同	
一、高千三百七拾六斛七斗三升九合	原田村	一、高貳百九拾五斛九斗四升九合	大豆別府村
右同		右同	
一、高四百四拾四斛九斗三升貳合	前田村	一、高七百三斛四斗三升貳合	小林村
右同		右同	
一、高三百拾九斛壹斗四升五合貳勺	坂本村	一、高八百八拾三斛三斗五合貳勺	温水村
右同		右同	
一、高五百貳拾五斛五斗八升三合貳勺	大明司村	一、高六百三拾四斛五斗八升老勺三才	西方村
右同		右同	
一、高八百貳斛四斗七升三合貳勺	正原村	一、高貳百五斛五斗老升五合老勺	眞方村
右同		右同	
一、高四百五拾五斛九斗九升貳合	池嶋村	一、高六百四拾斛貳斗四升八合	堤分村
右同		右同	
一、高百七拾斛四斗七升老合	今西村	一、高貳百八拾八斛五斗貳合六勺	水流迫村
右同		須木郷之内	
一、高五百九拾貳斛三斗四升五勺	杉水流村	一、高七百拾九斛三斗六升貳合八勺七才	須木村
小林郷之内		右同	
一、高四百三拾貳石八斗七升八合	北方村	一、高百八斛五斗七升三合七勺	奈佐木村

一、高四百四拾三斛三斗九升六合	右同	高原郷之内	高原村	一、高三百拾四斛六斗四勺	右同	野尻郷之内	紙屋村
一、高五百八斛五斗九升七合七勺	右同		蒲牟田村	一、高百五拾斛八斗三升九合	飯田郷之内		漆野村
一、高千五拾四斛壹斗四升四合六勺	右同		大牟田村	一、高四百八拾五斛六斗壹升三合貳勺	綾郷之内		入野村
一、高千三百貳拾六斛壹斗六升四合	右同		繩瀬村	一、高八百五拾六斛六斗四升三合六勺	右同		南方村
一、高五百八拾八斛七斗九升壹合壹勺	右同		江平村	一、高千六百拾貳斛三斗八合七才	右同		廣澤谷村
一、高三百三拾六斛九斗六升八合	右同		入來村	一、高千四百八拾壹斛六斗三升壹合壹勺	右同		北方村
一、高三百八拾五斛六斗八升壹合三勺	右同		朝倉村	一、高三百八拾六斛八斗壹升六合	高原郷之内		切畑村
一、高四百五拾貳斛四斗八升貳合	右同		前田村	一、高八拾三斛六斗四升七合五勺	右同		樋渡村
一、高百貳拾九斛七斗五升七合九勺	野尻郷之内		笛水村	一、高千六百六斛五斗九升四合六勺	綾郷之内		山内村
一、高四百六拾三斛四斗九升四合	右同		三箇山村	一、高四百斛三斗四升四合壹勺	右同		上床村
一、高八百四拾八斛九斗六合貳勺	内山郷之内		麓村	一、高貳百三拾七斛四斗壹升壹合壹勺	右同		日黒村
一、高千貳百三拾五斛五斗四升四合壹勺			浦之名村	一、高三百五拾三斛九斗五升三合八勺			大裏村

一、高五百三拾四斛七斗六升三合	穆佐院之内	樋渡村	一、高三百三拾五斛壹斗貳升七合三勺	飯田郷之内	花見村
一、高貳百四拾七斛貳斗三合貳勺	綾郷之内	北俣村	一、高八百拾斛六斗四升八合六勺	穆佐院之内	小山田村
一、高千四百五拾斛五斗六升三合六勺	八代郷之内	深蔵村	一、高貳百八拾四斛九斗三升八合六勺	右同	有田村
一、高五百拾四斛九斗六合貳勺壹才	右同	田尻村	一、高千八百拾五斛八斗三升貳合七勺	右同	蔵永村
一、高三百八拾九斛六斗九升七合	右同	向高村	一、高四百五斛四升六合貳勺貳才	右同	高濱村
一、高千貳百四斛四斗八升貳合八勺	内山郷之内	内山村	一、高千三百三拾壹斛八升	松山郷之内	新橋村
一、高百七斛三斗六升六合貳勺	右同	去川村	一、高九百九斛貳斗六升	右同	尾野見村
一、高八百貳拾三斛七斗六升八合六勺	飯田郷之内	飯田村	一、高六百四拾三斛四斗七升三合	松山郷之内	堀内村
一、高四百六拾四斛四斗貳升五合	右同	五町村	一、高四百四拾斛壹斗壹升四合三勺	救仁院之内	原田村
一、高百貳拾九斛八斗三升八合四勺	右同	川上村	一、高四百拾壹斛三斗六升九合	右同	野神村
一、高千貳百拾斛四斗六升六合五勺	穆佐院之内	倉岡村	一、高貳百貳拾九斛壹斗五升五合	右同	夏井村
一、高五拾斛六斗三升七合八勺	飯田郷之内	柚木崎村	一、高千百六拾四斛三斗壹升八合六才	右同	内之蔵村

一、高千三百拾貳斛七斗五升八合	右同	井崎田村	一、高六百九斛五升九合	庄内南郷之内	田邊村
一、高六百貳拾壹斛四斗八升八合三勺	右同	野井倉村	一、高六百四拾七斛七升四合	庄内中郷之内	鷺巢村
一、高貳千拾三斛九升七合三勺	右同	志布志村	一、高千三百貳拾斛七斗四升三合	右同	宮丸村
一、高千七百三拾五斛九斗貳升五合	右同	槻野村	一、高貳百四拾壹斛三斗七合九勺	三俣院之内	早水村
一、高千九百八拾七斛八斗三升貳合四勺	右同	安樂村	一、高三百七拾六斛三斗六升貳合	右同	屋敷村
一、高五百四拾九斛九斗八升壹合	飯田郷之内	田之浦村	一、高貳百三拾三斛五斗三升五合八勺	右同	下川内村
一、高千七百五拾八斛六斗九合五勺九才	三俣院之内	五十町分村	一、高千四百四拾貳斛五斗五合七勺	右同	石山村
一、高千三百五拾三斛八升五合八勺	右同	原口村	一、高百六拾八斛貳斗五升四合	右同	下川内村
一、高五百九拾九斛九斗六升七合八勺	庄内南郷之内	井蔵田村	一、高三百四拾八斛七斗六升貳合	右同	上川村
一、高五百三拾七斛貳斗貳升八合	右同	木前村	一、高三百八拾五斛八斗七合壹勺	右同	田尻村
一、高四百九拾六斛七斗四升六合	右同	後校村	一、高百四拾九斛貳斗壹升五合	右同	宮原村
一、高九百拾九斛八斗七升七合	右同	安久村	一、高貳千六拾貳斛九斗四升七合八勺九才	右同	大井手村

三俣院之内		一、高千七百四拾七斛七斗三升八合	德 ^{トク} 滿 ^{マン} 坊 ^{ボウ} 村	一、高百貳拾八斛七斗六升九合五勺	三俣院之内	岩 ^{イワ} 滿 ^{マン} 村
右同		一、高六百壹斛五斗七升八合八勺	桜 ^{サクラ} 木 ^キ 村	一、高貳千八百三拾七斛八斗七勺七才	庄 ^{サタ} 内 ^ノ 北 ^{キタ} 鄉 ^ノ 之内	安 ^{アサ} 永 ^{エイ} 村
右同		一、高六百拾四斛七斗八升貳合四勺	餅 ^{ホシ} 原 ^{ハラ} 村	一、高九百六斛三斗四升三合六勺	財 ^{サイ} 部 ^ブ 鄉 ^ノ 之内	前 ^{マエ} 川 ^{カハ} 内 ^ノ 村
庄内中郷之内		一、高貳千三斛七斗七升六合壹勺三才	高 ^{タカ} 木 ^キ 村	一、高八百九拾壹斛三斗九升	右同	下 ^{シモ} 財 ^{サイ} 部 ^ブ 村
右同		一、高九百九拾壹斛七斗壹升三合五勺	薄 ^{ウス} 谷 ^ヤ 村	一、高百壹斛五斗三升六合	右同	屋 ^ヤ 敷 ^シ 村
右同		一、高五百貳拾七斛五斗三升三合七勺	梶 ^{カキ} 原 ^{ハラ} 村	一、高四百貳拾七斛九斗七合壹勺	右同	下 ^{シモ} 財 ^{サイ} 部 ^ブ 村
高原郷之内		一、高千百拾壹斛三斗九合四勺	水 ^{ミヅ} 流 ^{リウ} 村	一、高千拾壹斛貳斗四升壹合壹勺	庄内北郷之内	横 ^{ヨコ} 市 ^シ 村
右同		一、高七百三拾壹斛八升八合	上 ^{ウヘ} 中 ^{チュウ} 原 ^{ハラ} 村	一、高三百六拾九斛九斗五升四合	右同	金 ^{カナ} 田 ^タ 村
庄内中郷之内		一、高五百九拾四斛五斗七升壹合	水 ^{ミヅ} 流 ^{リウ} 村	一、高三百八拾九斛貳升壹合壹勺	右同	今 ^{イマ} 平 ^{ヘイ} 村
右同		一、高五百五拾六斛四斗六升五合	大 ^{オホ} 西 ^{セイ} 村	一、高八百三拾六斛七斗九升壹合貳勺	三俣院之内	石 ^{イシ} 寺 ^ジ 村
三俣院之内		一、高貳百三拾九斛七斗四升壹合	岩 ^{イワ} 滿 ^{マン} 村	一、高貳千貳百六拾五斛六斗六升七合五勺	庄内南郷之内	富 ^フ 吉 ^{キチ} 村
右同		一、高五百八拾八斛六斗三升六合六勺	東 ^{トウ} 霧 ^キ 嶋 ^{トウ} 村	一、高貳千三百五拾八斛三斗壹升壹勺五才	庄内南郷之内	梅 ^{ウメ} 北 ^{キタ} 村

一、高百斛三斗六升六合六勺	庄内南郷之内	屋敷村	一、高千三百四拾六斛式斗七升七合四勺	末吉郷之内	イ大崎	永吉村
一、高千三百斛七斗四升九合三勺	財部郷之内	下財部村	一、高千式百七斛六斗式升九勺	三俣院之内		勝岡村
一、高四百八拾八斛壹斗三升九合	右同	溝之口村	一、高九百八斛四斗七升式合式勺	救仁ノ郷之内		野方村
一、高千式百五拾八斛九斗八合	三俣院之内	山之口村	一、高千百八拾六斛六斗式合九勺五才	右同		益丸村
一、高千百五拾九斛九斗五升八合	右同	花木村	一、高七百八拾斛壹斗七升八合九勺	右同		今村
一、高千七百八拾壹斛七斗九升式合四勺	右同	椀山村	一、高四百三拾八斛三斗式升六合	右同		持留村
一、高百八拾九斛七斗壹升五合八勺	庄内中郷之内	寺柱村	一、高式百拾六斛八斗五升七合七勺	右同		岡別府村
一、高千百式拾四斛七斗四升八合	右同	河東村	一、高式百式拾壹斛九斗三升五合式勺	右同		藍之原村
一、高九百七拾九斛壹斗四升四合	右同	野之美谷村	一、高千式百式拾式斛九斗七升六合壹勺	右同		假宿村
一、高五百八拾七斛六斗式合九勺	庄内南郷之内	郡本村	一、高九百拾九斛八斗四升八合式勺	右同		横瀬村
一、高式千百三拾四斛三斗五升七合六勺	右同	中裏村				
一、高式百式拾壹斛三斗九升四合三勺	右同	大裏村				

右郷付片書、於江戸被仰付、朱筆二仕候、委細、日帳並高辻帳頭書ニ記置候
 貞享元年子七月十八日
 都合村數 百六拾四
 都合高拾式萬式拾四斛五斗八升

寛文四年閏五月廿五日

松平大隅守

小笠原山城守
殿
永井伊賀守
殿

琉球國諸嶋高辻之帳

琉球諸嶋

一、高四拾五斛壹斗

戸無嶋

一、高七百貳拾七斛四斗

粟嶋

一、高三千六百七拾七斛七斗

久米嶋

高壹萬四百五拾五斛五斗

大嶋

高六千九百三拾貳斛四斗

鬼界嶋

一、高壹萬貳千四百五拾八斛七斗

宮古之嶋

高壹萬九斛七斗

土久嶋

一、高六千六百三拾七斛三斗

八重山嶋

高四千五百五拾八斛五斗

永良部嶋

都合高拾貳萬三千七百斛余

高千貳百七拾貳斛六斗

與論嶋

寛文四年閏五月廿五日

松平大隅守

高五百四拾壹斛六斗

恵平や嶋

小笠原山城守殿

高七百五拾斛貳斗

伊是那嶋

永井伊賀守殿

高三千六百四拾三斛

伊恵嶋

本琉球

高六萬貳千百九拾九斛

沖繩

一、高貳百三斛

計羅摩嶋

既刊史料名

三十四年	第一集	薩藩政要録
三十五年	第二集	丁丑日誌(下)
三十六年	〃	(上)
三十七年	第三集	薩摩国新田神社文書
三十八年	第四集	一向宗禁制関係史料
三十九年	第五集	薩摩国山田文書
四十年	第六集	諸家大概・職掌紀原
四十一年	第七集	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記
四十二年	第八集	御登道中日帳御下向・列朝制度
四十三年	第九集	明治元年戊辰戦役関係史料
四十四年	第一〇集	伊能忠敬の鹿児島瀬量関係資料並解説
四十五年	第一一集	管窺愚考・雲遊雜記伝
四十六年	第一二集	川上忠塞一流家譜
四十七年	第一三集	本藩人物誌
四十八年	第一四集	薩陽過去帳
四十九年	第一五集	備忘抄・実久公御養子御願一件
五十年	第一六集	鹿児島県地誌(上)
五十一年	第一七集	鹿児島県地誌(下)
五十二年	第一八集	薩藩舊士文章
五十三年	第一九集	薩藩先公貴翰 乾
五十四年	第二〇集	薩藩先公貴翰 坤
五十五年	第二一集	小松帶刀傳・履歴・記事
五十六年	第二二集	小松帶刀日記
五十七年	第二三集	新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)

鹿児島県史料刊行委員会

五十音順

川	越	政	則	前南日本新聞社社長
芳	即	正	純	心短大教授
北	鉄	三	鹿	児島大学名誉教授
桐	野	利	彦	鹿児島女子短大教授
桑	波	田	興	鹿児島大学教授
五	味	克	夫	鹿児島大学教授
小	西	四	郎	前東京大学教授
犀	川	碓	吉	前甲南高等学校校長
竹	内	理	三	前早稻田大学教授
原	口	虎	雄	鹿児島経済大学教授
福	満	武	雄	鹿児島新報社
宮	下	満	郎	甲南高等学校教諭
村	野	守	次	鹿児島女子短大教授
桃	園	恵	真	鹿児島大学名誉教授

「新修舊鹿児島藩領
国・郡・郷・村・浦・町附」 上卷
昭和五十八年三月

発行 鹿児島市城山町五の一
鹿児島県立図書館
印刷 鹿児島市山下町四一八
鹿児島県教員互助会印刷部